

則というものが退職者の当時の年金の価値をあくまで完全に保全をするという原則が基本だと思ひますし、また同時に同じ年金の間の均衡等という問題もあらうかと思ひますが、特に本法は退職時の年金の価値を完全に保全をして、長年勤務に精励をされた職員の老後の安定、所得の保障ということだと思ひますが、それには何といつても法第七十四条の二の規定を十分に活用し、またその規定が機能する条件を与えなければいけないと思ひわけでありまふ。同時にまた地公法三三條の二も同じような趣旨で規定をされておりますけれども、これによつてかなり古い過去において別な法令のもとに退職をした職員あるいはまたその後の新法のもとにおいて退職をした人でも、過去に旧制度の期間を含む人が相当いるわけでありまふから、これらに対する十分な配慮、措置がなされなければいけないわけでありまふが、まずそれらの基本的な原則といひますか、考え方についてお伺ひをしたいと思います。

○石見政府委員 公務員の年金制度につきましては、ただいま先生御指摘にございましたように、長い年月良好な成績で勤務されました公務員の方々につきまして、老後の安定に資するためにいわけの社会保障の一貫として恩給制度、国家公務員共済あるいはまたその他の公的年金とのバランスをとりながら設けられておるものでありますことは御指摘をいただいたとおりのこととあります。私どももいたしましては、いま申し上げましたような趣旨からいたしまして、従来からいわけゆる退職された公務員の方々の生活の安定に資しますために、年金の實質的な価値を高めるといふ意味を持ちまして、なかなか歩みはのろいわけでありまふけれども、いろいろ諸般の改善措置を講じてまいつたわけでありまふ。

今回御審議をお願いいたしております法案につきましても、四十二年以降の者にかかりまふ年金につきましても、五十二年以降の年金額の改定を行いますとともに、恩給の改正あるいはその他の公的年金の改正等と見合いながら所要の改善

措置を講じようとしてゐるものでございます。

ただ、何分にもいま先生お示しをございましたように、地方公務員共済制度はいわけゆる恩給制度にその源を発しておるわけでありまして、昭和三十七年にそれまで多くに分かれておりました各種の制度を統合して現在に至つておるものでございませう。そういう意味で基本は恩給制度に置きながら、かつは同じ公務に従事しております国家公務員共済年金制度とのバランスをとりながら、さらにはまた厚生年金あるいは国民年金等各種のいわけゆる公的年金との均衡もとりながら、今後、いま申しましたような観点からさらにその實質的な価値を高めるための努力は私どもしてまいらなければならぬ、かように存じておるところでございます。

○新村委員 公務員の給与体系についてはほかの民間の職員とは性格も違ひ、特に現在では公務員については、当然憲法において保障されるべきである團結権あるいはストライキ権等も禁止をされてゐるというふうな実態もあるわけでありまふ。これについてはこういう諸法令は明らかに違憲であるといわれれば考へるわけですが、最近の最高裁の判決を見てもこれを強化するといふような方向に動いてゐることは大変遺憾でありますけれども、そういう特殊な条件下にあるといふことも同時に考へなければならぬと思ひます。したがつてその給与と一体をなすこの年金についても、公務員の年金については十分価値の保全、それからお互いの他の年金との関連といふこともありますけれども、特に公務員の置かれておる実態を考慮されて、当然に与えられるべき團結権、ストライキ権がないといふそういう実態も考慮されてしかるべきであると思ひますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○石見政府委員 公務員につきましては、地方公務員法あるいは国家公務員法によりまして、民間労働者に認められております労働三権のうち、争議権につきましてはこれが認められておらないといふことは御案内のとおりでございます。そういう

意味におきまして、いわけゆるその代償機關と申しますか、給与につきましては第三者機関でございませう。人事院あるいは人事委員会におきまして、その給与についての一定の水準と申しますか、民間給与とバランスをとれたものとなるように毎年勧告が行われ、そしてまた国、地方団体におきましては、それぞれの実情に應じて所要の給与改定がなされてきておるところでございます。

このように公務員につきましては一方では争議権が禁止されておるといふいわけゆる代償としての人事委員会制度があり、さらにはまたその給与あるいは勤務条件は、法律あるいは条例によつて保障されておるといふようなたてまえにもなつておるわけでありまして、私どももいたしましては共済制度につきましては、このいわけゆる基礎的な仕組みの中で決定されました給与を基礎にして、いわけゆる年金額といふものが算定をされてまゐつておるわけでございます。そういう意味におきましては、いま申されましたような労働基本権が制約を受けておるといふことに対する代償としての措置、それに伴ひます給与の決定、さらにそれを基礎とした年金額の算定等を通じまして、公務員につきましての給与あるいは年金額につきましての確保といふものがなされておるのではないかといふふうに理解をいたすものでございませう。

○新村委員 お考へはわかるのですが、違憲の疑いがきわめて濃厚であるところの公務員に対するストライキの禁止、そういうことによつて嚴重に制約をされておるといふ事態が一方にあるわけでありまふ。さらに、身分の保障は確かにありますけれども、同時に、公務員は、兼職の禁止、あるいはみずから事業を営むことができないといふようなことを初めとして、多くの經濟的な制約もあるわけでありまふから、そういうことを十分考慮され、また、現在違憲の疑いのきわめて濃いつつた諸法について、これは何としても将来これらを撤廃をして、公務員に憲法に保障された諸權利を回復することがぜひ必要だと私は考へますけれども

も、しかし、現在はそのままでいいという事態でありますから、それらを十分に考慮をされることが必要だと思ひます。と同時に、年金の価値の保全といふことと、それから、そういう制約のもとで生涯といふか退職まで職務に精励するわけでありまふから、それに対する期待権あるいは将来に対する保障、これは十分に考慮しなければいけないわけでありまふ。したがつて、年金に対する諸法令の整備と同時に、期待権あるいは将来に対する保障を法的に完備をする必要があるのではないかとと思ひますけれども、その点をお伺ひします。

○石見政府委員 年金制度は、ただいまお話がございましたように、一定の身分制約を受けまふ中で忠実な勤務に長年従事されました公務員につきましても、老後の生活の安定に資するための一つの保障制度でございます。私どももいたしましては、この制度が、やはりその目的をいたしまして十分に沿ひまして、今後とも改善につきまして十分な努力をいたさなければならぬといふふうに存じておりますとともに、おっしゃいました期待権と申しますか、既得権と申しますか、そういうものにつきましては、これはもちろんのこと十分尊重されなければならぬものであらうといふふうに私どもも考へておるところでございます。

○新村委員 年金の価値保全といふことがきわめて大切なことであるし、また、本法自体がその目的のために制定をされてゐるわけでありまふ。また、本法及び施行法その他でもこの精神は繰り返し強調されておるわけでありまふが、たとえば七十四條の二とか施行法三三條の二といふようなところで繰り返し強調されておりますけれども、またこの年金の価値保全について法的に完全な保障があるとは言えないのではないかと。特に公務員については毎年給与の改善等がありまふので、当然年金もその毎年のアップにスライドをするような法的な保障がなければならぬと思ひわけでありまふ。本法においては、これは毎年こういう改定に関する法律を年中行事のように審議をいたしま

してやるわけでありませうけれども、こういう方法ではなくて、交付税法でも論議はされましたけれども、毎年毎年の措置ではなくて、一定の制度として、恒久的というとおかしいのですけれども、毎年毎年の、その都度の措置ではなく、制度として、公務員の年金を将来にわたって保障するということをはっきり法定すべきではないか。具体的には、スライドを明確に法的に保障するというお考えはございませんか。

○石見政府委員 公務員の年金制度は、国家公務員あるいは地方公務員を通じて、先ほども御答弁申し上げましたように、公務員の身分あるいは公務員の勤務の特殊性というものに基づきまして、設けられたものでございまして、したがって、その内容は恩給制度の取り扱いに準じて規定をされておるところでございまして、本年度の共済年金の年額の改定の取り扱いにつきましても、すべて恩給年額の改定措置に準じて、現職公務員の給与の改善率によって行うこととしたしておるところでございます。

このように、ここ数年間、恩給制度、国家公務員制度あるいは地方公務員制度を通じて、現職公務員の給与改定率によってその額を改定していくという制度がいわば定着をしまいいつておるわけでありまして、毎年度そういう形での法案の御審議をお願いをいたしているところでございます。この給与改定率によります年金のこれを、いわゆるスライド化を法定すると申しますか、これを制度化するというにつきましては、現在他の公的年金あるいは国家公務員の取り扱い等ともかね合いながら、私どもとしては、それはそれなりにいろいろ検討を重ねておるところではございますけれども、御案内のとおり、厚生年金におきましてはいわゆる物価スライド制が制度化されておるわけでありまして、このように、同じ公的年金といったしましての厚生年金が物価スライド制をとっておるといふ現状のもとにおきまして、公務員につきまして給与スライド制を導入することは一体どういう問題があるのかというふうな問題もあ

るわけであります。そういう意味で私どもまだ結論を得るには至っておらないわけでございますけれども、恩給制度あるいは国家公務員共済年金制度の取り扱い等も十分見ながら、かつは、いま申しましたように、厚生年金におきます現行の制度等との調整をどうするかというふうな問題をもあわせて考えながら、今後検討をしてまいりたいというふうに存じておるところでございます。

○新科委員　それでは若干の具体的な問題について伺いたいと思いますが、現在の運用は、新制度と、それからその中に包摂をされておる旧制度と、この二つの要素があるわけだと思つてゐるわけですが、そして、その年金の計算等も、旧制度に係る期間と新制度に係る期間と二分して計算をされてゐるようであります。これは、縦断的なのといひますか、時間的な相違を調整する方法としては当然そうあるべきでありますけれども、その間に於ける完全な調整なり是正が行われていない面があるのではないかと思つてゐるわけですか。

たとえば、旧制度と新制度の両方にわたる人の場合に、新制度で全期間を計算をする場合、それから二分して計算をする場合では結果が違ふと思ひますが、その場合に、現在では、二分をして、それぞれの期間ごとに額を出していると思ひますけれども、それと全期間を計算した場合の結果が違ふと思ひます。その場合に、新制度によつて全期間を行う方が有利な場合にはそうやるのが妥当なのではないか。というのは、制度が変わつてもその者の従事をしていた職務内容なり、社会的な評価なり、社会的な意義なりというものは同じなわけでございます。制度が変わつたからといつて異なる基準で計画をすることは妥当ではないといふふうに疑問を持つわけでありますけれども、その点について伺いたいと思ひます。

○石見府委員 現在の地方公務員共済制度は昭和三十七年に新しい制度として発足いたしましたわけですが、それ以前におきましては、それぞれの職種あるいは職員の身分等によりまして、恩給制度その他もろもろの制度がそれぞれ独立に

実施をされておったわけであります。それをただいま申しましたように、三十七年に統合して共済制度という一本の制度にいたしましたわけであります。その際、従来たとえば恩給制度の適用を受けておられました方々の取り扱いをどうするかという問題が当時当然あったわけでありまして、その際におきまして、少なくともその恩給制度期間中におきましては、その当時適用されておりました恩給法というものの適用を受けておられたことは事実としてあるわけであります。したがいまして、その制度の切りかえに際しましては、一つはやはり従来たとえば恩給制度といえますものを新しい年金制度に通算をするという形で、いわばその期間の既得権と申しますか、事実経過した期間を年金の基礎に確保していくということ。もう一点は、その恩給制度時代に適用されておりましたその制度は制度として、いわば既得権としてそれを確保していくというたてまえから、たとえば恩給制度と年金制度の二つにまたがります方につきましては、それぞれの制度を適用して、その合算額をもって年金制度とするという仕組みになつたわけでございます。

に、ある程度それを実態的な意味において一本化するということは、もともと制度の仕組みが違っておりましたものを統合いたしましたものでございますので、お示しのような点によって今後の年金額を算定していくということにつきましては、そういう意味におきまして非常にむずかしいことと申しますか、問題の多いことではないかというふうに存するわけであります。

○新井委員　その問題については理論的な問題であるのかあるいは財政的に困難であるのかということですが、前者であるとすれば、これは制度が違っていたにしても、全く同じような条件と職務内容で職務に専念をした、またはさせられたと言うとおかしいのですけれども、してきたわけでありますから、制度が変わったからといってその間に区別をすることが果たしてどうであるかという点であります。また、財政的に仮に若干の困難があったにしても、これは自治体なり国なりがその職員に対してその職務を指示をして職務に精勵をされたわけでありますから、これに対する責任はとらざるを得ないのではないかと思うわけでありますが、困難というのはいずれの点であるか、お尋ねをいたします。

○石見政府委員　私はその両者であらうと思つて
おります。

一つは、理論的に考えました場合、現に恩給制度のもとにおいて勤務をされた方であります。したがひまして、恩給制度のもとにおいて勤務をされた期間につきましては、恩給制度によります算定というのがより合理的であり、あるいはまたそれが既得権を守つていくというたてまえにも沿うものであるかと思つております。また、同時に、現在現に恩給を受けておられる方とのバランスと云う面を考えましても、旧恩給制度のもとにおきます期間は、恩給期間として計算するのが理論的にもより妥当ではないかという点があらうかと思つております。

と同時に、財源的にも、先ほど申し上げましたように、大きな問題があるということは事実だとい

思うわけでありまして、私は、これらの両面から、いまのような制度が三十七年に過ぎましたときの経緯等から見ても、より妥当ではないかというふうに存するわけでございます。

○新村委員 その点については完全に了解できませんけれども、先に進めたいと思います。

退職年金について、いわゆる割り落としという措置があるように思いますが、この点について、やはりこれは受給者に対する不利な処置になつておるわけですが、これを廃止することができないかというところをお聞きいたします。

○石見政府委員 退職年金の割り落としを廃止したかどうかという御質問であつたと思いますが、おっしゃつておられます御趣旨は、いわゆる通算退職年金の割り落としのことであらうかと存じております。公務員の共済制度におきましては、退職一時金を支給いたします際に、将来の通算退職年金の原資に充てますために一定額を控除するというにされておるわけでございます。その原資の控除額が将来の通算退職年金の支給のために必要といたします額として定めております法定の額に不足をするという場合には、その方に支給いたします通算退職年金の額は、その不足する額の割合によつて割り落としをするということにいたしておるわけでございます。

このように、通算退職年金でございますから、たとえば公務員共済、さらにはそれに引き続いて厚生年金にお入りになるという場合に、この制度がそういう形で動くことに相ならうかと思つておられます。しかしながら、この通算退職年金の割り落としの率につきましては、通算退職年金に充てるための原資が多いほど還元、言葉を変えますれば、退職一時金の給付事由が発生したときの年齢のいかによりますと、割り落としの率に格差を生ずるという問題が指摘されてまいつたわけでありまして、その結果、年金受給者の状況によつては不利が生ずるというようないふことがございますので、この点は改善をすべきではないかというふうに私も考え、ずっと検討してまいつたわけでありまして、先生御案内のとおり、この点につきましては昭和四十九年度の法律改正によりまして、この割り落とし率が百分の八十を超えませんが、百分の八十を限度とするという頭打ちを設けて、そのような格差の是正と申しますか、不利益の救済措置をとつたところでございます。いま申しましたように、通算退職年金にかかわります、従来指摘されておりました問題につきましては、このような上限率を設けますことによつて、私どもは、ほぼ解決はできておるといふふうに理解をいたすわけでございます。

さらになお御質問にございましたように、この通算退職年金の割り落とし制度を全面的に廃止するということにつきましては、もともと通算退職年金は、御案内のとおり、たとえば共済年金から厚生年金へ引き継いだという場合に適用されるものでありますから、そうなつてまいりますと、一体、現行の退職一時金制度というものをどう考えていくのかという問題があるわけであります。これは非常に大きな問題でございます。公務員をやめられて一時金をもらわれて、やがてはまた厚生年金等に入られるケースというのが非常に多いわけでありますから、そういうものを考えました場合には、一時金そのもののあり方という基本的な問題がもちろんあるかと思つておられます。と同時に、財源率へのはね返りという問題もあるわけでございます。

私もといたしましては、これらの問題点をどのように理解をし、解決をしていくのかということとを踏まえながら、いわゆる国家公務員共済制度を所管しておりますようなその他関係各省庁とも十分協議しながら、今後ともこの問題につきましても、いま申しましたような若干さかのぼつた観点からも検討してまいりたいというふうに存じておるところでございます。

○新村委員 その点はひとつ、今後十分御検討いたされたいと思つた。

それから、遺族の年金でありますけれども、これについては現在半額ということでありますが、遺族、特

に妻、配偶者の場合ですね。この場合には、本人の在職中も配偶者、妻は一体となつて、本人が職務に精励できるような条件をつくる、あるいはいふゆる内助の責めを果たすという点から、あるいはわゆる内助の責めを果たすという点から、と、それからもう一つは、配偶者の死亡によつてこうむる打撃という点から、配偶者の死亡によつては、遺族、特に妻に限らず配偶者に対しては、現在の半額を少なくとも八割程度に引き上げる必要があるのではないか。しかもこれは、世代が変わつて子供というふうなことになるかと思ふ方は別ですけれども、配偶者の場合には、一体となつて、本人が職務に精励できるような条件というか、そういう仕事を直接ではなく間接に果たしてきたというふうなこともあります。そしてまた、これは財政的にもそんなに大きな負担にはならないのではないかと。夫婦というものは、大体平均余命というのはそう違わないわけでありまして、少なくとも妻、配偶者の場合には、八割に水準を引き上げるべきではないかと思つておられます。この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

に他の年金を上回つて引き上げていくというのは、非常にむづかしい問題もあると存するわけでありまして、そういう意味におきまして、現在遺族年金の受給者の中でも老齢な方々あるいはまた小さな子供さんを抱えた寡婦という方々、いわゆる一般的に稼働能力の弱い立場におられます方々であり、しかもその受給額が少ないという方々に対しては、緊急な給付改善が必要というふうな考えられますところから、今回このような老齢者あるいは寡婦などにつきましては、特にこの最低保障額を引き上げるように、ただいま御審議をお願いをいたしておるようなところであります。

○石見政府委員 遺族年金につきましては、いまお示しにございましたように、退職年金の五〇％の額ということになつておるわけでございます。この遺族年金につきましては、遺族の方々の置かれております立場というふうなものを、あるいはまた遺族年金の実態等から見まして、五〇％の支給率をさらに引き上げるべきではないかという御意見と存するわけであります。私も、遺族年金の給付改善につきましては、いまお話しにございましたように、その支給率を引き上げていくというの、一つの方法であるとは存じておるわけでございまして、しかしながらこれにつきましては、先ほど申ししておりますように、遺族年金も、恩給あるいは国家公務員共済その他厚生年金等の公的な年金制度と全く軌を一にした取り扱いをいたしておるわけでありまして、ひとり地方公務員共済についてのみ、いわゆる遺族給付の支給率をさら

果、これらの方々に対する遺族年金の最低保障額につきましては、御案内のとおり、昨年新たに創設をしていただきました寡婦加算措置というふうなものとおあわせて考えました場合、退職年金のおおむね六割程度の水準に達することになるんじゃないかというふうに存するわけであります。お示しにございましたように、七割あるいは八割というところには、まだ手が届いておらないわけではございますけれども、今後遺族給付の改善につきましましては、各方面からいろいろ御意見もいただいておりますところであり、あるいはただいま御指摘もいただいたところであります。その改善につきましては、前段申し上げましたように、恩給あるいは他の厚生年金等の公的な年金とのバランスも当然あることでございますので、今後いろいろな審議会の御意見あるいは審議の状況等も十分伺ひながら、あるいはまた関係各省庁とも協議をしなから、その遺族年金の実質的な年金価値を引き上げていくという点につきましては、努力をいたしたいというふうに存じておるわけでございます。

○新村委員 それから、これは今回改善される点だと思つておられますが、日本赤十字社救護員の抑留期間の通算についてですが、施行日に在職していた者に限り適用される。その後の再就職については適用がないということでありまして、これも、これ

は過去の通算の原則からいって不公平ではないかと思ひますけれども、この点お伺ひします。

○桑名説明員 たいまお話のありました日本赤十字社の救護員であつた方々の年金通算につきましては、恩給制度の取り扱いにおきまして従来戦地勤務をしていなかった、いわゆる戦地勤務の後期間に通過する道を開かれたわけでございます。それに伴ひまして、今回御審議をいたしてあります共済の施行法におきまして、そういう期間を持つてゐる方々についても、退職年金の受給資格を発生するための資格期間にその期間を算入する道を開くように御提案申し上げてゐるわけでございます。その適用を施行日後の人に限つてゐるという点につきましては、こういう制度の改正等におきましては、従来から制度の改正が行われたときに在職してゐる人、あるいはその後、組合員になつた人に制度を適用するのをたてまゝとしてゐるわけでございます。過去にやめた方々について、そういう期間を算入することによつて新たな年金権を発生するということにつきましては、既裁定者との均衡等もございまして、なかなかむずかしい問題ではなからうかという感じがいたすわけでございます。

○新村委員 そうしますと、新しい取り扱いによつて過去に退職した者でも適用してくる、年金権を発生してくるというふうな、そういうケースが当然あるわけでありませうけれども、これについて一切排除していくというお考えですか。

○桑名説明員 重ねて申し上げますが、今回とりました特例措置につきましては、三十七年の十二月一日、すなわち新しい共済制度が適用されましたときに在職してゐた更新組合員に限つて適用する制度でございます。したがつてこの三十七年十二月一日以後に再就職した人、こういう方々には適用してゐないわけでございます。と申しますのは、三十七年十二月一日に在職してゐない、その制度施行後に再就職をした方々について、この日本赤十字社の救護員の問題じゃなくてほかの問題も同様でございますが、たとえば前の退職年金条例の適用を受けておつた方々で、年金受給資格が二十年にならずに特例年金を受ける方々につきましても、年金受給資格の特例に当たりましても、三十七年十二月一日、すなわち新共済制度の施行日に在職してゐた更新組合員に限つてゐるわけでございます。その本法施行日に在職してゐなかつた再就職者には適用されない取り扱いにしてゐるとの均衡もございまして、今回もそういう取り扱いをいたしたわけでございます。

多額所得停止というのがございませう。これは停止しなくては減額ですか。年金は、過去におけるその人の公務員としての実績なり業績なりに対するもの、社会保障的な所得保障という面があると思ひますが、そういう社会保障的な考え方からすれば、多額所得の停止あるいは多額所得の減額ということも理論的に成立はすると思ひます。参考までにお伺ひしたいのですが、地方公務員の退職者のうちで所得段階別の人數、五百万以上一千万まで、あるいは一千万から一千五百万まで、二千五百万までといったような所得段階別の人數、おわかりでしょうか。

○桑名説明員 所得段階別の年金受給者の數といふのは、調べたものがございませう。

○新村委員 観点を變えて、資産の運用について若干伺ひたいと思ひます。

特に長期経理の資産運用については、多額の資産があるわけでありませうから、その合理的な運用が望まれると思ひますけれども、施行規程によりまして、一号、二号、三号と三つに分けて最も有利に運用するようにという規定があるようでありませう。各号別の資産の割合とそれから資産の種類別に、できたらひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○石見政府委員 共済組合の長期資金の運用状況でございますが、市町村職員共済を例にとつて申し上げますと、市町村共済組合では、昭和五十年

度末に報告を受けたところでありませうが、これによりまして、一号資産で五二・四％、それから二号資産で三・二％、三号資産は四四・四％という割合に現在なつております。

○新村委員 額はわからないでしようか。

○石見政府委員 どうも失礼をいたしました。額につきましては、同じく市町村職員共済で申し上げますれば、一号資産の五二・四％に相当いたします額が三千六百五十六億円であります。二号資産が二百二十億、三号資産が三千九十九億円ということに相なつております。

○新村委員 この資産の運用であります。一号は資金運用部に対する預託あるいは地方団体に對する公債、公營企業に對する融資等だと思ひますけれども、特に現在のような状況の中では、ひとつこの共済の御協力によつて、地方債に回す部分を増大するだけ拡大をしていただければ地方団体は大変助かると思ひます。地方債を引き受けるということ、組合の資産の運用にとつて、あるいはまたその組合の資産運用の本来の趣旨から言つてどういふ位置づけをされてゐるのか、伺ひたいと思ひます。

○石見政府委員 共済組合の長期資産の運用につきましては、御案内のとおり、地方公務員等共済組合法の規定によりまして、事業の目的あるいは資金の性質に應じまして、安全、効率的な方法に、組合員の福祉の増進または地方公共団体の行政目的の実現に資するようにしなければならぬという規定が置かれておるところでございます。と同時に、先ほど申し上げましたように、このような規定の精神にのっとりまして、法律ではその資産運用の割合というものの原則が規定をされておりました。ただいま申し上げましたように市町村職員共済におきましては、御質問にございまして一号資産につきましては約三千六百五十六億、五二・四％の運用をなされておるところであります。この五二・四％の一号資産の内訳を見ました場合に、地方債が一・七％、公營企業金融公庫債が二・六・二％、その他が一・五・三％とい

うことに相なつておりまして、地方債と公庫債を合わせますれば、全資産のうちで約三九％、四割近いものを引き受けておるといふ状況になつておるわけでありませう。

それで、私どもいたしましては、この資産の運用につきましては、一方ではやはりこれを地方の行政目的に資するために、地方債あるいは公營企業金融公庫債を多く持つてほしいという希望があります反面、やはり職員側の側からいまして、二号資産あるいは三号資産に多く回してほしといふような希望もあることも事実でありませう。いずれにいたしましても、資金総量と申しますか、資金全体に限りがあることでありますから、結局はこの辺は全体の状況を見合ひながら、現在運用をしていただくことをそれぞれの地方共済組合にお願ひをしてゐるところであります。

ただ、基本的な姿勢といたしましては、私どもはやはり地方公共団体向けの地方債、あるいは公營企業金融公庫債といふものをできるだけ持つていただく、現在これは四〇％近く持つてもらつておりますが、これの増加ということもひとつ力を入れておりますと同時に、やはり職員住宅、職員が住宅を建設いたします場合に貸し付けますとか、あるいは子弟の結婚費用として借り入れをするといふ場合の長期資金の借り入れということもこれまでなかなか需要の多いところでございます。私どもは、そういう意味におきまして、この三資産のうちで一号資産あるいは三号資産への振り向けをできるだけ重点的に考え、そしていわゆる不動産取得と申しますか、二号資産は現在の情勢の中で若干遠慮していただくというふうな扱いにしておるところであります。ただいま市町村共済組合について御説明申し上げましたように、二号資産はわずか三・二％にとどまつておるといふ事態に相なつておるわけでございます。

○新村委員 二号資産については現在の状況からすれば、これは資産の運用からいってもマイナスでありますし、現在の状況では論外だと思ひますが、一号資産の中で、特にできる限り地方債に回

していただくように組合に御協力をお願いする必要があるのではないか。もちろん、三号資産を圧迫して一号に回すということは無理でありますし、そういうことは申し上げるべきではありません。けれども、一号資産の中でも地方債のほかに、大蔵省あたりでもかなり吸い上げているのではないかと思いますし、有価証券の保有というようにないことではあります。千葉県組合の決算を見ますと、前年度の平均利回りが六・一九％になっているようです。ところが地方債は七・五％でありますから、公社債というか、ほかの方へ資金を回すよりは地方債に回すことによって、決して組合にはマイナスにはならないと思います。

それから、資金運用部の資金へも相当行っていると思うのですが、こういうところから大蔵省は何も資金を吸い上げる必要はないと思いますし、大蔵省に預託をするのであれば、むしろ地方団体に還元をしていただくの方がより有意義であるように思います。大蔵省では何か一定の割合を資金運用部に出すようにという指導をなさっておるわけですか、それとも何か一定の額を出すような基準でもあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○石見政府委員 一号資産の中で資金運用部資金への預託をいたしておりますことは事実でございますが、これは御案内のとおり、義務教育施設の国庫負担分あるいはまたいわゆる地方事務官、国家公務員としての身分を持って国から給与を支払われております者というものにつきまして国に預託をしておるわけでありまして、その限りにおいて行っておるものであります。それ以外はすべて職員福祉あるいは地方債、公営企業金融公庫債の引き受けその他証券等によって、安全、確実、有利な運用をしていただいておりますという実態でございます。

○新村委員 運用部の利息は幾らでしょうか。
○桑名説明員 七・五％でございます。
○新村委員 次に、この問題については本委員会においても例年審議をされておりました、前の委

員会でもこれに対する附帯決議等がなされておるようでありまして、この附帯決議のうちで、昨年の五十二年五月十三日の決議の中に、第二として「共済組合の給付に要する費用について、公的負担の拡充を図るとともに負担区分のあり方について検討すること。」という項がありますけれども、これについてはその後何らか具体的な検討をなされておるでしょうか。

○石見政府委員 共済組合の長期の給付につきましては、御案内のとおり一五％の公的負担が入っておるわけでありまして、これにつきましては現在、この一五％と申しますのはもちろん国家公務員共済と並んで同じ公的負担をしておりますわけでございますけれども、この率の引き上げにつきまして、御案内のとおり厚生年金では、もともと若干の基礎は違いますが、二〇％の公的負担が入っておりますというふうな実態等もあり、あるいはまた私学共済等との関連の問題もございまして、私どももいたしましては、毎年国家公務員共済を所管しておられます関係省とも協議をして、その都度いろいろと検討し、御要望をいただいておりますわけでありまして、まだこれを実現するに至っておりませんが、私どももこの公的負担の充実につきましては、今後ともいままじましたようにその都度関係省とは十分協議しながら、この引き上げについて努力をなす今後とも続けてまいりたいと思っております。

○新村委員 次の項に、「長期給付の財政方式については、賦課方式の採用を含めて検討すること。」という決議がありますけれども、この点についての御検討の経過を伺います。

○石見政府委員 現在のいわゆる積立方式を賦課方式、あるいは財政方式についてはいわゆる賦課方式の採用を含めて検討すべきであるという御指摘をいただいておりますことは、私どもも十分承知をいたしておりますのであります。積立方式は現在わが国のすべての社会保険制度において採用されております財政方式でありまし

て、社会保険制度の一環として位置づけられております地方公務員共済制度、あるいは国家公務員共済制度のみが独自に賦課方式を直ちに採用するということは、やはり他の社会保険制度全体の中においてどうこれを位置づけていくのか、あるいはこれらの他の社会保険制度とのバランスをどう考えるのかというふうな問題があるかと思うわけでありまして、私どももいろいろから検討はいたしておりますけれども、この問題につきましては他の公的年金の諸制度の基本的な検討の中に合わせまして、今後とも検討していかねばならない問題であろうというふうに考えておるところでございます。

○新村委員 六項に「年金額の算定の基礎となる給料を退職時の給料とするよう検討すること。」という決議がございしますが、これについてはいかがでしょうか。

○石見政府委員 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料につきましては、御案内のとおり昭和四十九年度の改正によりまして、従来、退職前三年間の給料によるということになっておりましたものを、退職前一年間の給料によるという改正をしていただきまして、退職時の給料というのにきわめて近い形に改めていただいたところでありまして、さらにその算定に当たりまして、給料に關します条例あるいは給料に關します法令が改正されまして、給料が改定されました場合におきましては、退職前一年前からその改定が行われたものと仮定して計算した額によって長期給付の額を算定するということになっておりますので、実質的にはほとんど退職時の給料に差異はないと申しますか、きわめて近いものになっておることは事実だと思っております。私どもこの点につきましては、御指摘をいただきました点につきましては、いま申しましたようなことで、最終的には退職時の給料ということには制度上はなっておりますが、実質的にはほとんどそれと差がないという状況に相なっております。

なお、これを引き続き退職時の給料そのものにするかどうかという点につきましては、これもまた他の年金等とのバランスもあることとございまして、私ども今後とも引き続きこの問題につきましては検討させていただきたいというふうに存じておるわけでございます。

○新村委員 退職を予想して特別昇給するというようなことに対する別途な配慮は必要だと思っておりますけれども、年金の制度あるいは考え方からして、退職時の給料とすることが当然理論的にも正しいし、原則でなければならぬと思うわけでありまして、今後とも特に御検討をいただきたいと思っております。

さらにまた、事実上この制度を運用している共済組合の運用等についてでありまして、この決議にもありますし、その運用については特に最も利害関係の深い職員の考え方がこの組合の運用に反映されるような、いわゆる民主的な組合の運用が期待されておるわけでありまして、この点についても特に御配慮をいただいて、その運用を御協力あるいは御指導を賜りたいと思うわけでありまして、時間でありまして、終わります。

○地崎委員長 次に、小川省吾君。
○小川(省)委員 厚生省においてをいただいておりますので、共済組合法は多分に関連がありますから、厚生省からお尋ねをいたしてまいりたいと思っております。

社会保険制度の根幹をなす医療保険制度が、いま非常に危機的な状態になっておるわけでありまして、この医療保険制度について、共済短期と健康保険との関連がありますので、それに関連をしてお尋ねをいたしたいと思うわけでありまして、四十六年の九月十三日ですか、社会保障制度審議会が「医療保険制度の改革について」という答申を出されたわけですね。この答申は実際にはまだ実施に移されておらないわけでありましてけれども、厚生省は事あるごとに、昭和五十三年には医療保険制度を抜本的に改正をすると言明をしてお

るわけですが、この四十六年の社会保障制度審議会の答申とはどういふ関係にあるのか、この答申が骨子となつて根本的な改正をやらうという御意思なのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○金田政府委員　ただいま先生お尋ねになりました社会保障制度審議会の「医療保険制度の改革について」という答申は確かにございます。なおそのほか、厚生大臣の諮問機関でございまして社会保障審議会からも、抜本改正に関する答申が出ております。おおむね同じことでございます。

これを受けて、厚生省といたしましては、昭和四十八年にかなり大幅な給付の改善その他の健康保険制度の改正を行つたところでございす。御承知のような従来の家族五割給付を七割給付にしたとか、高額療養費制度をつくつたとか、あるいは行政健保制度に對しまして大幅な定率国庫補助を導入した、あるいは三千億に上りますか

つての累積赤字をたな上げしたとか、そういったことを行つたわけでございます。

しかし、その後の社会、経済情勢の著しい変化、あるいは医療の高度化、人口構造の老齡化等によりまして医療費の増加等によりまして、現行制度全般にわたつて基本的な見直しをする必要が来たのではないかと、これが言われておるわけでございす。ただいま国会に御提案申し上げております健康保険法の改正は、当面、政管健保制度がかなりの赤字になりましたので、その窮状を何とかしようということをお願いしておるわけでございす。別途、私どもといたしましては昭和五十三年度を目途といたしまして、医療保険制度のあり方について本格的な検討をしようとしておる。このことにつきましては、具体的に申し上げますと、厚生大臣の諮問機関でございす社会保障審議会の健康保険問題懇談会というものがございす。ここですでに精力的な審議な定期的には月二回行われておまして、ことしの秋、十月ごろを目途といたしまして基本的な見直しの案をお出しいただきまして、この結果を踏

まえまして、私どもといたしましては真に国民の理解と納得の得られるような方向で案をつくつて、また国会の方へお願いしてまいりたい、このように考えておる次第でございす。

○小川(省)委員　それから、昭和四十四年八月五日に「医療保険制度改革要綱草案」というものが公表されているのだから知らぬけれども、出ているようであります。

この中に、将来の基本構想として、「現行の医療保険制度を再編成し、国民健康保険及び勤労者保険制度のほか、高齢者医療を確保する制度を創設する」とうたわれておるわけですが、この方向で再編成をしていくのか、高齢者保険制度を独立をして創設をしていく構想は、いまでも変わっていないわけですか。

○金田政府委員　かつて、四十四年八月に私どもの方から公表いたしました「医療保険制度改革要綱草案」といふものは、ただいま先生御指摘になりましたように、現在の健康保険の制度、それから国民健康保険の制度、このほかにもう一つ老人保険というものの構想があつたわけでございす。

当時の考え方は、簡単に申し上げますと、老人だけにしまして別途健康保険、国民健康保険から取り出しまして、財源は国庫負担と国民健康保険、健康保険あるいは共済組合も含めまして各制度から拠出をもらひまして、それで運営して、こういう考え方でございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、四十八年に一応抜本改正の一部には手をつけたわけでございす。なおその後の経済情勢の変動、特に医療保険制度全般につきまして、医療費が伸びるにもかかわらず、オイルショック以後、所得、すなわち保険料の方の伸びがなかなか十分ではございせんので、今後どうあるべきかということ、それともう一つ、私どもが一番大きな問題としておりますのが、ただいま先生御指摘になりました、この試案の中にありますような老人をどうするかという点、特に国民健康保険につきましては、七

十歳以上の老人が約七%でございす。それに對して七十歳以上の人の医療費は総医療費の約二五%ということでございますので、こういったことをどうして今後保険制度の中で賄つていくかという点で、ただいま私が申し上げました社会保障審議会の検討以外に、厚生省では老人医療問題の懇談会というものも大臣の諮問機関として、そしてすでに発足しておるわけでございす。私どもの社会保障審議会と両者相まつて、恐らくことしの秋ごろまでにはその結論が出るのではないかと思います。したがって、主として老人問題をどうするかということが今後の大きな問題であらうかと思ひます。

○小川(省)委員　いまあなたも言われたように、老人医療保険制度というのが現在各種保険制度の最大の重荷になつておるわけですね。厚生省は老人医療の無料化を政策として出してきたけれども、実際にはみんな各種保険制度におぶさつておるわけでしょう。ですから、そういう意味で老人保険制度の独立をした創設が何としても必要なんです。ぜひひとつ抜本的な対策を講じてもらひたい、これは要望しておきます。

一、二伺いたいたのですが、勤労者保険制度として、退職者の医療を確保するため、過去十五年間被保険者であつて、五十五歳以上でその資格を失つたりした場合、七十歳に達するまでの間に、引き続き——これは恐らく老人医療制度に移行するまでの間という意味なんだろうが、引き続き継続被保険者となることのできるというふうにする要綱草案には書いてあるわけですが、今日もこういうような構想で改革に取り組んでいかれるおつもりですか。

○金田政府委員　ただいま先生御指摘の退職者医療制度につきましては、厚生省といたしましては、初めて法案として国会にお願い申し上げましたのは昭和四十六年でございす。その際、ただいま先生がおっしゃいましたものに近いものを国会へお願い申し上げたわけでございす。諸般の情勢もございまして残念ながら成立するに

至らなかつたわけでございす。

その後におきましても、老人問題と関連いたしまして退職者の医療をどうするかということが大きな問題になつておる。先ほど申し上げました社会保障審議会の健康問題懇談会におきましても、これは一つ大きな問題点として、ことしの秋までに結論が出るものと思ひます。

○小川(省)委員　ぜひひとつそういう形で退職者保険を拡充してもらひたいと思つておる。そのうでないと、特に各種保険、国民健康はまさにこれで破産をしかねない状態ですから、こういう点では特別にお願いをしておきたいと思ひます。

それから、被用者保険制度の改革要綱草案の中にある、五人未満の事業所の従業員も、五年程度かけて強制適用をして、社会保険庁が一元的に管理をするという構想がうたわれておるわけですが、そういう考え方はいまでもそのような構想ですか。

○金田政府委員　五人未満事業所の従業員に対する適用につきましては、ここ二、三年前から、私どもの方ではございせん。実施機関である社会保険庁の方で取り組むべく努力いたしております。ある程度の成果は上がつておるはずでございす。ただいま残念ながら手元に資料がございせんので詳細は申し上げられませんが、逐次取り組んでおるという状況でございす。

○小川(省)委員　以下、医療保障について素朴な質問を若干いたしたいと思ひますので、お答えをいただきたいと思ひます。

いま、国民医療は荒廢の極に達しておるというふうにお聞きしています。国民皆保険といつても、医療供給体制は野放しの状態にあります。焦眉の急である救急医療体制さえも整備をされておらぬわけですね。医療の質が低下の一途をたどつておるというふうにお聞きしています。これはいづゆる金もつけ主義の医療制度に原因があつて、医療費の使い方にむだがあつて不合理がある、医療費がわれわれの健康を守るために本当に生きて使われていないという原因は、やはり現物給付、出

来高払い制に問題がある、医療が営利主義に陥っているところにあるというふうな指摘があります。こういう指摘は正しいですか。

○金田政府委員 現物給付、出来高払いが必ず悪いとかいいとかいうことは、これはちょっとにかには断定できないと思いますが、現在の出来高払い制度は、すでに戦前、昭和十八年から行われているものでございまして、長所も非常に多いわけでございます。ほかの国で、たとえば団体請負方式とか人頭登録方式等もございすけれども、現在のところやはり現物給付、出来高払い制度がわが国の実態には一番適合しているのではないかと思います。

○小川(省)委員 そういう指摘が一部にあるということはお認めになりますか。

○金田政府委員 先生おっしゃったような御意見もあることは、私も承知いたしております。

○小川(省)委員 医療というのは本来公共的なものであるはずであります。しかし、医療の供給側がほとんど、何といいますが、営利的な経営に陥っていますから、自由開業医療制度に依存をしている、国の施策は無に等しいというふうに言われています。だから、公的な医療機関である公立病院でさえも、いわば金もうけのためにかせぎまくらなければならぬということで独立採算制もついているというふうな指摘があるわけでありまして、この指摘についてはどうお考えになりますか。

○金田政府委員 順序が逆になって恐縮でございますが、公的医療機関の場合には別に、特に金もうけというふうなことは通例考えられないと思っております。と申しますのは、公的医療機関におきましては、従業員に対する給与をどうするか、現行の診療報酬体系、現在の医療費の中でどうするかというところが大きな問題でございまして、そういう経営にいつも努力しておられることについては十分承知いたしておりますが、決してそういう傾向はないと思っております。

また、一部に、金もうけ主義の医療費ではない

かということをおっしゃる御意見があることは承知しておりますけれども、私どもとしては、大多数の医療機関の方々は決してそういう意識はないというふうな思っているわけでございます。

○小川(省)委員 あなた、若干認識不足じゃないのですか。大体、公的医療機関だって差額ベッドをやったりしていわゆる金もうけ主義に走っているのが現状の姿ですよ。本来そういうものが是正されなければならぬわけでしょう。そういう点があるのだから私は申し上げたわけですから、そういう点はよく承知をしておいてください。

それから、日本の保険診療は医療ではなく薬療だというふうな説があるわけですね。それで保険医療の中にある薬代は五〇％にもなるのじゃないかというふうな言われているわけですが、日本人の一面薬好きというふうな点もあるでしょうけれども、医療の仕組みが診断料や技術料になくて、いわば注射を打ったりあるいは投薬をする、そういうば保険診療の請求をできるというふうな、いわば名医ですぐ治してしまふ人は金にはならぬけれども、いろいろ注射も打つてみる、薬も使う、いろいろ診断をすれば金が入るというふうになっているところの問題があるという指摘が特にあるわけですね。その辺はいかがですか。

○金田政府委員 わが国の医療費に占めます薬剤の割合は、昭和五十年、一番新しい数値で申しますと三七・八％でございます。私どもといたしましては、薬剤の多用化傾向にあるというところは確かに御指摘のとおりでございますが、そのウエーも現在のところだんだん減っている状況でございます。ただ、従来から、診療報酬につきましてもは、私どもといたしましては、国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、医学の進歩に即応した技術料を評価すべきものだと考えております。

したがって、ただいま先生のおっしゃいました薬との関係でございしますが、薬によってもつけるような傾向があつてはいけないと考えま

て、毎年一回、すでに薬価調査というものが定例的に行われることになっております。この調査の結果、実際に売られております薬と保険の薬価基準との間に差がございました場合には、これは薬価を下げるというのを毎年行っているわけでございます。ただし、その分は潜在技術料として技術の方へ振り向けるというのをやっておりますので、ただいま先生おっしゃいましたような傾向にきていることは事実でございます。

○小川(省)委員 要するに、いわゆる出来高払い制を、そういういわゆる経験や技術、そういうようなものを中心にしたものに改めていこうという方向に変えつつあるわけですか。

○金田政府委員 出来高払いというこの制度と薬とが直ちに直結する、そういう意味で申し上げているわけではございませんで、薬の多用化傾向とか、そういうことは必ずしも好ましいことではございませんので、正しい医師の技術料の評価へ振り向けるべきであるというように、すでに昭和四十七年に中央社会保険医療協議会で各側の申し合わせもできまして、現在、技術料の方へ逐次振り向けられておるといふことをただいま申し上げたわけでございます。

○小川(省)委員 私は、出来高払い制という医療費支払い制度に問題があるからという状態が出てきてしまふ、そういう指摘を受けるのだということをおっしゃっているわけですが、そうすると、医療費の支払い制度、出来高払い制というのは変えないでそういうふうなやっていくというところで、支払い制度そのものについても検討を進めていくということですか。

○金田政府委員 支払い制度そのものについて検討しているというところでございまして、この現物給付、出来高払いの中における是正すべき部分については是正をしているというのを申し上げたわけでございます。

なお、出来高払いといふのは、たとえば、保険でなくても、自由診療の場合でございまして、診療いたしましたして、丸めて五千円とか三千円

とかいつて内訳もなしにもらうということではできませんから、現在の出来高払いの払い方の点数の決め方の問題ではないかというふうに考えているわけでございます。

○小川(省)委員 ぜひひとつ、医療費支払い制度そのものについても検討を要望しておきます。それから、中医師の話がいま出ましたけれども、私は中医師協をやはり改組すべきではないかというふうな思っているんですが、現在、いわゆる被保険者といふんですが、それと医師の代表、公益と、八人、八人、四人になつていまして、私は、公益の代表がむしろ十六人ぐらい、医師と被保険者、組合員を代表する者と同数ぐらいにしたいかなと、どうしても医師会の横暴に巻き込まれてしまふ、こういうふうな思ふんですが、そういう点で、八、八、四を改組する、しかも医師の八の中は病院の医師が半分、開業医が半分というふうな改めたいかなければ、なかなか医療費問題というのには正常にならない、こう思ふんですが、その委員の出し方の問題について検討がされたことがありますか。また、検討してくれませんか。

○金田政府委員 実は、経緯を申し上げますと非常に長くなるわけでございますけれども、中医師協では昭和三十六年に委員の改組が行われまして、現在のように二十名の三者構成になっているわけでございます。

それで、この公益委員を増員したらどうかという御指摘でございますが、ただいま申し上げました昭和三十六年の改組の際におきましても、公益委員は、四名の方でございすけれども、従来と異なりまして国会承認人事ということになりまして、国会で承認を受けるというところで、従来に比べて一層公益委員のウエイトが高まつたわけでございます。そういうことで、現在では私ども、三十六年以後の中医師協の審議の状況も拝見いたしておりますが、十分その機能を果たし、診療報酬の面から医療保険に貢献したものと考えております。現段階で特に改組するということは考えておりません。

○小川(省)委員 ぜひとつ、私は改組を含めて考えてもらいたい。厚生省なんというのは日本医師会の出店じゃないかというふうに言われているんです、あなた方は。そういう点も考えて、何も医師会の武見会長をのさばらしておくことはないんだから、そういう点で改めて中医協についても手を加えていったらダメなれば、本当に国民の医療を確保できる医療制度というのは確立をできませんから、ぜひとつ検討を加えてもらいたいと思っています。

それから、これはあなたのところの筋違いの問題だと思ふんですが、医師の税制が七二%が必要経費で控除をされていますね。この税制についてあなた自身、厚生省と言わぬ、あなた自身どうお考えですか。

○金田政府委員 厚生省の中でも各局いろいろ分担が分かれておりまして、この問題は実は私どもではございませんで医務局の所管ではございますが、この医師の税制の問題につきましては、私自身と言わなくても、まあ私どもとしての考えといたしましては、最終的には大蔵省でいろいろ決められる問題でございますが、この問題は、先生もよく御承知のように、かつて超党派的な議員提案によります特別措置であったというふうな長い間の経緯、背景もあるわけでございます。

なおまた、ただいまこの点につきましては、確かに大きな問題でございますので、厚生省に医療専門家会議というものが設けられまして、ここで専門家の方々が集まっていろいろとご意見を審議されていく時期でございます。私どもとしましては、その検討の結果に大いに期待しているという状況でございます。

経緯だけ申し上げておきたいと思ひます。

○小川(省)委員 それは経過もあるけれども、つくったときは超党派かもしれないけれども、現在では不合理税制の最たるものだというふうに言われているわけでありまして、あなたも厚生省の一員ですから、局が違ふなんて言わないで、こういう不合理な状態がいつまでも続くような状態をなくすようにぜひ努力をしてもらいたい、このことを要望しておきます。

次に厚生省の年金局になりますか、お伺いをいたしたいと思うのです。

厚生省は基礎年金構想を出すなど、各種年金を統合的に改善をしようという構想を持っておたわけですね。将来の方向としてどう年金を統合するなり改善を考えているのか。各種年金制度の格差の問題や、そういうものを含めてどう統合し、年金を改め、向上させていくかということについて、どういふ構想をお持ちか、まずお尋ねをいたします。

○高峯説明員 わが国の公的年金制度を将来どのように持っていくかにつきましては、制度が八つに分かれておりまして、それからわが国の人口構造の老齢化、こういったむずかしい問題がございますので、現在、ちょうど昨年の五月でございますが、厚生大臣の私的な諮問機関といたしまして、年金制度基本構想懇談会というのを発足させて、それから約一年間にわたりまして、この基本構想について御検討をいただいている段階でございます。その結論につきましては、ことしの秋ごろまでには何らかの方向づけを出していただくようお願いしております。こういうことで、その結論を踏まえまして、将来の年金制度の構想を立てていきたいと考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 私は、年金制度というのはいくらも社会政策の一つであるし、むしろ資本主義よりも社会主義の色彩が強いというか、なじむものだというふうに実は思っております。ですから、年金制度間の格差も引く張って追いつくということではなくて、追いつき追い越せという、いわゆる社会主義の競争の論理をやっているわけですね。制度間の格差をなくすようにして統合していくべきだと思ひますけれども、私のこのうい追いつき追い越せという考え方、この考え方についてあなたはどう思ひますか。

○高峯説明員 年金制度は将来に非常に大きな影響を及ぼすものでございまして、わが国の人口なり老齢化の将来動向を踏まえまして、制度間の格差の是正を考えると、いま、先ほど御説明いたしました基本構想懇談会でもまさにその点を御検討いただいております。その結論を踏まえまして考えております。

○小川(省)委員 ついせんだったの社会労働委員会で問題になった官民格差論について言及をしたいと思いますのであります。

本来、制度発足の歴史からいって格差があるのは事実だというふうにも私は思っております。その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。

その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。

その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。

その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。

その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。

その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。

その格差は格差として客観的に明らかにしていく、そして、おくれた年金制度である厚生年金制度がそれに追いついていくように改善をするのが正しい改善の方法だというふうに私は思っております。

を卒業した係長、あるいは行政職(表)が使われていると思ひますが、運転手さん等で昭和五十年に勤続三十年で退職をした者の年金額と厚生年金の比較をした場合にどうなっているか。以上の資料を要求しますが、出していただけますか。

○高峯説明員 非常に詳細な資料でございますので、すべてをどうかということはわかにお答えできませんが、できるだけ調べましてお答えしたいと思ひます。

○小川(省)委員 私が資料を要求したのは、この間社労委で議論をされたような結論にいまのような資料を出していただく決してならぬということが一目瞭然ですから資料を要求したわけであります。

そして国家公務員もそうだろうと思ひますが、共済組合法では退職をするとき年金を計算して、厚生年金に加入をしていたと仮定をして計算をした場合と比較をして、よりいい方、より高い方をとっているわけですね。御存じですか。

○高峯説明員 承知いたしております。

○小川(省)委員 行政職(表)適用者、現業労働者ですね、実はこういう現業労働者は、実際に共済組合法に基づいて計算をした年金額よりも厚生年金法で決定をした額の方がいいので、厚生年金で算定をした額を用いられているケースがかなり多いというのを御承知ですか。

○高峯説明員 正確な数字は私どもも存じませんが、そういったケースがあるということは存じております。

○小川(省)委員 社労委の中の比較の問題点を指摘いたしますと、まず在職期間の比較の問題ですね。三十年と二十一年、二年というふうな在職期間の問題があります。それから給料年額の差異がございます。それから一部支給制度の差異があります。大企業等には企業年金等がありますが、そういうものは含まれていない、こういう一部支給制度の差異があります。それから企業の規模や事業所規模の差異がございます。それからいま申し上げた民間企業における企業独自年金、これの有無

によつてかなり変わってくるわけであります。ですから、そういう要素を加味して比較をしてみなければ本当の比較というのは、マスコミにアピールをしますけれどもできないわけであります。そういうふうな事実をあなたはあの委員会の審議を通じてお感じになりましたか。

○高峯説明員 厚生年金制度と共済組合制度は制度の性格が非常に異なっておりまして、また仕組みも異なっておりますので、それについて正確な比較を試みることは非常にむづかしいわけでございます。比較につきましてはいまおっしゃったようないろいろな問題点があるかと思ひます。

○小川(省)委員 私は、正確に比較をしても、共済年金受給者の方が現在の場合恩給期間を持っております。ケースが非常に多いわけでありまして、在職年数や制度の歴史から言つて、共済年金の方が現在の時点では有利であるというのを否定するものではないわけですが、私自身は年金を何も持っていないのですが、そういう考え方を持っております。

そこで、特にそういう点では格差が年々解消されてきていますが、まだ共済年金の方がいいわけでありまして。厚生年金制度もおおい整備改善をされているのがあの比較論の中でも出てくるわけでありまして。少なくとも厚生年金制度というものをいよいよ改正をして、他の年金、たとえば共済年金制度のような水準まで引き上げようという意思があまりですか。どうですか。

○高峯説明員 わが国の厚生年金の水準は国際的に見て大体遜色のない水準に五十一年度の改正で達しておりますので、今後はわが国の中におきます横並びの問題が一つの問題点となっております。それをどのような形で解消していくか。この問題につきましては何度も申し上げますけれども、基本構想懇談会というのがございますので、そこで専門家の先生方の御意見を徴して、それに従つて改善しようと考えております。

○小川(省)委員 厚生省は、一昨年大蔵院に対する予算要求で、遺族年金七〇%を要求したという経

過を持っているわけですね、けられなければいけません。本年は財政事情を考慮してか要求をしなければならぬけれども、遺族年金を現状の五〇%から引き上げて、少なくとも七〇%までにはしたいと大蔵省に対して予算要求したのでありますから、これは厚生省の本音ですか。

○高峯説明員 現在の厚生年金、遺族年金の給付水準が老齢年金の額の五割という基準に達しておりますが、これが十分ではないのではないかと加算という加算制度を昨年設けまして、それによつて実質的にカバーするということをやつておるわけでございます。その給付率を、五割を七割に上げるのかそういう問題につきましては、年金制度全体の問題とも絡みがございますので、これも今後十分に検討した上で臨みたいと思ひます。

○小川(省)委員 あなたはうまい答弁してはいけません。厚生省が一昨年は大蔵省に対して正式に予算要求で七〇%の要求をしたのです。寡婦加算はついていたけれども、これはそんなに大したパーセントになつていないものじゃないのです。そういう意味では要求した時点で、少なくとも七〇%にしてほしいという要求をしたのだから、そういう気持ちを持つたはずなんです。寡婦加算というように寡婦加算はともかくとして、寡婦加算の充実もあるだろうけれども、少なくとも七〇%の線ぐらゐまでは持つていきたいというのが厚生省の本音であらう。少なくとも、たゞで予算要求をする省はないと思うので、そういうのは厚生省の本音なんだろうと伺つたわけなんです。いかがですか。

○高峯説明員 改善をしたいということで、いろいろ政府部内で調整がございまして、その結果寡婦加算という形で実質的な改善を図るというふうになつたわけでございます。基本的給付率をいじる問題になりますと、これは制度の基本にかかわるという問題で、何度も申し上げますけれども、現在ちょうど基本構想懇談会で御検討いただいておりますので、そこで結論が出るまでは、そ

ういった給付率までいじるといふことは避けていきたい、こういうことでございまして。

○小川(省)委員 一昨年は七〇%を要求しなかつたのですか、したのですか。

○高峯説明員 予算編成の過程でそういった意見の交換があつたということではございまして、最終的に政府の予算として出しましたのは寡婦加算という形でございまして。

○小川(省)委員 その場合、要求したけれどもそれは寡婦加算制度にかつてきたわけだけれども、それじゃ要求したのは本音ではなくてたゞでございまして。予算要求というものは、厚生省はそういうぐあいにたゞでございましてやるのですか。

○高峯説明員 予算の編成といひますのは厚生省だけで決めるわけではございませんで、いろいろな意見を総合して決められたというふうに承知しております。

○小川(省)委員 そうじゃない。予算は要求するのは厚生省、受けたといふのは大蔵省でしょう。だから厚生省が要求したのだから、厚生省は五〇%の遺族年金といふのはいかにもまづいというところで、それで思案をしたあげくに数字が出たわけだ。七〇%という数字を大蔵院にかけ合つたでしよう。そういうことを知らないわけじゃないでしよう。知つていられるでしよう。だから、それは少なくとも本音でなければならぬというふうに私は思つていられるわけだから、五〇%の遺族年金といふのはいかにもまづいんだといふことは厚生省としては、現在懇談会でどう審議をしているか知らぬけれども、引き上げなければいかにぬというふうに思つていられるのは事実なんですかというふうに聞いてゐるのだ。それを答えていただきたい。

○高峯説明員 改善をする必要があるというふうに考へておるのは、おっしゃるとおりでございます。

○小川(省)委員 一般的に厚生年金の平均年金額といふ場合に、厚生年金基金加入期間を有する者については、厚生年金代行相当額を含んだ金額にすることが妥当だといふふうに思つていられるわけ

すけれども、特に現段階では、基金の加入期間が全体的に短いために、厚生年金の平均年金額への影響は少ないけれども、将来基金の加入期間が長くなつた場合には同様の取り扱いとするのはちょっと問題だと思つておられるわけですが、厚生年金基金が支給する給付のうち、いわゆる代行分のプラスアルファの性格といふのは何なのですか。また、プラスアルファ分は給付総額の平均何%ぐらいになつておつて、年金額にすると幾らくらいになるわけですか。

○高峯説明員 厚生年金基金につきましてはちよつといふ手元に数字がございせんので、また先ほど御要求がありました資料にあわせまして、資料として御提出したいと思ひます。

○小川(省)委員 資料はないけれども、プラスアルファの性格は何ですか。

○高峯説明員 プラスアルファ分の性格につきましては、これは企業年金としての性格でございまして、

○小川(省)委員 そうです。年金局の事務課長さんですから、数字をお尋ねしたわけじゃないのですから、数字の点は別として、そういう点は答えていただかぬと困るわけですね。結構です。恩給局においでをいただいておりますので、恩給局にお尋ねをいたします。

一つは、年金受給者の間に退職年次別に非常に格差がございまして。こういう点が年金受給者、恩給受給者の非常に不満になつておるわけでありまして、この格差もかつては正をしたことがありますが、特にこの格差は、四十九年ですか、あの大きなベースアップのときにさらに退職年次別の格差が拡大しておるわけですね。特に恩給受給者の格差の是正が共済年金の格差の是正にストリートにつながつてまいるわけですから恩給局にお尋ねをするわけですが、この格差をどう是正をしていくつもりですか。

○手塚説明員 先生御指摘のとおり、確かにわれわれ何回か調査をいたして、いまの問題、同じ恩給受給者でも古い方と比較的新しい方を比べます

と確かに古い方の方が低いという問題がございまして、過去にもこれについて大きな給与改正があり、この給与制度の改正がどうも最終俸給に影響していると思われる点については、不均衡は正と称して何度か是正をしまいたたけでございす。ただ、それでもやはり全般的に見てまだ古い方と比較的新しい方の間に差があるということ、実は四十八年には七十歳以上になりますと全員四号俸アップするという方法をとったわけでございます。

実は今回、先ごろ成立いたしましたことしの改正法でさらに進めまして、これは恩給内部のバランスといったものを考えまして、その中で多少の是正を行おうということで、二十二年六月三十日以前の方について二号俸、ただしそのうちでも退職後三十五年を経過している方にはさらにもう一号積み上げる、それから三十二年三月三十一日までの方には一号俸というふうな是正を行って、今回若干の是正を試みたわけでございます。はつきり申しますと、今度の改正のときも内容的には一番むずかしい問題であったわけでございます。したがって、われわれとして考えておりますのは、これで完全是正ができたというふうには考えておりません。ただ、今回の改正がむずかしかったというのは、それをどういうふうに把握していくのか、その差がどこからきているのかという分析が、実を申しますととても十分にはできない。それを退職者に反映させていく部分とそうでない部分もありまして、またさせていいんじやないかと思つても計数的に把握できないというふうな要素がございましてなかなかむずかしい。とりあえずの措置としてやったわけでございます。これについては今後とも研究をさらに進めて、将来必要な改善は行つていきたいというふうに考えております。

○小川(省)委員 これは受給者の間の強い不満です。退職年次別の支給格差はぜひ是正をする方向で取り組んでもらいたいと思つております。それから、いま厚生省との間のあれを聞いたで

しょうが、扶助料が五〇％です。ね。恩給局は予算要求をしたということも聞いたことがないし、扶助料五〇％でいいと思つていいのか、あるいは扶助料五〇％なんというの、現在のよう核家族化の時代では子供は離れていくのですから、当然七〇％なり八〇％に引き上げなければならぬけれども、恩給局は一体どう考えていて、予算折衝等に持ち出したことがあるのかどうかまずお尋ねしたいと思ひます。

○手塚説明員 この問題は私も毎年遺族といったもの、特に妻については改善の際に関心をもち、注意を払つて行つておる点でございます。予算要求でどうだったという話になりますと、実は一昨年要求いたしました際に、うちの方はそういった扶助料の水準を改善したい、しかし具体的な方策については他制度との絡みもあるもので、これは異例のことですが、具体的な方法をつけないまま丸めた金額で三百十億でしたか、そういった要求をいたしました。ただはつきり申しまして腹内では五割というんじやなくて、あるいはそれは率を変えていくかということを考えてきたことも確かです。

ただ財政当局との折衝ないし話し合い、あるいは他の省庁のお考えなども聞いて検討してまいらうに、これは技術的な問題かもしれないが、いまの恩給受給者の実態から見て果たして率でやるのがよろしいかどうか、その疑問にぶち当たつたわけでございます。やはり恩給の中でも上の方は高過ぎる下の方は低いじやないかという問題もございす。そのために最低保障という、本来なら恩給になじまないと思われるものまで持ち込んでいるわけでは

そういう意味で扶助料については、現職より退職の方がより平準化してもよろしいと思われわけですが、遺族になればもっと平準化してもよろしいではないかという考えもあるわけでは。高い給料をもらつた人の奥さんが常に高い扶助料、低い人の場合には低くてもしょうがないというこ

して何か方法があり得るかと思ひましたら、一昨年たまたま増額についても従来の一律アップをやめまして、結果として率と定額をもつて増額する、それでいわゆる上落下厚を実現したわけですが、それと同じ発想でいいますと、扶助料を改善する場合にも率でいくよりは定額でやれば上落下厚といひますか、一種の平準化が図られる、したがって、下の人により厚くという意味では率よりは定額でやった方がいい、そういうことを考えまして、一昨年、額の多寡の問題は確かに問題が残つておりますけれども、方法としてはそういう考へに最終的に落ちつきまして寡婦加算という制度になったわけでございます。

ことは、実はそれについて直接の方法はまたちよつととれませんでしたので、ことはさらに低い人を救うということ、最低保障について扶助料の場合従来基本額の二分の一を原則にしておりましたものを、一部の方、高齢者の方とかあるいは子供を持つておる妻の方につきましては、最低保障の額を普通恩給の二分の一ではなくて、それより若干高い額という改善を行つた、こういうことであるという手段を考えつつ、一番適切な層により早く改善がいくように考えて行つておるわけでありす。

○小川(省)委員 今回の加算を見ても努力をしておられることはわかるのですが、本当に九牛の一毛です。寡婦加算も実際には焼け石に水、こういうことですから、厚生省もああいふうに言われるわけですから、五〇％ではいかにもまずい、何としても引き上げるようにしたいということ、言つておるわけですから、これは各種制度がそういう方向で全部努力をしていかぬとまずい。特に共済年金の場合には恩給法が本当のすぐ近い号俸でありますから、そういう意味で恩給局の方で真剣に取り組んでいただくかと容易じやないわけですから、ぜひさらに特段の努力をすることを要望して終わります。

それから大蔵省においでを願つておりますので、若干お尋ねをしたいと思ひます。

三月三十日に大蔵省の高島政務次官と総評の共済対策委員会との間で話し合いを持つて、三項目の点について確認をしたいというふうに私も聞いておるわけですが、恐らく共済課長さんは陪席をされたらうというふうに思つております。ちよつと私がその要旨を読み上げますから、そのとおりかどうかまず御確認をいただきたいのですが、短期財源のあり方については、五十三年度医療保険制度の抜本対策にあわせて検討することは当然であるが、共済独自の問題解決に向けて、大蔵省と総評共済対策委員会とは今後相互間の意思疎通を強化をして対処をしていくものとする。

二番目としては、掛金率がある一定の段階に到達した場合に、そのケースにより考慮をする。三番目として、各共済組合の事業運営についてはさらに健全化に努め、その努力の実績が認められれば実施をするというふうな三項目のようですが、これに間違いございませんか。

○山崎説明員 先生御指摘のその問題につきましては、三月三十日におきまして総評からそういうことの御要望があったことは事実でございます。しかしながら、これをもつて確認したということではございません。いま先生読み上げましたというふうな点について、私も今後検討してまいりたいと思ひます。

○小川(省)委員 話し合いというのは非常にむずかしいです。ね。いまあなたは、要望があったと言ひますが、要望があつたただ聞いておいただけではなくて、ある程度了解を与えたような話し合いの、なごやかな雰囲気での話し合いがたいというふうに聞いています。そういうことですか。

○山崎説明員 実は第一項目につきましても従来から総評その他、やはり共済組合制度でございすので、いろいろ組合員の方々の御意見を十分聞かなければならないということ而努力してまいつたわけでございます。さらに五十三年度に向か

では問題が相当山積していることも事実でございます。これは医療保険全体の問題としてとらえなければならぬ問題があるわけでございまして、私も話し合いということについては従来からも十分に努力していたわけでございまして、単に検討すると言っても、実は現在まで十分努力してきたつもりでございまして、そういう話し合いといえますか、なかなか緊要気であることも事実だと思っております。

○小川(省)委員 実は総評の側ではあなた、山崎課長さんの御努力を十分に感謝をし、評価をしていっているんですよ。そういうことで高島政務次官とお会いをして話し合いができたということで、多分に実はこの会議については評価をしておりますので、そういうあなたに対する評価が高いので、私もそういう評価をあなたにしながらお聞きをしたいと思っておりますがね。

若干聞きますが、この話し合いであるいは具体的に何を結んだものが何かあるのですか。要するに、全林野の五十を超えるものについてのあれが実を結んだというのが具体的な話し合いであったというふうに理解をしてよろしいのですか。

○山崎説明員 その点につきましては、三月三十日にこの話し合いがございました。三月三十日も、実は林野の臨時補助金につきましては従来から総評その他関係者とのいろいろな実情、私も林野庁の共済組合におきましてもいろいろ話し合いをやってきたわけでございまして、私も実は補助金を結果として予算に盛り込んだわけでございまして、その点についてはいろいろと林野庁の特殊事情がございまして、それと、補助金をつける際におきましては、やはりいろいろと共済組合内部の検討を待たなければならぬ。それは一つには、国家公務員共済組合の場合でございますと、組合が二十五の組合に分かれていてございまして、事業主としては国ということでございます。そういう点から考えまして、二十五の組合の掛金率が相当まちまち、格差があるということでございますので、これをどうするか

というふうな問題も含めまして検討しなければならぬ段階にきているわけでございすけれども、なかなか財源調整とかあるいは組合の再編成とかそういうことが、検討が本年度については時間的に余裕がございませんでした。したがって、林野庁につきましても非常に特殊なケース、たとえば被扶養者が非常に多いとかあるいは勤務体系が僻地であるとか、いろいろな点で他の組合にはない特殊な事情がございまして、今回臨時的に補助金をつけてまいりましたわけでございまして、その話し合い、三十日の話し合いでまとめたというものではございません。

○小川(省)委員 掛金率が一定の段階に到達をした場合には考慮をするということが、その会議ではないけれども、長い間の話し合いなんですよ。林野に対してとったわけですから、そういうことで大蔵省は考えているというふうに一応いまのままで理解をしてよろしいわけですね。

○山崎説明員 この点につきましては将来の方向かと思っておりますが、五十三年度以降につきましましては、いろいろと医療保険制度の抜本的見直しということを政府内部でも十分検討している段階でございまして、したがって、五十三年度以降こういう形になるかどうかというものは、制度問題を十分検討しなければならぬと同時に、私も共済組合、先ほどもちょっと触れましたけれども、二十五組合の組合の同じ事業主が国でありながら掛金に格差があるということからそういう格差は正といたしましうか、財源の調整等も十分に考えた上で対処していきたいというふうに考えております。

○小川(省)委員 大蔵省、結構です。そこで自治省に伺いたいわけですが、いまの第二項に関連するわけですね。そこでお尋ねしたいわけですが、私は大臣の所信表明のときにもお伺いをいたしました。健康保険の千分の四十の上限に相当するのがいわゆる千分の五十であるという説があります。いま大蔵もそういう説をとって

いるようですね。自治省はこの前私が質問したときに、千分の四十九・五とかいうおかしな資料、余り信用できない資料をくれました。それでそういう場合は考えられないのですか。

そこで、いま資料を実はお配りをしたわけですね。これは実は市町村の共済組合というが、市町村職員の場合の例をとったわけでありまして、私は千分の四十は四十五であるというふうにこの前も主張をしたわけですが、この資料を見ていただきたいのですが、千分の四十五というのが市町村共済の場合には歴然と出ているわけですね。この前参考人も言いました。私はこの資料を見ていただいて、この資料がどこか誤っているかという、誤ってあれば誤りを指摘をしてください。いかがですか。

○石見政府委員 ただいま御指摘がございましたように、地方公務員の共済組合につきましては、とりわけ短期給付の財政事情が最近とみに悪化をしてきておりまして、各組合とも掛金率あるいは財源率の引き上げを余儀なくされておられることは事実でございます。これにつきましてははたして先先生もお示しございましたように、昭和五十一年度におきましては法定給付のみで財源率が千分の百、すなわち掛金率で千分の五十を超えす団体につきましましては緊急、応急の措置をいたしまして、その超える部分について構成団体から補助金を出すという措置をとったわけでありまして、この掛金率千分の五十という根拠につきましては、私も先般先生の御質問にお答えをいたしました。その根拠と申しますか、千分の五十といたしまして、その理由を申し上げたところでありまして、先生からただいまここに資料をちょうだいいたしましたので、先ほどから拝見をいたしておるところでございます。この資料によりまして、掛金率は千分の四十五でいわずに上限というものをとどめていたのではないかと資料であらうかと存するわけでありまして、私たちといたしましては、ただいまこの資料を拝見いたしましたばかりでございまして、これを間違いないともしろん申し上げるつもり

はございません。一つのお考えであり、一つの計算方法だろうと思っております。ただ、先生がお示しになっております千分の四十五と、私も考えたおられます千分の五十とのいわば差と申しますか理由といたしましては、一つは、私も、何と申しましたもこういふ臨時応急の措置をとりまして、やはり地方公務員共済という一本の制度として、同じ法律の中で措置をされております組合制度でございまして、果あるいは市町村を通じて平均的な数値を求めたのに対して、先生の資料を拝見いたしますと、市、町村とそれぞれ分け、そしてその加重平均をとっておられるというところに差が一つ出てきておられるというふうに存するわけでありまして、その対象といたしましては基本給に加算されるべき諸手当の取り方の基礎といたしまして、一般行政職のみを用いるのか、あるいはそれ以外のいわゆる公務員共済の適用を受けておりますものを対象といたすかどうかという問題も、そのいわば食い違いの原因の一つ相なっております。私と申しますと、そのような感じを持っておりますのでございまして。

○小川(省)委員 あなた、これを信じなければならぬ。市町村職員の場合は千分の四十五は四十に相当する。これはあなたの公務員部の給与課がやった五十一一年四月一日の給与実態調査から拾ったのだから誤りないのだよ、あなたのところで公表した数字から拾ったのだから。だから千分の四十が市町村職員共済の場合には四十五であるというところは、これはあなたの方政策的にどうするか別として、その事実を認めますね。

○石見政府委員 確かに先生のお示しいただきました資料によりまして、五十一一年四月一日現在の給与実態調査に基づきます基本給あるいは諸手当を基礎にして、市、町村と分けて計算をなさっております。その限りにおきましては、私ももちろんこれは間違いないというふうなことを考えておる

ものではさらさらございません。お示しのような方法によって計算すればこのような率になるということは十分確認をいたしております。

が、ただ一点、この中には市と申しまして、指定都市が含まれていないということになっておるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 指定都市は組合が別です。だから、いま市町村職員共済の場合を言っているのだから、が一点というの後は余分なよ。あなた自分のところの課でやった調査の事実を認めなければおかしいので、とにかく事実を認めてくれればいいので、別にそれだからいさぐどうしろと言っているわけじゃないのだから。とにかく認めるわけですね。いいですね、認めますね。

○石見政府委員 いま申しましたように、これは指定都市を含めておられないということは私は事実だと思いますが、そのことを抜きにいたしまして、その問題は別であると、これはいわゆる市町村という意味で計算をなさったという限りにおきましては、私は、この具体の根拠になりますデータを持っておりませんけれども、この数値に間違いはない限りはこのようなお答えになるのであらうというふうに理解いたします。

○小川(省)委員 いいです。あとは詰めるからいいけれども、その事実を認めてもらわないと困るのよ。数字を認めてもらわないと、これはあなたのところの数字から拾ったのだから。

そこで、長期の話になりますが、官民格差論ですが、私は公務員年金が指摘を受ける一つの要素としては、現在の減額退職年金ですか、これがまず一点あると思うのです。それから五十五歳の支給開始年齢があると思うのです。しかし、実際上共済組合法が施行され運営されておいて、現実には大体の平均年齢は五十八歳なり五十九歳というのが事実であります。そういう意味では、減額退職年金というのはあなた方みたいな高級官僚に有利だけれども、一般の職員には余り関係のない事実なんです。そういう点では減額退職年金や

あるいは支給開始年齢というのも公務員年金の側面からあるいは自衛をし、反省をし、検討をする必要もあるのではないかと、実際は五十八、九歳になっているのですから。そういう事実があるということはお認めになりますか。

○石見政府委員 現在、国家公務員あるいは地方公務員共済制度を通じて、減額退職年金制度あるいは支給開始年齢につきましては問題があることは事実でございます。私もいたしましては、このような制度につきましている御意見もあり、あるいはまたお考えもあらうかということも承知をいたすわけでございます。この制度を今後どうしていくのかということ、いま直ちに結論を出すことはきわめてむずかしい問題ではございますが、何分にもこれは同じやばり公務に従事しております国家公務員におきまして共済年金制度との扱い、あるいはさらには公的年金制度全体の中で、こういう問題をどう位置づけていくかという問題もあらうかと存するわけであります。私も、御指摘いただきました点につきましては十分問題意識を持ちながら、諸般の情勢等見ながら、研究し、あるいは勉強してまいりたいと思っております。

○小川(省)委員 ぜひ検討してもらいたいと思うのです。現在の減額退職年金などというのは、五十二、三歳で減額退職年金を受けるのは、高級官僚が公団等へ天下りする人だけに有利だけれども、一般にはそういう場合が実際にはないわけですよ、勲奨退職を受けるまではいるわけですから。そういうものによって特に共済年金が指摘を受けるケースが多いわけですから、そういう点は公務員の側でも検討する必要があると思っております。から、ぜひひとつ検討をしてみたいと思っております。

それから、最低保障額の引き上げについて伺うわけですが、年々引き上げてはきていますよね。確かに正をされてきています。しかしどの程度まで引き上げていく方向なのか、どの程度まで最低保障額を引き上げるつもりなのか、お伺いをしたいと思っております。

たいと思っております。

○石見政府委員 遺族年金につきましては、先生御案内のとおり、現在退職年金の二分の一ということに相なっております。このことは単に地方公務員共済のみではございまして、先ほどからいろいろ御質問、答弁もございましたように、他の公的年金を通じてかような形になっておるわけでありまして。この遺族年金の現在二分の一というのを、私もいたしましては、やはりいままでのいろいろな過去の経緯あるいは各方面の御意見等もあるわけであります。これをさらに給付内容改善すべきではないか、あるいはその給付内容を改善する一つの手段として、その給付率を百分の五十を七十あるいは八十に引き上げていくべきではないかという御意見のあることも承知をいたしております。私ども、遺族年金の給付改善につきまして、そのように一つの手法として、その支給率を上げていくのも一つの手法であるうとは存じておるわけでございますが、何分にも、この問題につきましては、一つは先ほども申しましたように、他の恩給なりあるいはまた他の公的年金全体とのバランスもあるわけでありまして。それと併せて所管省におかれましては検討されておるところでありまして、私どもも、その限り、勉強はいたしておるわけであります。

ただ、現時点におきましては、なかなかこれにつきまして実現しておらないことは事実であります。そういう意味におきまして、先ほどもお話がございましたように、遺族年金の受給者の中でも特に高齢者あるいは幼い子供さんを抱えた寡婦というふうな、いわば一般的には稼働能力の弱い立場にある方々に対して、特別な緊急措置を講じて、実質的な遺族年金の給付額の価値を高めるというふうな手だてもここ数年間講じられてきたわけでありまして。

私ども、この遺族年金の支給率が現在の百分の五十が一体幾らがいいのかということ、これは直ちに六十がいいのか七十がいいのか、数字でもって

てお答え申し上げるのはなかなかむずかしいところではございますけれども、私どもいたしましては、今後、いま申しましたような御意見も十分承知をいたしておるわけであります。あるいはまた、過去におきましても各省庁一緒になっている研究し、検討もしてまいった経緯もあるわけでありまして。今後とも私どもいたしましては、各種審議会の御意見あるいは審議の状況等も十分踏まえながら、この前向きな前進についていろいろと検討し、努力もしてまいらなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○小川(省)委員 実際に遺族年金の場合には、最低保障額が当該者が圧倒的に多いだろうと思いが、現在では何%ぐらいですか。

○石見政府委員 遺族年金の最低保障額の適用者数であります。今回、御審議をお願いいたしております改正法によりまして改定後の額で推計いたしましたところ、遺族年金受給者のうちで最低保障額の適用を受ける方は大体三四・八%、ほぼ三・五%程度になるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○小川(省)委員 このことは公務員労働者の低賃金層、いわゆる現業労働者等が多いわけでありまして、そういう人たちが、やはり三五%近くが最低保障額の中におるといことは、退職後も、特に死亡後も差別が残っているということになるわけでありまして、そういう意味で最低保障額を遺族年金とも、年金ともどうしても引き上げなければならぬというふうに思っているわけですが、年金、遺族年金とも最低保障額をさらに年々引き上げていく方向で努力をしていただけますか。

○石見政府委員 確かに御意見にございまして、遺族年金は遺族の方々の生活に資するため、きわめて重要なものでございまして。私どもいたしましては、今後遺族年金のいわゆる実質的な価値をさらに高くするために、一つの手段として、さらに長いと申しますか、今後の大きな問題としてはその給付率の引き上げということ

もございまいしょうが、当面やはりいまお示しにございまいしょうに、最低保障額の引き上げということも一つの措置としては十分と得るものというふうな考えておられまして、今後ともそういう方向での努力はいたしてまいらなければならない、かように考えておられるところでございます。

○小川(省)委員 今回の改正で、五十年の給与改定条例の適用を受けないで退職した者に対する、いわば特例措置がとられていることは大変結構だというふうな思っているわけですが、自治体の中には、ほんのわずかですが、給与改定を実施をしない五十年度未実施というところも若干あるわけですが、こういうところの退職者、年金受給者に対する救済措置というのと得ないものかどううか、これについて検討したことがあるかどうか、御回答いただきたいと思ひます。

○石見政府委員 今回の御審議をお願いいたしておりますこの法律案の中で、いま御指摘にございまいしょうに、昭和五十年の年度途中で給与改定が行われた団体につきましては、同じ地方公共団体に勤務をし、しかも同じ年度内に退職された方々につきまして、給与改定の時期いかによってその年金額について差が生ずるということ、これはやはり年度間、年度内あるいは職員間のバランスという面から考えれば非常に大きな問題ではないかという観点から、いまお話しにございまいしょうに、私もこのように、年度途中で給与改定が行われた場合におきましては、年度当初に給与改定が行われたものとみなして、いわゆる年金額の基礎にするという改正の御審議をいただいておりますところでございます。

ただ、いまお話しにございまいしょうに、五十年の度において給与改定を全然実施しなかつた地方団体に對します年金額の改定についてどうかという御質問でございますが、ただいま申し上げましたように、同一の団体内におきまして、しかもそれはまた、同一年度内における年金額の改定の不均衡を直そうというのが今回の趣旨でありまして、

ただいまのようなお示しの点につきましては、やはり年金額の基礎になります給料月額が、退職時の給料前提主義というたてまえをとっておりまして現在のたてまえ上、そのものについてまでは正の措置を講ずることは、これは理論的にもきわめてむづかしい問題であるというふうな存じておるわけでありまして、私も、この問題は十分意識をして、いろいろの角度から検討いたしたわけでございますけれども、やはり年度内におきまして、この年金制度自身が給与前提主義をとっておりますたてまえ上、やはり年度内において、しかも同一地方公共団体内における不均衡を是正するというのが、制度としては、あるいは改正としては精いっぱいではないかということで結論を得まして、御審議をお願いいたしておりますところでございます。

○小川(省)委員 いや、あなた方は給与の問題を論ずると、いわば二十四条何かを出して、国公法に準ずるんだということを言うわけだから、給与改定未実施であっても、人事院勧告に基づいて実施をされたものとみなせば是正をされるわけ、退職後もそういう差別を受けるというのは、やはり退職者と在職者は全然と区別をすべきではないか、私はこういう観点で申し上げておられますので、救済措置がとれるかどうかは別として、検討する必要がありますというふうな私は思つて主張しているわけで、検討していただけますか。

○石見政府委員 今回のその問題につきまして、私も問題意識を持っております長い時間をかけて検討いたしましたことは事実でございます。

ただ、しかし、先ほど申し上げましたように、やはりこの制度のたてまえが一つございまして、と同時に、給与改定を全然やらないところについて、給与改定がありせよというふうな仮定を置きますことは、技術的にも非常に困難であります。あるいはまた、給与改定率が地方団体ごとに必ずしも一定ではございません。全然なかつたところと、給与改定率が非常に低かつたところをこれまたどうするかという問題もあるわけでありまして、

十分検討はいたしたわけでございますけれども、現時点では、これを実施することはきわめて困難であろうという結論を得たわけでありまして、今後、なお引き続き私も十分検討はさせていたいただきますけれども、現時点におきましてこれを直ちに取り入れますことはきわめて困難だろうというふうな存じておるところでございます。

○小川(省)委員 いいでしよう。ぜひ検討はしてくださいよ。そう多くはないはずだからね。そこで、公務員部長も御承知のように、自治体に勤務をしている現業労働者、特に清掃職員あるいは衛生職員あるいは学校給食調理員等は、大体入職をしてくるのが四十歳から四十歳以上であります。肩をたたかれて勲奨退職を受けてやめるときには、年金があと一年か二年でつくという時点でやめていかなければならない人が大変多いわけでありまして、これについては、学校給食の場合にはPTA勤務の時間をとっていただいたりいろいろ改善の措置をとっていただきたが、改善をし切れない問題が、中年以上で雇用されてくるというところで、あり得るわけですね。

そこでお願いをしたいわけでありまして、こういう現業や技能労働者に限って、やはり厚生年金にあるような十五年年金というものを採用していく必要があるのではないかと。一年ぐらいて資格がつかぬというふうな状態があるわけですね。実際に四十過ぎに勤めてきても、資格がつかぬというのがあるわけですから、これに対する救済制度を、十五年年金というふうな特例年金をつくる意思がどうかどうかお伺いします。

○石見政府委員 確かに現業の仕事と申しますと、やはり学校卒業後すぐ入られる方もありますけれども、しかし、お話しにございまいしょうに、一たんどどこか就職して再び地方団体の現業業務につかれるという方も非常に多いことも事実であります。そういうしますと、退職時期とも絡みまして、年金の最短期限に達しないという方もあります。私も私も承知をするところでありまして、ただ、こういう実態を踏まえまして、こういう

方々を処理いたしますために、いまの最短期限をさらに特別な業務に従事した方について短くするというのは一つの考え方とは存じますけれども、地方公務員独自の問題としてこれを解決するといふのもやはり問題があるかと思ひます。私もこういう問題につきましては、やはり制度全体あるいはまたいま申しました国家公務員の扱いというものの、厚生年金における処理等の問題もあるわけでありまして、ひとり地方公務員のみこういう制度をいま直ちに設けるといふことはなかなかこれまたむづかしい問題かとも存じますけれども、せつかくお示しの問題でございまして、私も問題意識は持っております。いろいろの角度からこういう問題をどうするかということも検討してまいりたいというふうな存じておるところでございます。

○小川(省)委員 むづかしい、問題意識は持っている、検討してくれたいということですが、いま受け取った範囲ではなかなかむづかしくてできそうもない。やってみる、検討してみたいというくらいの答弁ですから、二十歳くらいで勤めてくる者が多くなるように、現業労働者、清掃なりあるいは衛生、学校給食調理員の初任給を上げてもらえますか。

○石見政府委員 これは給与問題になるわけでございます。もとより現業業務といひますものは、状況によりましては困難あるいは不快というふうなもの、危険というふうなものを伴う業務も多々あるわけでありまして、私ももちろんそういう現業業務職員につきましては、もちろん給与そのものもいたしましては地方公務員法によりまして給与のあり方、たてまえといふものはあるわけでありまして、やはりこういう特殊な業務につきましては、一つにはその業務自身がきわめて困難あるいは不愉快、危険を伴う。さらにはそういう人が得られにくいという状況があるというふうな実態も勘案いたしまして、それぞれこういう業務につきましては、特別な特殊勤務手当というふうなもので措置をすべきではないかというふうな考えているわけ

けでございませう。

地方団体におかれましては、それぞれの実態に
応じまして、それぞれの特殊勤務手当というもの
で措置をされておるといふふうに私たち理解をす
るわけでございませう。

○小川(省)委員 いろいろ理屈はつけるけれど
も、できないでしよう。できないのはわかり切っ
ているのです。私もわかって聞いているのだから
、特例年金を設けるように検討してくれという
話をしているのです、そつちでできると言えん
なことを言わないので、できないのがわかり切っ
ているから特例年金として検討をしてくれるよう
にという要請をしているのです。今度はどうで
、本間に真剣に検討してくれませうか。

○石見政府委員 確かにそういう実態があること
は承知をいたしますが、やはり給与は給与として
のたてまえがあるわけでありませう。と同時に、年
金は年金制度としての全体のバランスあるいはそ
の趣旨があるわけでありまして、直ちにこれを結
びつけてこれの答えというわけにはまいらぬと思
うわけでありませうけれども、私もどもいたしまし
ては、一方ではやはりその職務の特殊性によりま
して、特殊勤務手当というものによって措置をさ
れることを期待いたしております。と同時に、退
職年金につきましては、やはり退職年金のあり方
として検討していただくというふうに考えてい
るところでございませう。

○小川(省)委員 検討してください。

それから、共済短期の経理が問題になった際
に、共済の短期経理は単年度収支の原則を変え
て、三年間くらいで調整をするというような制度
はとり得ないものなのかどうか。単年度収支の原
則というものを變更を加えていただけないもの
か、お尋ねいたします。

○石見政府委員 短期につきましては、御案内の
とおり、その経理自身が当該年度内に発生をいた
しました給付につきまして、当該年度内にその財
源を調達する、いわゆる単年度収支の原則が法律
的にも予定をされているところであり、また法律

のたてまえとなつているところであらうと存する
わけでありませう。この趣旨をいたしますところ
は、いまさら申し上げるまでもなく、やはり世代間
の組合員の負担の公平を図る。すなわち、当該年
度で使ったお金は当該年度の組合員が負担をして
いくという単年度の、世代間にわたつてその負担
を転がさないという趣旨にあるかと思ひます。

したがいまして、短期につきまして、長期、三年
なり五年にわたつて財源率を設定するとか、ある
いはまた出ました赤字をある一定の年限にわたつ
てこれを処理するということは、いま申しました
ようなたてまえから見まして、あるいは現在の法
律の制度の趣旨から見しても、私は非常に問題
があるのではないかと存するわけであり
ます。したがいまして、いま直ちに短期の給付
につきまして数年次にわたつての処理ということ
は、制度上きわめてむづかしいとは存じますけれ
ども、と申しまして、現実には生じた多額の
赤字というものを単年度で直ちに消し込むとい
うことは、これまた実際問題としてできないところ
であります。

そこで、本年度におきましては、それぞれの市
町村共済組合の財源率の設定に際しまして、多額
の赤字を抱えた組合につきましては、その
赤字額につきましては二年、あるいは状況によつ
ては三年という期間によつて赤字額を消すという
臨時応急の措置をとつて対処いたしておるところ
であります。私も制度的にこの制度をつくること
いうことは、いま申しましたように、この趣旨が
ら見てやはり無理であらうとは存じますけれど
も、しかし、といつて単年度で処理できないもの
があることは現実にあるわけでありませうから、そ
ういふものには弾力的に、いま申しましたように
それぞれの組合の実態に応じて、二年ないし
三年で消すというふうな措置をとつてまいつてお
る次第でございませう。

○小川(省)委員 今後とも診療報酬の引き上げ等
によつて、短期の経理が厳しいピンチに立たされ
ることは目に見えてわかつていられるわけですよ。そう

いう点で単年度収支原則というのが壁になつてお
りますから、ぜひひとつ検討していただいて、三
年なり五年なり長期にわたつて検討するというよ
うな措置を講じておいていただかぬと、全国軒並
みにパンクしてしまいますから、そういう点につ
いてぜひ検討をお願いしたいと思ひます。

それからあと一つは、共済の民主的運営という
ことで、この間実は真柄参考人からお話がござい
ました。民主的に運営をされていらない実態がど
かにあるようですね。聞いてみると市町村共済で
はなくとも地共済らしいのですが、地共済の民主的
運営を保障してくれませうか。そういう指導をして
くれませうか。

○石見政府委員 もとよりそれぞれの共済組合
は、申し上げるまでもなくそれぞれ自主独立の機
関でございまして、自主的な運営がなされておる
ところでございませう。私もどもいたしましては、
組織の面におきまして十分配慮がなされなければ
ならないと同時に、いま地方公務員共済が例に準
がったわけではございませうが、地方公務員共済にお
きましては運営審議会等を通じて、この議

を経て共済組合が民主的、そしてまた適正な運営
ができるようになされておるつもりでございま
す。そういう意味におきまして、審議会におきま
しては、広い知識を持っておられます方々のうち
から、その委員の半数はいわゆる職員を代表する
方々を任命しなければならぬということにもな
つておりまして、いわば掛金の負担者であります
職員の方々の意向というものもそういう場で十分
反映をされておると私もども理解をいたしておる
ところでございませう。

なお、もちろんそれぞれはそれぞれの共済組合
におきまして自主的に運営されるべきものである
わけでありませうが、私もどもいたしましては、共
済組合のお世話をしております立場におきまして
も、今後とも趣旨に沿つて自主的に円滑に運営が
できまますよう各級の努力をいたしてまいりたい
というふうにも考えておるところでございませう。

○小川(省)委員 時間が来たようですから終わり
ますが、参考人がわざわざ委員会に出席をしてき
て、民主的に運営をされていらない実態があるとい
うお話があつたわけですから、ぜひひとつ公務員
部の責任において民主的な運営が確保されるよう
に御指導をお願いするということを申し上げまし
て、質問を終わります。

○地崎委員長 午後二時より再開することとし
、この際、休憩いたします。

午後一時休憩

午後二時六分開議

○地崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済
組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部
を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたし
ます。権藤恒夫君。

○権藤委員 それでは短期給付の問題と、それか
ら年金問題について質問いたします。

初めに、健康保険に相当します短期給付が、最
近の医療費の増加に伴ひましてきわめて窮乏して
きております。そのような中から必然的に掛金の
引き上げがなされておるわけでございませうけれ
ども、五十年と五十一年度におきまして市町村職員
共済組合の収支の状況及び五十二年度における収
支見込みがどのようになっておりますか、その点
について伺ひたいいたします。

○石見政府委員 地方公務員共済組合の短期経理
の財政事情につきましては、ただいま先生御指摘
にございまして、一方では医療費の増高、片方では掛
金負担金の伸び率の鈍化などを理由といたしまし
て、五十年から非常に悪くなつてきておること
は事実でございませう。市町村共済組合を見ました
場合、四十六組合ごとにそれぞれ短期給付を行つ
ておるわけでございませうが、昭和五十年年度の決算
では、単年度収支で赤字となつた組合が二組
合でございまして、赤字となつた組合が四十四組

て敷しい中で、警察職員それから一般職員それから教職員等に別個に各団体が分担金、負担金を出しておるわけでありませう。その額についてはここで申し上げられませんが、かなり多額になつておるわけでありませう。この運営というものが各地方公共団体ばらばらであるわけですね。ですから、ある程度、私は何もそういうものを出していいないというのではなくして、いわゆる単費といえどもこれは国民の税金でありますから、とかく厚生年金と比較をされて共済年金が云々されておる今日、それにまつわる一つの問題として、ここで洗い直すべきではないか。少なくとも何か運営について、あるいはその本当の意味での職員の互助的なものとして使われるならばよろしうございませう。けれども若干、聞くところによると問題もあるようでありますので、ひとつこの際整理をすべきじゃないかというふうに考えるわけですね。

それから、互助会のプロパーの職員等を多数雇用しておりますけれども、そういうものにつきましても、すべてこれは県費から補助しておるといふことなんです。そういうようなこともたくさんございませう。自治省の方では、この前の委員会でも何か互助会のことについて調査しているのじゃないかという話もありましたけれども、いい意味においてひとつつきりとさせるということが私は望ましい、こういうふうに思いますので、その実態についてはよく把握をしてほしい、こういうふうに思います。いかがでございませうか。

○石見政府委員 互助会の実態につきましては、いまお話のございましたようにそれぞれの団体におきまして非常に区々、千差万別でございませう。名のとおり自主的に運営をされているわけでございますから、いままではこの実態というものを私も十分把握をいたしておらないのが事実でございます。調査をしようとした時期もあるわけでございますけれども、なかなかその調査の方法もむずかしいございませう。しかし、いまお話のございましたように、何分にも互助会に對しましては非常に大きな地方団体からの公的な補助も入つておるわけであります。あるいはその使ひ方自身が共済組合の短期給付のあり方にもかかわつておるといふような問題の指摘もあることも事実であります。私も私どももいたしましては、決して互助会のあり方に干渉するとかあるいはまた特定の意図を持つものではないに、純粹にいづゆる互助会の実態がどうあるのか、それがまた将来の方向として健全にみんなのためになるような互助会にしていただくためにはどうあるべきだろうかという研究をいたしたいということで、ただいま互助会の実態についての調査をいたしておる段階でございませう。なかなか調査がむずかしいわけでございますが、一応何らか調査を仕上げて分析して、しかるべき結論なりあるいは考え方をまとまして、それそれまた地方団体にもお返しをいたしたいというふうに考えておるところでございませう。

またしたように、何分にも互助会に對しましては非常に大きな地方団体からの公的な補助も入つておるわけであります。あるいはその使ひ方自身が共済組合の短期給付のあり方にもかかわつておるといふような問題の指摘もあることも事実であります。私も私どももいたしましては、決して互助会のあり方に干渉するとかあるいはまた特定の意図を持つものではないに、純粹にいづゆる互助会の実態がどうあるのか、それがまた将来の方向として健全にみんなのためになるような互助会にしていただくためにはどうあるべきだろうかという研究をいたしたいということで、ただいま互助会の実態についての調査をいたしておる段階でございませう。なかなか調査がむずかしいわけでございますが、一応何らか調査を仕上げて分析して、しかるべき結論なりあるいは考え方をまとまして、それそれまた地方団体にもお返しをいたしたいというふうに考えておるところでございませう。

○権藤委員 一部互助会から補てんをしなければならぬような掛金の増大ということが問題でありましようし、ひとつ十分な対策を講じていたいただきたいと思ひます。

それから、医療費の増大がどのように、いまおっしゃる通りに必然的にふえてきておるわけですね。そういう意味で、短期給付の率の引き上げという形で組合員に、しわ寄せという言葉は適切であるかどうか知りませんが、大きな負担となつておると思います。

そこで、この短期給付は、掛金の上限がいまはございませう。これは何らかの形で、たとえば組合健保のように、千分の四十から四十というふうな上限というものは制限をすべきじゃないかと私も思ふわけですが、これについてはどのようになっているのか、考えていらつしやるか、また今後どう措置を講ずるようなお考えがあるのか、お聞きしたいと思ふわけでありませう。

が果たして適切であるかどうか、これはいかがでございませうか。

○石見政府委員 御指摘にございませう。健康保険組合におきましては、保険料率について上限、すなわち千分の九十という上限が設けられております。その組合員の負担する限度は千分の九十のうち千分の四十ということが法定されております。これは事実でございます。これはもともと健康保険制度そのものが、一つには保険料が最高限度に達するまでは、その保険料の収入の範囲内で法定給付に加えて付加給付、あるいは保健施設を設けることができるということになつております。という点が第一点あるかと思ふわけでありませう。

第二点は、保険料率が上限の率に達した場合には、保健施設に要する経費を削減をいたしまして、さらにはなお足りない場合には付加給付を減額する、あるいはこれを廃止するというふうな方途を講じて、いづゆる保険料の保険収入の範囲内で事業を行つていくというたてまえをとつておるといふ点が第二点あるかと思ふわけでありませう。

さらに第三点は、これは非常に共済とは違つてころであります。これらの措置をとりまして、なお赤字となるといふときには、当該健康保険組合は解散をいたしまして政府管掌健保の方に移つていく、すなわち、組合健保をやめて政管健保に移るといふことをたてまえとして設けられておる制度であります。

このように健康保険組合におきまして上限が法定されておりますのは、いま申しましたような共済の短期とは相当趣を異にしたものの一環として設けられておるわけでありまして、そういう意味におきまして同じような上限設定制度を公務員共済について取り入れるといふことは、もともとその辺の仕組みが違つてございませうから、これは若干と申しますか、かなり問題があるんではないか。といつて、国家公務員共済を健康保険のようには置きかえることもこれまたできないわけ

ありますから、そういったした場合には、やはり上限率を法定するということは現時点では困難だらうと思つております。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、何分にも五十年を境として短期の財政状況がきつめて悪化してきておりました、職員の負担が増加しておることも事実であります。私も、これは放置できない問題でございまして、財源率が千分の百を超えます組合につきましては、これを千分の百にとどめまして、それを超える分につきましては一般財源で措置をし、それに要する財源につきましては特別交付税で措置をするというふうな措置を五十一年度は緊急にとつたわけでありまして、そういう意味では上限制度ではございませうけれども、事実上、掛金率が五十でとどまりまうように緊急な措置をとつておるといふのが実態でございませう。

○権藤委員 そこで、これから先もまだ掛金率がふえてくることは間違いないわけですね。緊急の措置としてそういうような交付税等で見られたというところなんですけれども、今度は、これはまた団体の数が五十年より二倍にも三倍にもなりまうけれども、これはどこで何かの措置をする以外に方法はない、いづゆる抜本的な対策を何とか講じなければならぬんじゃないかというように考えるわけですね。あくまでも暫定措置、緊急措置でやつていくものか、これから先ずつと。その点についての見通しはいかがでございませうか。

○石見政府委員 これは私も、ただいま御指摘にございませう。こういう状態がいつまでも続くことはきつめて好ましくないことだと存じております。五十一年度やむを得ずとりました緊急措置でありまして、五十二年度も引き続き同様の緊急措置をとらうと存じております。

しかし、この問題はいつにいたしても、基本的には国家公務員の共済しかりであります。あるいはまた健康保険制度全般もしかりでございませうけれども、医療費問題ときわめて深いかかわ

り合いを持つておる問題であることは事実でございます。私も主官省から伺います限りにおきまして、近く医療保険制度の抜本的な見直し、検討がなされるということも承っております。また、私もそのような見直し、検討の状況も見きわめながら、これについてある程度抜本的な物の考え方というものを次第に確立していかなければならぬのじゃないかというふうに考えておるわけであります。それまでに至ります間、放置できませんわけでございますので、いま申しましたような緊急措置をとりつつ、かつは、一つにはいま申しましたような見直しを得ると同時に、各組合それぞれ自身においても、しかるべく自助努力をお願いしたいということも他方お願いしながら対応してまいっております状況でございます。

○権藤委員 これは福岡県のことなんですけれども、七月ごろに高医療費に対する実態にメスを入れようというように、福岡県が医療白書というものを発表する予定になっております。調査をしておるわけですが、そういうようなものをあわせて公共団体は大変であろうと思っておりますけれども、全国一律に高医療費に対する実態を明らかにする必要があるんじゃないかというように、私は考えるわけなんです。福岡県がやりましたその理由というものは、やはり余りにも医療費が高過ぎる。しかしながら、これが一民間ではどうしてもやれないということで、地方公共団体で実態を調査するというふうに踏み切ったわけなんです。それが近々発表されるということなんですけれども、こういうようなものを調査してその実態を把握して、そしてやはり抜本的な対策を立てる必要があるのではないかと思うわけですが、自治省としては各地方公共団体にそのようなことを指示なさったことがあるかどうか、またこれは自主的にやっているのかどうか、そういうことについて伺いたいと思います。

わけでありまして、私もそういったしましては、もちろん片方地方団体の業務としてそういうことをおやりになること、これは地方行政としておやりになることはもとよりあるわけでございますが、いま御指摘になっております、事、一共済の短期の経理の問題、財政問題にしましては、やはり地方団体と申しますより、それぞれの単位の共済組合自体の問題でございまして、またそこに加入しております職員の問題であると思うのであります。そういう意味におきまして、私もやはりそれそれの共済組合におきまして、先ほども御答弁申し上げましたように、市町村共済一つを例にとりまして、財源率が千分の七十というように低いところがあるに反して、片方では千分の百を超えるような団体も現にある。しかし特段のその間における給付あるいは掛金についての差異が見られないにかかわらず、財源率はそんなに違っても十分賄える団体があるということは、やはりそれなりに何か努力をなさり、それぞれの原因があるのではないかと考えておるわけでございます。私もどもいたしましては本年以降これらの実態を十分調査と申しますか、それぞれの共済組合あるいはその連合会の力を借りまして、その実態等も把握をいたしまして、いいところはいいなりに、私も各地方団体のそれぞれの共済組合に御紹介するとかというように、相互に情報交換しながら、この財源率の引き下げに努力をすべきだというふうに思っております。

一方、やはりそれは申しまして、大きな問題は、ただいま御指摘ございましたような健康管理の問題だろうと思うのであります。やはり共済組合におきましても職員の健康管理ということについてこれまたいろいろ調査をし、その実態を明らかにして効果の上がるようにというように、現在にいまお名前を出した福岡県の市町村共済組合等ではかなり力を入れておられるようであります。私も、この辺の実態をやっておられることを十分承知をいたしまして、それぞれの地方団体あるいはその共済組合、連合会と一緒にやりながら、何となくでもこの財源率を引き下げるような努力を、そのことを自分自身でやってまいりるような方向を見出してまいりたいというふうに考えておるわけでありまして、今後そういうような調査もし、努力もしたいと考えておるわけでございます。

○権藤委員 これからますます高齢者の増加ということは考えられますね。そうなりますとまた必然的に、繰り返すようでございますけれども、医療費というものが増加していくわけなんです。ですから、やはりこの際抜本的な対策を立てるというならば、あらゆる方面でその実態を把握をしていくべきであると思うわけでありまして、そのようにしていかねば、私はこの問題は毎年、毎年これからもっと深刻なものとなってくることは考えられます。そのような中で実態を把握して、そして抜本的な対策を立てる、その中にやはりこの公的負担、そのようなものもまたあわせて考えていくべきであらうと思うわけなんです。

この医療保険の給付に要する財源の負担割合というものがございまして、その中で政府管掌保険あるいは組合管掌、それから日雇い労働者、船員保険というものは、国のいわゆる公的負担というものがなされております。けれども、公務員共済等につきましては、そのような公的負担がないわけなんです。ですから実態を把握して、やはり先ほどから申し上げましたように組合員の高負担にならないような、十分に負担できるような範囲での負担、適正負担と言いますか、そういうものも基本的な考えていく必要があると思うわけなんです。そういう意味で申し上げたわけでありまして、この考え方なりの基本構想を練る必要がある、こういうふうに思うわけでありまして、そこで、さっき申し上げましたこの公的負担の実態というものについて、現在どのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○金田政府委員 ただいま先生は公的負担の実態とおっしゃいましたが、私もどもとしてわかっておりますのは、厚生省の所管の医療関係の国の負担でございますが、ここにたまたま正確な数字は持ち合わせておりませんが、たとえば昭和五十二年度予算について見ますと、厚生省予算総額は五兆六、七千億でございますが、このうちまず国民健康保険の医療費に対する国庫補助が約一兆四千七百億でございます。

〔委員長退席、木村(武千代)委員長代理着席〕

それからたまたま国会で問題になっております政府管掌健康保険に対する国庫補助が三千億でございます。今年度で約三千百億になります。それらを全部合わせますと約二兆五千億でございます。厚生省予算総額五兆六、七千億のうち二兆五千億が医療費だけのための国庫負担ということになっております。ほとんどどうもこれは医療費が伸びればそれにスライドして伸びていくという状況でございます。

○権藤委員 私はそれを申し上げておるわけなんです。ですから国家公務員共済組合あるいは地方公務員共済組合、あるいは私立学校の教職員組合でありますとか、公共企業体の職員等の共済組合についてもやはり公的負担はなすべきではないかということなんです。そういう計画はあるかどうかを聞いておるのです。

○石見政府委員 政管健保につきましては、御承知のように昭和四十八年度の健康保険制度の改正によりまして保険財政の危機に対応いたしましたので、その健全化を図るという趣旨から、その給付に必要といたします費用の一部として、従来の定額補助にかえまして、いわゆる標準報酬総額の一〇%の国庫補助の制度が設けられたということ、これは御案内のとおりであります。これに對しまして地方公務員共済あるいは国家公務員共済の短期給付につきましては、このようないわゆる国庫補助の制度というものはないわけでありまして、ところで、このように政管健保について標準報酬総額の一〇%の定率の国庫補助の制度が設けら

れましたことの背景と申しますか、これにつきま
しては、保険料率を当時の千分の七十から千分の
七十二に引き上げられたという経緯が一つありま
す。それから保険料率について弾力条項が設けら
れたというように、さらには標準報酬の段階
の上下限がいずれも引き上げられたというふうな
こととの見合いにおいて、この一定率補助の制度
が設けられたわけでありす。

ところで、その政管健保の保険料率は現在千分
の七十八ということになっておるわけでありまし
て、組合健保の場合にはその上限が千分の九十と
いうことになっておりますことは御案内のとおり
でございます。ところで、これらの健康保険制度
におきます保険料率を共済組合の財源率に引き直
して考えました場合、一つには健康保険の保険料
率が標準報酬というものを基礎にいたしておりま
す。あるいはまた給付内容におきまして、共済組
合の方がやはり相当給付内容が幅が広いというふ
うなこと、それから付加給付の給付内容につきま
してもかなり差があるというふうなことからしま
して、これを一律に比較するということは困難で
はございませんけれども、これらのもろもろの点を
考慮いたしまして考えました場合、政管健保の千
分の七十八というのは、最終的には千分の百十四
程度の負担になっておるのではないかと、いうふう
に考えるわけでありす。組合健保の千分の九十
というのは千分の百十一程度になっておると思
うわけでありまして、現在共済組合の財源率が一
番高いところで、たとえばこの場合徳島県の市
町村共済でありますが、徳島県の市町村共済では
千分の百八でございますので、現在の市町村共済
組合の財源率が組合健保あるいは政管健保に比
して非常に高いというふうな実態にはなっていない
わけでありす。むしろこの数字を見ます限り
は、やはりまだ共済組合の方が若干低いものでは
ないかというふうなことになることは事実で
ございす。

こういう点から見ました場合に、いま直ちに政
管健保あるいは組合健保と同じようにここへ国庫
補助金を導入していくということにつきまして
は、いま申しましたような経緯なりあるいは負担
の実態から見て、きわめて困難であろうというふ
うに私も考えるような次第でございます。
○権藤委員 中山政務次官にお伺いしますけれ
ども、いままでいろいろと質問をしてきたわけで
ございす。先ほども申し上げましたように、こ
れから先、職員の高齢化というのはどんどん進
んでまいりす。そうしてその負担率というものは
青天井で抑えられていない、そのような中で財政
状況というものが厳しくなっていくことは、これ
はきわめて当然のことであろうと予測されるわけ
でありますので、将来のことを見越して、やはり
この公的負担の短期給付への導入は大きな課題で
あらうと思つてございす。いま組合健保と比
較して共済の方がまだまだ負担率が少ないとい
うことでございす。将来のこととあわせて、こ
の公的負担の短期給付への導入というふうなもの
は検討されておるかどうか、また、今後どうす
れば一番いいかということについての見解を承りた
いと思ひす。

○中山政務委員 先ほどの先生の御議論、ま
ことにそのとおりであらうと思ひす。
地方公務員の仕事の重要性、また身分の保障と
いう面につきましても、この共済制度が大きな力
になつておることはそのとおりでございまして、
ただ、御指摘のように、ただいまの医療制度その
他老齢化とか、そういう問題によりましてこの財
政が非常に圧迫をされ、しかも不足分は一般財源
から補てんをするというふうな、地方団体の財政
にまで大きな影響を及ぼしておるという状態にな
りまして、今後この傾向がますますひどくなるで
あらうということも予想されるわけでございす。
ので、その点につきましても、先生の御指摘のよ
うな公的負担の導入、これも現段階では非常にむ
ずかしいことでございすけれども、ほかのいろ
ろな公的年金あるいは恩給制度その他類似の制度
等ともいろいろと協調をしながら、共済の財源の
確保につきましてはこれから熱心に努力をして

まいりたいと思ひす。
○権藤委員 それで、厚生省の方にお伺いしま
すけれども、このように、医療費の高騰というよ
うなものから医療保険制度の財政状況がきわめて悪
化しております。これらについてはもう抜本的に
改革をしなければならぬということ、大きな
世論の高まりであるわけす。
そこで、医療保険制度の改革についてのお考
え、また健康保険問題等懇談会等いろいろな検
討もされておるようでございすけれども、これ
らの状況についてお聞かせ願ひたいと思ひす。
○金田政府委員 午前中ちょっと申し上げたわけ
でございす。昭和四十八年に大幅な給付改善
と財政の健全化を図る改正を行つたわけで
ございすけれども、医療費はその後依然として伸
びております。ただし、これはわが国だけの特殊
な現象ではございせん、世界各國が医療費の
高騰に現在悩んでおるわけでございす。
また、保険料負担につきましても、ただいまお
話もお伺いいたしましたけれども、決して日本だ
けが保険料の引き上げをしていゝというふうなこ
とではございせん、諸外国の例を見ましても、
ドイツ、フランス等におきましては、一年間
に千分の十あるいは千分の二十を一挙に引き上げ
ざるを得ないというふうな状況でございす。す
でにドイツ、フランスあたりでは千分の百二十か
ら千分の百五、六十まで保険料負担は行つてお
りまして、なおかつ上げざるを得ないという状況で
ございす。
いろいろ御意見はあらうかと思ひす。が、やは
り基本的には人口構造の老齢化もございすし、
また、医療の高度化、たとえば一つの例をとりま
すと、人工透析には月に五、六十万もの医療費が
かかるわけでございす。年にしますと数百万で
ございす。これを保険で負担していかなければ
いけないという状況でございす。
そういうことで、私もどなたもいたしましては、低
成長下において今後医療保険制度をどのように持
つていくかということにつきまして、ただいま先

生おつしやいました社会保険審議会の健康保険問
題等懇談会で御検討を願つておるわけでござい
す。が、主な検討項目を申しますと、まず各制度間
の給付及び費用負担がどうあるべきか、ただいま
先生おつしやいました国庫負担のような問題も含
めてございす。それから次は医療保険制度
の体系をどうするか、いろいろ御意見がござい
まして、制度を統合すべきであるとかあるいは財政
の調整をすべきであるとかいうような御意見も
ございす。たとえば地方公務員共済の場合、私は
詳しくは存じませんが、いろいろ世に言われてお
りまして、健康保険組合は財政も裕福であるか
ら、中小企業の政府管掌健康保険と財政調整すべ
きであるとか、実は健康保険組合の場合は、全体
約千六百組合を通じて、厚生省としては医療
費の国庫負担はわずか八億程度でございす。が、
そういったところどう調整するかとか、そ
れからあと、医療費あるいは医療費の支払い制度
をどうするか、医療費の中身の分析も含めてで
ございす。それから医療保険の周辺問題、たと
えば医療供給体制の問題とか、そういったこと
をどうするか、これらの四つの項目を中心とした
し、ことしの秋までに御意見をいただくとい
うことになっておりました。目下鋭意御検討を願
つておるということでございす。
○権藤委員 次に、長期給付のことについてお伺
いしたいと思ひす。
この長期給付につきましては、いろいろと新聞
あるいは週刊誌でありますとか衆議院の社務委で
問題になりまして、いま取りざたをされておるこ
ろであります。タイトルだけ見ますと、新聞で
ありましては雑誌でありまして、官民格差とい
うものがこんなでつかい字で書いてある。そこ
で、この実態をもう一回ここでお聞かせいただ
きたいと思ひす。
○石見政府委員 最近、国家公務員共済年金と厚
生年金との、いわゆる官民格差という言葉で、い
ま御指摘ございましたように、新聞紙上等をいろ
いろな形でにぎわしておりますことは御指摘のと

おりであります。

私ども、現在共済年金と厚生年金のいわゆる退職年金につきまして、一定の年度末におきまして、これらの年金の平均の退職年金、すなわち現実に支給しております退職年金を単純に機械的に平均をいたしましたものを見ました場合には、確かに地方公務員、国家公務員の共済年金がかなり高くなっておりますことは、これは事実だと思っております。

一例を申し上げますれば、昭和五十年年度で見ました場合、五十年年度末におきます平均の退職年金額は、厚生年金では平均額で六十六万七千八百五十五円に達しまして、地方公務員では百十二万一千五百四十円に達しております。約一・六八倍となっております。さらにまた、公立学校共済では百二十九万五千三百六十一円となっております。厚生年金に比してその倍率は一・九四倍、約二倍と最近盛んに言われるわけでありまして、さらにまた、五十年年度におきます新規の年金裁定者の平均の退職年金を見ましても、大体同じような倍率の傾向を示しておりますことは事実だと思っております。しかし、これにつきましては、単純にこのような年金額を平均値で比較をして、直ちにそれをもって結論を導き出すには若干これは問題があるのではないかと、私どもは存じております。

それは、一つには、厚生年金と公務員共済とは在職期間がかなり違うという問題もありまして、それからもう一つは、公務員共済の場合には、給料年額をとっておりますが、厚生年金の場合には標準報酬年額というものが基礎になっておるといふところも違うわけでありまして、あるいはまた、厚生年金の場合には、御案内のとおり、従業員五人以上の企業につきましては、強制加入というところになっておりますので、かなり小さな企業、いわゆる賃金水準の低い企業も含まれてのお話でございますから、このような企業規模なり事業所の規模といふものの問題もあるかと思っております。それからもう一つは、これは問題になる

かどうかは存じませんが、いわゆる企業内の独自の年金制度による年金というのをどう位置づけて考えていくかということも無視できない問題だと思ひます。

かような点をもう少し細かく突き詰めまして、事態に即してこれを分析、検討してみなければならぬだろうと思ひついであります。前段に申し上げました単なる平均値だけで二倍というふうな結論には、私どもは直ちにいきにくいのではないかと、かように存じておるわけでありまして、この辺の細かい分析は、私どももいたしましては、もちろん私どもの手だけではできぬ問題でありまして、主管省等にもいろいろお話を伺いながら、私どもの限りで分析できるものはいたしてみたいというふうにも思つておるような実態でございます。

○権藤委員 そこで、自治省でわからなければ、厚生省から来ていただいておりますので御報告をお願いしたいと思つておられますけれども、私どもがあの新聞や雑誌で見ますと、年金受給者一人当たりの年金額がそのように言われております。いろいろの年金額と比較されて申されたいけれども、この公的年金一人当たりの保険料は一体どうなつてゐるのか、そのことについてひとつ伺ひたいと思ひます。

これは厚生年金でありますとか、船員保険、それから国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、それから公共企業体の職員の共済組合、それから私立学校職員の共済組合、それから農林漁業団体職員共済組合、それから国民年金、これの一人当たりの保険料は、平均で結構でございますが、一体どういふふうになっておるのか。

○桑名説明員 いま御指摘のありました国家公務員共済組合あるいは私学共済、農林共済等の他の共済組合の実績値は、いま手元に持ち合わせておりませんが、私どもの所管いたしております地方職員共済組合につきましては、現在保険料と言われ

ある地方公共団体の負担金で負担してゐるわけでございます。掛金が千分の四十七に達しまして、負担金が千分の六十五となっております。

公立学校共済組合におきましても同様の数値になつておりました。警察共済組合につきましても地方職員共済組合と同様の財源率になつてゐるわけでございます。

なお、他の都共済組合あるいは政令都市共済組合あるいは市町村職員共済組合等につきましても、大体これと同じような傾向で、財源率につきましては千分の百十程度になつてゐるのが実情でございます。

○権藤委員 この保険制度につきましては、千分の四十五とか六十五と言つた一般的にはわかりにくいのです。私がお聞きしておりますのは、一年間に掛けます保険料、それが厚生年金であるとか船員保険であるとか、いま申し上げたものと比較をして金額的にはどういふふうになるのですか、こういふふう聞いてゐるのです。

○高峯説明員 各制度の保険料の実額負担は手元に数字がございせんが、保険料率で申し上げますと、厚生年金の場合九・一％、本人負担は四・五％でございます。船員保険につきましては、本人負担が五・三％、それから国民年金の場合は、これは定額保険料でございます。本年の四月から月額一人二千二百円ということになっております。

○権藤委員 私のところに資料があるわけでございますけれども、昭和五十年年度の一人当たりの保険料は、厚生年金で九万二千二百六十円、それから船員保険が十八万九千二百二十円、国家公務員共済組合が十八万八千二百三十三円、地方公務員共済組合が十六万九千七百七円、国民年金が一万四千五百六円、こういふふうになつてゐるわけでございます。これはどういふことですか。

○桑名説明員 いま御指摘になりました保険料は、先ほど申し上げました財源率をもとにいたしました。職員の給料総額に掛金相当分の率、すなわち地方共済でございますれば千分の四十七を乗

じたものがいま御指摘になりました一年間の掛金額になるわけでございます。

○権藤委員 そうすると、厚生年金と、たとえば地方公務員共済組合の保険料、それは約二倍近く違うわけでしょう。厚生年金はそのほかに厚生基金というのがありますけれども、そういうものを含めると、かなりの高額になるかと思つてゐるわけでありまして、そういうものと合せて、保険料率が高いでしょう。こういふものは一体どういふふうにお考えなさつておるわけですか。厚生年金よりも倍近くの年金をもらつてゐるというところが問題になつてゐるわけでしょう。そうすると保険料も高いわけでしょう。厚生年金はそのほかに厚生基金というのがあります。そういうものと合

わせますと、その率はどうなるのですかと聞いてゐるわけですが、これは各企業がやることでございまして、実態は把握できないでしょうけれども、その平均をしますとどうなるのですか。おわかりですか。

○高峯説明員 厚生年金基金というのが、厚生年金の報酬比例部分の代行またはプラスアルファの分としてやつてゐるのがございまして、そういうところの場合ですと、基金が代行しておる部分の料率と厚生年金保険の料率と、これを足して計算することになるわけでございます。手元に基金の方の資料がございせんので、いますぐお答えできかねますけれども、そういったことを加味して上乗せをしますと、実質より低い高いというものがあつてゐると思ひます。

○権藤委員 厚生年金と厚生基金とを合わせたものが大体平均してどのくらいになるものか、私もその実態が知りたいわけなんです。それと、問題になつております公務員の共済組合の年金と比較対照してどうなるかということを知りたいわけですが、そういう資料はつくれませんか。

○高峯説明員 これは、資料をもとにしまして算定すれば、作成可能でございます。

○権藤委員 資料がつくれるということでございますので、資料提出をひとつお願いいたします。

○木村(武千代)委員長代理 資料を要求します。

○権藤委員 そこで、このような各種年金というものが非常に複雑でありまして、私どもにも国民にも一般的にわかりにくい。また、ただ単に年金というものの額が多い少ないという問題ではなくして、老後をいかにして保障するかというような発想であるわけでありまして、そこで、あちがが低いことが低いということではなくして、十分に生活が保障されるような意味での年金制度の確立ということとは、もはや急務であります。そういうことで私たちは、国民総合基本年金構想というものを発表しております。これは高く評価されておると思うわけでございまして。この国民総合基本年金構想の中で、このばらつきを改善して、生活を安定させていく、そしてその上に、いわゆる既得権のある者については二段構えで措置していくということを私どもは発表して、また、そのようなことを実現したいと思っております。

○高峯説明員 わが国の公的年金制度の将来構想につきましては、昨年の五月から大臣の私的な諮問機関といたしまして、年金制度基本構想懇談会というものを設けております。これは有沢広巳先生を座長にいたしまして、十五人の専門家の方から成っております懇談会でございますが、ここからこれ一年近く御検討いただいておりますわけでございまして。この結果につきましては、ことしの秋ごろには大体の方向づけだけでも出したいと考えております。構想というものが明らかになると考えております。

○権藤委員 ことしの秋ごろに大体まとまるわけですね。

○高峯説明員 大体の方向づけを示していただくようにということを懇談会にお願いしております。

○権藤委員 いろいろと問題が提起されておるわけでございますけれども、結論としては、早急に私どもの考えております、また厚生省等で考えていらっしゃるような基本年金構想というものを確立していかなければ、こんなにはばばらばらでは将来が非常に危ぶまれるわけでございますから、早急にそのような対策が講じられますように強く要望をしておきたいと思っております。

それから、長期給付に要する財源につきましては、修正積立方式がとられていくようにございまして、年々、将来の年金の支払いに充てられるため、積立金が増加をいたしておるうちに聞いております。五十年程度における収支、積立金の増加額及び現在までの積立金がどのくらい蓄積してあるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○桑名説明員 地方公務員共済組合全部につきましの長期経理の収支の状況は、五十年程度の決算の状況で見ますと、収入額が約一兆八千六百億円でございまして、それに対して支出額が約四千四百億円で、差し引き五千九百七十六億円の積立額が増加したわけでございまして。したがって、五十年度末における責任準備金の積立額は三兆三千六百七十二億円になっているわけでございまして。

○権藤委員 その三兆余の積立金の運用方法の割合がどうなっておるか、実際組合員の福祉関係に充当されるのはどうなっておるかということを知りたいわけなんです。

○桑名説明員 積立金の運用につきましては、安全かつ効率的に運用するように法定されているわけでございまして、いわゆる一号資産と言われている現金、預金あるいは地方公共団体の一時借り入れあるいは地方債、公庫債の取得に充てます部分につきましては、全体の四五・六%、額にいたしまして一兆五千三百五十七億円がそれに充てられております。不動産及び不動産の取得を目的とする貸し付けに充てられる部分につきましては、全体の八・六%でございまして、その金額が

二千九百億円でございまして。いま先生から御指摘のございました直接組合員の福祉への還元と申しますか、組合員の住宅建設のための貸し付けであるとか不動産の取得を目的とするものの以外の貸付金に充てたいという資金、これを三号資産といっておりますが、それに充てたいとしております比率が四五・八%でございまして、金額が一兆五千四百一十一億円となっております。

○権藤委員 そこで、お尋ねしたいのですけれども、積立金が組合の独自性、あるいは組合員の要望、意見、そのようなものを十分に受け入れて、自主的に資金を運用するというふうにはなっていない。

〔木村(武千代)委員長代理退席、委員長着席〕

だから、もともと組合や組合員が自由にこの資金を運用するようにすべきじゃないかというような意見が方々であるようにございまして。私もいつもどかと思うのです。たとえば住宅資金でございまして、いろいろなことに自分たちが積み立てた資金が利用される。当然国や地方公共団体が措置をしなければならぬような財源までも、この中から使われておるわけでございまして。ですから、この積立金についてはやはり自主的に利用できるように方法を再検討する必要があると思うわけでございまして、こういうことについて何か御意見がありましたら、お伺いしたいと思っております。

○石見政府委員 地方公務員共済の長期資金の運用につきましては、御案内のとおり、一号資産が五五%以上、二号資産が二〇%以内、三号資産が二五%以内ということで法定されておるわけでございまして、自治大臣の承認による特例にございまして、一号資産を圧縮いたしまして、三九%以上というところまで下げ得ることになっております。と同時に、二号資産あるいは三号資産、いわゆる職員福祉に回します部分を、法定では四五%以内となっておりますものを六一%以内まで引き上げるといような措置をとり得る

道が開かれておるところであります。

ところで、個々の共済組合におきましてこのような限度の中で一体どのような運用をしていくかということにつきましては、これは全くそれぞれの共済組合の自主的な御判断によりまして、かつ、そのまた大枠につきましては運営審議会の議を経てお決めになるわけでありまして、そういう意味におきましては、それぞれの共済組合におきまして長期資金の運用につきましては、組合の自主性によって民主的に運営がされておるものだと思います。

○権藤委員 自主的に運営されておるように認識をしておると思うわけでございましてけれども、実際、要望の中には、総資産の四〇%に満たないものだけが組合員の福祉に充当されておる、あとの六〇%は、当然使用者であるところの地方公共団体の資金で賄わなければならない分野に使われておる、こういうふうな報告がなされておるわけでございまして。この四〇%、六〇%というのは、数字が変わっておりますか。

○石見政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、一号資産、すなわち預金と現金あるいは地方公共団体の一時借入金、金銭信託、地方債、こういうふうないわゆる行政目的に使われるものあるいは安全確保に管理されるものの割合は三九%以上ということになっておるわけで、おっしゃいます福祉に還元いたします部分は六一%以内ということになっておるわけであります。そのような一号に使われるものが六〇%でありその他が四〇%という御指摘であると思いたしますれば、むしろそれは逆ではないだろうかというふうに考えるわけであります。

○権藤委員 いずれにいたしましても、この長期経理資産運用につきましては、自治省の方でひとつしっかりその指導方針を立てて、組合あるいは組合員の要望にこたえられるように鋭意努力をしてほしい、こういうふうにお願いたします。

次に、年金の改定についてでありますけれども

も、今回の改正により、年金の改定時期が昨年の七月から繰り上げられたという事は一步前進した、このように私も評価しております。しかしながら、それでもなお公務員給与改定の時期に比べますと一年間のおくれがあるように私どもには思えるわけでありまして。したがって、来年度はこの一年間のおくれを何とか改善をする必要があると私どもは思うわけでございますが、それについて何かお考えがおりますかどうか、お伺いをしておきたいと思っております。

○石見政府委員 共済年金の年額の改定につきましては、国家公務員、地方公務員を通じて、従来から恩給制度の取り扱いに準じて措置してまいりましたことは御案内のとおりであります。したがって、その改定の実施時期につきましても、恩給制度の取り扱いと全く軌を一にしてまいったわけでありまして、過去数年間、毎年一月ずつ早めてまいったわけでありまして。

ところで、昨年までは七月から実施ということになっておりましたものを、本年からは四月から実施ということをお願いをいたしておるところであります。このことにつきましても、いま申し上げましたように恩給の改定に準じ、かつ、国家公務員の取り扱いと全く同様の措置をしておるところなものでございます。しかしながら、そのうは申しまして、年金額の改定の実施時期が四月からでございます。現実には、その改定率の算出の基礎となります公務員の給与改定のペースは前年度のものを使っておるわけでありまして、実質的には、現職公務員の給与改定に比べれば一年おくれであるということになっております。そのことを先生ただいま一年のおくれがあるというふうに御指摘をいただいたことだと思うわけでありまして。

この実施時期の現職公務員に比べて一年おくれであるということにつきましては、私どもは、できますればこれはやはり現職公務員に次第に、一気にほんのちろんまいらぬと存じますけれども、近づけていただくことがこれまたきわめて好ましい

ことであらうというふうにも思っておるわけでありまして。と申しましても、これまた何分にも恩給なりあるいは国家公務員共済とのバランスもあるわけでありまして、ひとり地方公務員共済のみで措置することはきわめてむずかしい問題ではございますけれども、いままでも一年ずつ除々に上がってまいったわけでありまして。今後とも、私ども実質的に現職公務員の改定時期にできるだけ近くなりますように、これまた努力は続けてまいらなければならぬ、あるいはまた各省庁とも十分協議をしなければならぬ、かように思っておるわけでありまして。

○権藤委員 いまおっしゃいますように一年間近くおくれでまいりますので、このように貨幣価値の変動あるいは物価の上昇というものによりまして、実質的な年金というものがかなり目減りをしていくというふうなことで、私どもはこの支給の実施というものを繰り上げるべきであるというふうに言っておるわけですが、これはもうあなたも御承知のとおりであります。

それからまた、厚生年金受給者というものは物価スライド方式がとられておるようであります。そうして今回は九・四％のスライドがされております。一方、共済年金受給者というものは、一律に六・七％プラス二千三百円、恩給に準じたためこうなっておるわけでありまして、一番高くと七・四％であるわけでありまして、年金受給者というものは退職された人々であり、公務員給与の改定というものがいま申し上げました一年おくれですぐ反映をしない。この点きわめて厳しい生活を強いられなければならないと思われなす。したがって、このいま一年おくれになつておりますものを、少なくともその年に厚生年金受給者と同じような条件で支給されるようにぜひともひとつ取り計らいをしてほしいと思つておるわけでございます。何かしなければならぬとおっしゃっておりますし、それについての検討は十分なされておると思うのですが、いつの時期からそういうふうに実施しようと思つていら

しやるかどうか、お聞きしたいと思っております。

○石見政府委員 御指摘の点につきましては、ただいま御答弁を申し上げましたように、現職公務員に比して実質的に現時点においてもなお一年おくれであるということになっておるわけでございます。私どももいたしましては、いままでも過去数回にわたって、これを一月ずつではござい

ますけれども、国家公務員あるいは恩給制度と並んでその実施時期を早めてまいったわけでありまして。ことしからは四月実施で現在法案を御審議を賜つておるわけでございますが、なお、今後やはりこれの実施時期をさらに事実上現職公務員と一年の差というものを縮めていくという努力は続けてまいらなければならぬと思つております。しかし、いつからそれができるかということにつきましては、私どもまだこの段階で確信を持つところまではさらさら至っておりません。恩給制度がどう扱われるかということとは、共済制度がその源を恩給に発しておりますことから見ましても、恩給制度の取り扱いが基本になりますことはまず間違いのないと思つております。あるいはそれと見合つて国家公務員の取り扱いがどうなるかということも大きな問題であります。そのほか、そのみではございせん、あるいは私学でございせんとか農林共済でございせんとか各種の年金制度がどうなつていくかということもあるわけでありまして、ひとり地方公務員共済のみがこれを措置するということも非常に困難な問題でございます。一方では、いま申しましたように、その根っこになつております年金制度が改善されてまいりますれば、私たちとしてもそれに見合つての措置というものはとり得るわけでございますので、十分所管省とも協議をし、今後ともお願いをしてまいりたい、あるいは検討もしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○権藤委員 また、今回の年金額を改定するその指標というものが、先ほど申し上げましたように六・七％プラス一律二千三百円でございますけれども、いわゆる前年度に改定された上に薄く下に厚いというふうな方式、つまり六段階方式というものがとられておつたわけでございますが、それがこういふふうな一律に変わった理由はどのようなものにあつたのでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○石見政府委員 地方公務員、国家公務員を通じての共済組合が支給いたします年金の額の改定につきましては、ただいまも御答弁申し上げましたように、従来から恩給の取り扱いに準じてや

つてまいりましたところでございます。ところで恩給におきまします恩給年額の増額につきましては、昭和四十八年度以降は、前年度の公務員の給与の改定の平均のいわゆる改定率によつて一律に増額するという方法が四十八年度以降恩給にとられ、そしてまたこれが地方公務員、国家公務員とも同じような、一律に増額改定方式をとつてまいったわけでございますけれども、御案内のとおり、昨昭和五十一年度におきましては、従来の方式を恩給におきましては改めまして、公務員給与の水準だけではないで、できる限り現職公務員の給与改定のいわゆる改善傾向、先ほど申されました上薄下厚というふうな改善傾向もできるだけこの年金の改定率に反映させていくという趣旨におきまして、昨年度は五十年度の現職公務員の給与の改善内容を分析をいたしまして、それに基づきまして恩給年額計算の基礎となる仮定給料を増額するという方法がとられたわけでありまして。すなわち、ただいまお示しにございましたように、五十一年度はそういう経緯でもつていわゆる六段階方式というものがとられたわけでございます。このように五十一年度の改正におきまして、五十年度の公務員の給与の改善の傾向が一つの指標であらわすことはできない。すなわち上に薄く下に厚いという給与改善傾向をとらえたものでありますから、一つの指標であらわすことができなかったものでありますから、六段階になつたわけでありまして。

ところで、五十二年度におきまします恩給年額の改定におきましても、現職公務員の給与の改善傾向

を反映させるという基本的な考え方は変わっておりません。ただそういう意味で五十二年度におきましては五十一年度と同じ方法とはとられたわけでありまして、六段階というふうな形で給与改定が五十一年度では行われていないということなんでしょう。したがって、このように結果、五十一年度におきましては給与の改善内容を一つの回帰方程式でもって分析をいたしまして、いまお示しにございましたように一つの率と一つの額、すなわち六・七％プラス二千三百円、このような一つの回帰方程式でもって五十一年度の給与改善傾向が十分カバーし得るものでありますからこれを使つたということでありまして、したがって、そういう意味におきまして、いわゆる公務員の給与改善の傾向を使つたということとは五十一年度も五十二年度も全く同じでございますけれども、ただ五十一年度と五十二年度の公務員の給与の改善の傾向自身が違ふものでありますから、片方では六段階になり、今回の場合には一つの率、一つの額でおさまり切つたということでありまして、精神は全く同じでございます。いずれにいたしましても、五十二年度もその限りにおきまして、上薄下厚ということは一一定額が入つておるわけでございますから生かされておるということになるものと思つております。

○権藤委員 毎年年金改定の指標というのがあるわけではございませんけれども、受給者側にしてみますと、きわめてこのような不安定な改定方式というものは生活設計を立てにくいというふうな不安もあるわけでありまして、そういう意味でも少し何か制度化をする必要があるのではないかと思つておるわけでございます。すけれども、より受給者に対する安心がいくような方法をひとつ見出してほしいというふうにこれは強く要望をいたしておきます。

それから現在の年金の支給月が三、六、九、十二というふうに三カ月に一回ということになっておるわけでありまして、これは私も月々々々々々として月給ということでも月々々々々々としておるわけです。やはり月々々々々々の方で生活設計も立てやすいということであるわけですね。三カ月に一回といういろいろなこともございます。そこで受給の月を少なくとも隔月、二カ月に一回ぐらゐにしてほしいというふうな意見があるわけでありまして、時間の関係で調査したことを省略しますが、結論だけ申し上げておるわけでありまして、けれども、何かこういうことについてのお考えがどうか、お聞きしたいと思つております。

○石見政府委員 公務員の年金につきましては、ただいまお話がございましたように、その支給時期は年四回ということに相なつておることは事実でございます。地方公務員の年金制度につきましては、御案内のとおり、現行制度が昭和三十七年に発足したわけでありまして、その際、恩給制度あるいはそれを過ぎます四年前に出発しておりました国家公務員共済年金制度との均衡等も見まして、全くこれと合はして年四回ということになつてまいつたわけでありまして、このように公務員共済につきましても年四回の支給の制度でございます。三十七年、あるいは国家公務員共済につきましても三十四年に発足いたしました以来、公的年金制度全体において定着してまいつてきておるわけでありまして、一方、年金受給者の数がきわめて大きな数になつてきておるわけで、私も、いま先生御指摘ございましたように、この四回の支給回数をお六回とかさらにはそれ以上にふやしてほしいというふうな御要望もあることと承知はいたしておりますが、ただこれを、いま申しましたように長い間定着してまいつてきておりますこの制度、しかも膨大な数を抱えております年金受給者につきましてもこの支給回数をふやすといふことは、大変な事務量の増大であるいはこれに伴います人員の増の問題、事務機構、処理体制の問題等、なかなかいろいろ問題もあるわけでありまして、

私ども、先生お示しのその回数をふやせという御意見は御意見として十分受けとめておるわけでありまして、なおいま申しましたようににも

るもの問題がまつわりつておるわけで、同時に、一つは約十数年間定着してまいつておるものでありますので、地方公務員のみこれを直ちに切りかえるということは、これまた非常にむづかしい問題でもございます。私どもいづゆる他の公的年金全体におきまして扱ひたいものです。見合ひながら、これはもう各省庁ともいままでも寄り寄り協議もし、勉強もしてまいつておるわけでありまして、何分にも大変な事務量、大変な措置を必要といたしますので、ちよつと手がつかないというのが実態であります。私ども十分今後ともこれは各省庁とも協議をしてまいりたいというふうには考えておるわけでございます。

○権藤委員 再度お伺いしますが、この年金を日常の生活費の全部に充てているという人、そのほかに一部に回しているという人があるわけですが、これが受給者の九五％あるわけですね。ほとんどの人が年金でもって生活をしていくわけなんです。皆さん方も月給毎月もらうじゃないですか。三カ月に一回というわけじゃないでしょうか。だから、要するに現職でおるか、退職したかというだけの相違であるわけでありまして、ですから、やはりこれは膨大な事務量だとか、今日まで長いそういうような三カ月に一回というふうな中できたかもしれないけれども、そういう受給者の実態がそういうために、私は一挙にとは言いませんけれども、やはり受給者の要望にこたえていくような措置を講ずるということは必要であらうと思つたのです。諸外国の例を見ましても、もう月々年金を受けているというところは常識であります。そういう意味で、やはり時代に合ったような体制をとるといふことは私は必要だと思つたわけですね。そこはもう十分に御承知のことだらうと思つたので、これも受給者の要望にこたえられようようなそういう制度の充実等は早急に確立してほしい、こういうふうに強く要望しておきたいと思つた。

次に、遺族年金のことについてお伺いをしたいわけでございます。

これも残された方々が、いままでも生活の資金にしていたのが一挙に半減されてくるということ非常に困つていらっしゃる、これが実態であります。したがって、この遺族年金の給付の増額は当然やるべきであらうと思つたわけでありまして、この前参考人の方に来ていただきましたいろいろなお話を伺いましたときにも、一般的には言えないけれどもという前置きながら、生活保護費よりも少ないとおっしゃつておる。やはり私たちが憲法で保障されるいづゆる生きる権利といふものが、文化的な生活をする権利といふもののもとに生活保護といふものも制定されておるわけでございますけれども、それより以下ということをはきわめて不合理であらうと考えるわけですね。したがって、この遺族年金の増額については何か検討されておるかとお伺いをしたいと思つた。

○石見政府委員 遺族年金につきましては、ただいま御指摘のありましたように、恩給あるいは他の公務員共済年金あるいは民間の厚生年金等とも全くバランスをとりまして、地方公務員につきましても二分の一ということに相なつておるわけでありまして、もともとおおよそ恩給から始まりまして地方公務員共済、国家公務員共済、さらにその他の年金制度全般を通じて、果たしてこの遺族年金が退職年金の二分の一でいいのかどうか、すなわち遺族年金といふのは一体どうあるべきかといふ基本的な問題は私もあらうかと思つております。ただ現在におきましては、いま申しましたように制度全体として二分の一ということに相なつておるわけでありまして、したがって、この遺族の生活に資するために遺族年金の支給率を引き上げると言われまことは、確かに一つの御意見だらうと私は存するわけでありまして、しかしこれを一つの御意見としては私ども十分理解をいたすわけでありまして、そのような制度全体の中ですべての年金を引上げるといふことは、ひとりで地方公務員共済だけではなかなかこれ

またやりにくい問題ではございます。しかし、そうは言いません、御指摘のありましたように確かに遺族年金は遺族にとりましては大変な問題であります。そこでいま御案内のとおり、支給率を引き上げるといふ方向がとれない現時点においては、いまだそこまですておられないということの中で、遺族の受給者の中でも高齢者でございましてあるいは幼い子供を抱えておられます寡婦という、いわゆる経済的な所得能力の一般的に弱い立場におられ、しかもその受給額が少ないという方々に対しては緊急な給付改善が必要であるという考え方のもとに、今回このような高齢者あるいは寡婦などにつきましては、特にその最低保障額を引き上げるといふ措置をお願いいたしておるところでございます。

これと同時に、昨年新たに設けられました寡婦加算措置等も加味いたしますれば、遺族年金の支給割合は現在の百分の五十が百分の六十近くにまでなっておりますのではないかと考えております。しかしいま申されましたような抜本的な遺族年金をどうするかという問題は依然として残っておりますことは事実であると思っております。それぞれの審議会あるいは調査会におきましてこのことをいろいろ御審議も賜っておりますのでございます。今後ともそのような各審議会の御意見も十分伺っておりまして関係省庁ともそれぞれ御協議も、御相談もしながら、今後とも引き続き十分検討しなければならぬ問題だと考えておる次第であります。

○権藤委員 これが最後でございますが、十分に措置をしてほしい、これはお願いをする次第でございます。

次に、殉職の件なんですけれども、公務死亡に對する遺族年金というものが、亡くなられた方は平均をして若年者に多いわけですね。消防でありますとか警察でありますとかという方に殉職者が多い。ところが殉職をなさった方々に對する年金が非常に少ない。それは若年者であるからという

ことなんです。したがって、年金を受ける殉職を遂げた方々の遺族に對しましては、年金の基礎になるものを何か考える必要があるのではないかと申すのです。そこで、たとえば組合員の給料の平均をとってそれを年金の基礎にするとかいうことにしていきたいと、かなりその年金の額も違ってくると思うわけです。これは法改正が必要でございましていろいろとむずかしがるかと思うわけでございますけれども、身を挺して治安のために当たったとか、あるいは人命救助をしたとかいう人には例外的措置を考える必要があると思う。そこでこれは政務次官に、むずかしい問題だろうと思うけれども検討してほしいと思うわけでございます。いかがでございますでしょうか。

○中山政府委員 ただいまの公務災害による死亡者の遺族の年金上の処遇につきましては、御指摘のような若くて基準になる給与が低いという欠陥があることはそのとおりでございます。いろいろな制度でそういうものを補完しておるわけでございますが、年金制度上でもこれは御指摘のような一つの欠陥であらうと思ひます。ほかのいろいろな制度がたぐさんあるわけでございます。そういうものとの折り合いをつけながらそういう欠陥のないように、これまでも研究を続けてきたところでありますが、今後とも精力的に努力してまいりたいと思ひます。

○権藤委員 十分な御配慮をひとつ強くお願いしまして、私の質問を終わります。

○地崎委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 インフレ、物価高という社会現象がすべての国民生活に重大な影響を与えておるわけでありまして、特に年金生活者は生活の基盤を根底から破壊されようとしております。昨年七月の自治省の退職年金受給者の生活実態調査結果によりますと、平均年金額は、七万七千円になつております。年金受給者の生活費が十二万六千円となつておりますが、この数字は間違いはありませんか。——これでは、退職者の生活保障は不可能であります。これについてのお考えをお聞きしたいのです。

いのです。

○石見政府委員 昨年、私も退職年金の受給者につきまして実態調査をいたしたわけであります。これは、アンケート調査をいたしました結果であります。ただいまお示しのように、結論的に申しますれば、いわば退職後の生活に資するため年金制度がまだ十二分であるというふうな状況ではないというのを私も一般的にこれによつて承知をいたしておるわけでありまして、この点につきましては、この資料をどう理解するか、これはそういうアンケート調査を計数的にまとめたいものでありますから、いろんな見方、考え方もあろうかと思ひますけれども、私もいたしましては、やはりこれでも十二分であるとは理解をいたしにくい状況ではないかというふうに言わざるを得ないかと考えておるわけでありまして、やはりもととも公務員の退職年金が退職後の公務員の生活に資するという精神をもつて設けられておりますものでございまして、今後とも年金の実質的な価値を高め、そして、退職者の生活の安定に資するようにいたしますように、全般的な努力はまだまだ続けていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○三谷委員 十二分どころではない、七分にも足りませんね。そうしますと、いろいろおっしゃつておりますが、実際の問題として退職年金受給者はどういう状態であるのか。それに対する責任はどのようにして果たそうとされるのか。抽象的な答弁用語でなしに、具体策を私はお聞きしたいのです。国民的なレベルの最低生活保障を固めるのが、生活保障を国の責任で果たすことが社会保障制度としますならば、生活保障的な意味において早急に検討を要するのではないかと私は思ひますが、その点はどうか。

○石見政府委員 これは確かにいまお示しにありましたように、一体これをどうするかということにつきまして、私もいま直ちにこれに對して的確な対応をとり得ることはなかなかむずかしい問題だと思つております。しかし、ただいま申

し上げましたように、年金制度が公務員の退職後の生活に資するというものであります以上、やはりその内容が充実をしていかなければならないというところは、もう間違いないところだと思つております。そのこと自身ももちろん地方公務員共済制度のみではなかなかとりにくい向きもあるわけでありまして、恩給制度あるいは国家公務員共済、さらには広くは厚生年金その他の各種の年金制度とのバランスあるいは均衡ということも十分あるわけでありまして、そういう中におきまして、今後これの実質的な改善について、いろんな角度からの努力は続けてまいらなければならぬ、かように存するわけでありまして。

○三谷委員 四十八年に政府が発表した経済社会基本計画によりまして、社会保障の分野における資源の配分がはなはだしく過小である、こういう分析をしております。特に老人問題がきわめて重要な課題であるという指摘も行われております。この政府の分析から見まして、資源の配分をこの面にさらに強化するというのが当然行わなければならないと思ひますが、この点については大蔵からお越しになっておれば、大蔵の方の御見解をお尋ねしてもいいと思ひますが、この点についてはどうでしょうか。——まだですが、それじゃ自治省の方で答えたいだましようか。

○石見政府委員 資源配分の中での年金制度の位置づけというのは、これはきわめてむずかしい問題だらうと思つております。私も直接の所管ではございせんので、直接のお答えにはならないかと存じますけれども、ただいま申し上げましたように、やはり今後とも共済年金の内容の充実、実質的な価値を高めていくという努力の中で、その問題の実現は図られていくだろうというふうに存するわけでありまして。

○三谷委員 大蔵の方からいさしたのでお尋ねしますが、政府の経済社会基本計画によりまして、社会保障の分野における資源配分がはなはだしく過小である、こういう見解が示されてお

で、いま直ちにこの数値に基づきまして、これに対して的確な対応の手を打つという措置はなかなかとりにくいわけでございますけれども、やはり一般的に先ほども申しておりますように、退職年金あるいは遺族年金についての内容的な実質的

す。

○三谷委員 私は理解されておるようですけれども、厚生省どうなんでしょうか。

○高峰説明員 厚生省で所管をいたしておりますのは、民間労働者を対象にいたしました厚生年

ういうことで政府でもたいたい基本的な国民の年金制度その他について検討をしているところでございますが、できればこれは、いろんな制度、地方公務員の共済制度もいろいろな過去の経緯や歴史を乗り越えて一つの制度に集約してきた過程も

おいて処理をいたしておるわけであります。しかし、この制度の間には一つの整合性がなければならぬということも事実でありましょうし、制度の中のバランスということも十分考えなければならぬのであります。私ども、所管省は分かれてお

それから、釈明になりますけれども、年金制度基本構想懇談会と申しますのは、いわゆる諮問機関ではございませんで、大臣が自分の方針を決める際の一つの相談相手と申しますか、そういう意味で私的な諮問機関という説明をいたしておりますけれども、そういった意味の懇談会でございます。そして、その専門的な意見を十分に徴した上で厚生省としての方針を出したいということで臨んでおるわけでございます。

○三谷委員 私的なものであろうと公的なものであろうと、諮問機関は行政権を持つわけではないし、行政責任があるものじゃない、それはわかり切ったことだ。だから、そんなむだなことは言わぬでよろしい。ただし、そういう場合全部そこに任せるというのでなしに、厚生省が一応の方針なり見解なりを持つべきなんですよ。他の審議会などもそういうものなんですよ。地方制度調査会なんともいえるのは自治省の方針をあそこで再確認するということの結果になっている。恐らく全体がそういう傾向にあると思うのだ。その点からしますと厚生省としては、この問題についてはどう考えているというのがありそうなのだ。それをお尋ねしたのであるが、あなたではお答えがでないかわからぬ。だから政府委員に来てもらわぬと困るとしつぱし言うわけなんですよ。その点についてどうでしょうか。

それから同時に、差がありますのは、掛金率が違っている。これは非常な差があるのであって、地方公務員共済の一人当たりの掛金額は五十年で見ますと八万四千三百四十七円になっている、それから厚生は五十年で見ますと四万七千六百一十一円、つまり約二分の一という状態になっている。掛金額に非常な差が出てきている。そして加入年限も大きな差が出てきている。地方共済年金で三十三年、厚生年金で二十四年、こういう数字が出てくるのであります。それから、一人当たりの積立金額も厚生年金で五十二万、地方共済で百六万というわけでありまして、いろいろな面で差がある。それから、婦人労働者が、五十年

裁定で、厚生年金で二〇%を占めている、共済は九%にすぎない、特に民間婦人労働者の給与が非常に低いということが全体の掛金額などにも影響が出てきている。それから、賃金形態の差も出ておるようでありまして、これは民間にいきますと、五十歳を頂点にして年齢がいきますと若干下がってくる。共済の場合ですと、退職時が最高時になっておる。こういういろいろな状況があるようでありまして、ですから、歴史的な経過、成熟度に非常に差がありますから一律に平均額だけを出して、そして格差、格差というふうな考え方、これは私どもはそのまま賛成できるものではありません。五十年の新規裁定で見ますと、厚生年金と共済との間に給付水準の差が百二十二万対六十七万八千ですか、そういうふうになっておるんですが、五十万の差があります。この差は標準報酬のとり方で三十万円差が出てきている、加入年限の差で二十五万程度の差が出てきている、そういう概算を私どもはしております。

そこで、加入年限の差は別として、標準月収のとり方、適用年齢ですね、つまり支給年齢あるいは併給制限、それから年金の算出方式などについてはこれは是正しなければいけません。これを是正しなければ当然差別があるということになってくるわけでありまして、これは是正を至急にすべきであると思っておりますがどうでございますか。

○高峯説明員 年金額の算定の基礎となります報酬を厚生年金では平均の標準報酬をとっておるわけでございます。これは民間労働者全体を対象にいたします制度でございますので、各企業ごとに賃金体系がすべて異なっております。それから労働者が幾つもの企業を変わった場合、こういうのも全部カバーしなければならぬという厚生年金の性格から考えまして、平均の標準報酬を基準とするのが最も適当だということで、現在その制度がとられておるわけでございます。

○三谷委員 標準報酬を基準とするというのは、それは地方公務員の場合でもその報酬のとり方と

いうものは変わりはないわけなんです。要するに、額が違わなければならない、この額に整合性を持たせる必要があるとせぬかということを言っておるのです。

○高峯説明員 ちょっと御質問の趣旨を取り違えていたかもしれませんが、現在受給者の年金の支給額の比較をする場合において、いろいろな点の相違点を補正して比較するのが必要だということであらばおっしゃるとおりだと思います。

○三谷委員 お答えを聞いていますのであつて、私のお尋ねしているのは、そういう格差があるとおっしゃいますように、いろいろな条件の差がありますが、それをなお勘案しましても格差は存在しているわけですから、それについては是正を図る必要があるということをおっしゃっているわけであつて、厚生省はそれについては是正する処置をおとりになる必要があるとしないかということをおし上げておるのです。

○高峯説明員 具体的にどういう点について差の解消を図るかという点につきましては、個々の点につきましては十分な検討が必要だと思つていますが、合理性を欠いた差については当然これは解消していくべきものと考えております。

○三谷委員 ただし、現行制度の中でも高級の公務員、これの特権的な処遇は是正する必要があると思つております。私は、民間労働者とそれから公務員労働者、これを対置するものとは考えておりません。これはいづれも労働者であつて、公務員労働者の既得権というものは民間労働者にも普及されるべきものである、こういう立場に立つ者であります。しかし、特権官僚の処遇についてはこれは速やかには是正する必要がある。これは主として恩給部分の扱いから生じてきている。現行では最高俸給月額が三十四万でありまして、そこで抑えております。今度三十六万にするわけでしょう。

しかし、通算されます恩給期間については上限制限がないわけですから、そのため最終一年間の実際給与がその恩給期間の算定基礎になつていく。ですから指定職クラスの高級官僚が非常に有

利になつてきている。たとえば、先般の社会労働委員会が自民党議員が官民比較に引例しました加入期間三十二年の次官の場合、年金額二百九十一万円としておりますが、頭打ちを恩給期間にも適用しますならば二百三十六万六千円となるわけですから、この制度、これが非常に大きな不合理の要素になつていく。

たとえば、ついさつき私、大阪に電話をして調べてみましたが、大阪で調べました高給者の年金額はどうなつていくかといふと、名前を言うのはちょっと控えておきます。Tという副知事がおられますが、これはいまの年金計算上は二百六十四万五千四百五十五円になつておる。Uという副知事がおられますが、これは計算上二百四十六万四千六十一円になつておる。Kという副知事がおられますが、これは二百九十八万四千五百六十円。Kという副知事がおられますが、これも計算上は三百五十一万二千三百七十五円になつておる。前の知事、これは計算上は三百三十七万三千三百円になつておる。こういう状態になつております。これは、退職年金受給者の平均年金額七万七千円と比較しますとまことに特権的な処遇になつていく。このことは明白なんです。しかも、七万七千円という平均年金額というのはこの種の高給者の年金を含めて算出したものなんです。そうしますと、下級公務員労働者の実質年金額というものがさらに低下することは明らかであつて、厚生年金の支給額にはば類似する、こういう状態になつておる。こういう不合理をこのまま放置しておいていいでしょうか。

○石見政府委員 御指摘のございました点は、恩給期間を有しております退職年金受給者につきまして、その恩給期間につきましては、いわば最高限度額の適用がないではないかという御質問であつたかと存するわけでありまして、

御案内のとおり、現在の地方公務員につきましては、三十七年に新たな退職年金いわゆる共済年金制度ができたわけでありまして、従来恩給を中心として区分けされておりました制度を、いわ

ば地方公務員一本の退職年金制度として統合したものであります。そのことは国家公務員につきましても昭和三十四年に同じような新制度が発足しております。

しかし、このように新法によります長期給付に關する規定が全面的に適用されますのは、新法の施行日、すなわち昭和三十七年十二月一日以後に組合員となつた者に限られるわけでありまして、したがひまして、施行日前から引き続き在職しておりました職員につきましては、その制度切りかえ時に適用されておりました制度と申しますか、そのときにありましたいわば期待権ないしは既得権といふものを全面的に尊重するといふたてまえのもとで、昭和三十七年なり国家公務員について三十四年の制度の切りかえが行われたわけでございます。したがひまして、その内容的には従前の制度の適用を受けておりました期間は新しい組合員の期間に通算するとか、あるいはまた従前の在職期間についての年金額は、その在職期間について適用された従前の年金の算定方法によつて算定するといふような、その期間についても額についても従前のいわば既得権、期待権といふものを全面的に尊重していくといふたてまえになつておるわけでありまして、したがひまして、従来恩給制度の適用を受けておりました者につきましては、恩給制度のままにば当然恩給制度そのまゝの制度が適用されたであらう、ところがたまたま国家公務員については三十四年、地方公務員については三十七年に制度改正があつたがゆゑにそこで期間が切れたわけ、いわば制度の切りかえが行われたわけでありまして、恩給制度なりせば受けたであらう期待権といふものを尊重するといふたてまえのもとに、恩給期間中につきましては最終の月額といふものを用いていふことに相なつておるわけでありまして。

このようになつておるわけでありまして、一部の組合員について確かに御指摘のような事情があることは事実であります。しかし、いまのような制度切りかえのときにおきます既得権を尊重する

という考え方のもとに立ちますれば、そうだからといって、一部の組合員について一般的な扱いを異にするといふのは、これまた制度全体の立場として問題があらうかと思ふわけでありまして。

しかし、御指摘のありました点は私も事実としてよく承知をいたしております。やはり国家公務員制度とのバランスもありましようし、あるいはまた、先ほどのお示しにありましたように、すでに年額裁定になつて年金を恩給期間としてもらつておる方も現実にあるわけでありまして、こういう方とのバランスの問題といふふうなものもあるかと思ふわけでありまして、今後大きな検討問題とは存じますけれども、いま直ちにこれを是正するといふことは、いま申しましたような、さらにさかのぼつての制度の経過なり、あるいはまた、現に恩給制度として受けておられる方との均衡上といふものも含めまして検討してまいらなければならぬ問題であらうといふふうに考えるわけでありまして。

○三谷委員 時間がありませんから要点をおっしゃってください。

それでいまおっしゃいました点ですけれども、恩給制度を引き継いできたという事実は確かでありまして、しかし恩給制度が共済制度に変わつてきていふといふことは、慈恵的な恩恵をかつてのよう天皇の官吏、公吏に与えるといふ社会通念、これが時代の変化、社会情勢の変化に伴つて共済制度になり社会保険制度になつてきたわけでありまして、そういう変化に伴つた対応といふものがありますから、そういう変化に伴つた対応といふものも必要である。恩給の中には軍人軍属もありまして軍人遺族などもありますから、恩給制度をにわかに撤廃しろなんといふことは私は言ひはしませんけれども、そういう特殊な高級官僚が、月にしますと二十万から二十五万の年金を手にする。しかも一方におきましては、それを合せて計算して七万七千円、実態はもっと低くなつてくる。そして生活費が十二万も要る。そういう状態を見ますと、社会保障制度として考えてみますときに、高給者であらうと低給者であらうと、

老後の生活費なんといふのはそれほど変わるものじやありませんから、こういうとんでもない格差といふものは当然是正する必要がある。是正する観点に立つべきだと私は思ひますが、この点は大蔵省にもお尋ねしたい。

いまさつき申しました大阪府のKという副知事、自治省から行つた副知事でありまして御承知と思いますが、この人の二百九十八万四千五百六十円の年金計算額といふものは、これは三十二年九月月勤務したのですが、その三十二年九月月がちょうど真ん中で割れていて、半分が恩給部分で半分が共済年金部分なんです。勤務年数がちょうど半分になつていふ。十五年十月月が恩給職員、十五年十一月月が年金職員なんです。ところが、恩給の方では二百八十八万二千三百五十五円になつていふ、それから年金の方では七十九万六千三百二十五円、こういう実態なんです。要するに、恩給に対する資源配分が多過ぎる。整理資源の問題が問題になりましてけれども、整理資源全体といふものは否定できるものじやありませんけれども、また、全体としてはそういう資源配分といふものをこのう部分に強化するといふことは私も少しも反対するものじやありませんが、こういう不合理なところに資源配分が多量に吸収される、そうして下級公務員といふものが非常に冷遇される、あるいは民間労働者に対しては配分がきつめて乏しいといふふうな状態は、当然改善されなければいかぬのじやないですか。

これは朝日新聞に出ておりました調査によるものであります。各年金をフルに活用した場合、ここでモデルをつくつておきますが、高級官僚ですと六十五歳で月額二十五万三千四百円、そして一般公務員の場合十四万あるいは十三万といふ数字が出ております。それから民間労働者で十三万、こういう数字です。フルに活用した場合の計算であります。フルに活用した場合は、この場合でも民間、一般公務員と比較しまして高級公務員の年金が多過ぎるというところは、ここでも非常に

からこの点をもつと社会的な視点に立つて是正する必要がある、だれが考えてもそうなんです。私もはそういう点から言ひますと、公務員労働者全般がとんでもない年金を受けておるといふ考え方に立ちませんが、そういう特権的な公務員、高級公務員、これの分を含めて計算されている、そのところに問題がある。ですからこのところは当然改善する必要がある。この点について大蔵はどうお考えなんでしょうか。

○山崎説明員 確かに御指摘のように、高級公務員といひますか、そういう方々の年金が高いことも事実でございますが、共済制度は先生おっしゃるとおり社会保障制度の一環であることも事実でございます。したがひまして、国家公務員法から来るところの公務の能率に資するといふことから、企業年金的色彩も含められていふといふふうに考へていふ次第でございます。したがひまして、いろいろその給付の算定にも厚生年金と違つた意味の給付率になつていふわけでございます。もちろん、だからといって、社会保障制度の一環という代行的性格も有するといふことから、いろいろと制度の改善に努めてまいつたわけでございます。

一つには、最低保障の引き上げ、あるいは四十九年には通年ルールの導入といふようなことで、社会保障の代行的な部分も十分加味しながら、しかも公務員制度から来るところの企業年金的な性格も十分反映しながら検討してまいつていふわけでございます。

もちろん、この制度が現在の時点で十分満足されるということではございませんで、私も先ほどから御説明しておりましたが、五十年八月に私どもの審議会が今井試案といふものが出ておりまして、それにつきまして十分検討して、これから企業年金の部分、社会保障的な性格、そういったものをどういふふうな調和をしていくかといふところが今後の問題として検討課題になつていふところでございます。

○三谷委員 企業年金的な性格があるとおっしゃ

るのは、要するに国が雇用主という立場がある。地方共済組合でいいますと、地方自治体が雇い主という関係がある。その面におきましては使用者、労働者の折半方式によって責任が果たされてきておる。

あと問題になっているのは公費負担部分なんでしょう。ですからその公費負担部分において、恩給部分の資源が非常に割合が大きいということ、しかもそれは高級公務員のけた外れの待遇に主因がある、これを是正すべきであるということをお願いしてあげておるわけなんです。これは地方共済でも一緒ですが、政務次官どうお考えですか。

○中山政府委員 先ほどから各省からお答えを申し上げておりますように、制度上いろいろの制度制度でそれぞれの発生の歴史また目的等もニュアンスが違っておりまして、一概には言えないと思ひますが、ただいまマスコミあるいは一般の国民が関心を持っておられますいわゆる官民格差、その報道されておるような事態ではないと私は理解しておりますけれども、しかし先生が御指摘のような格差というものがあつたれば、これはやはり公平の原則、また国民が持つておられます官民というものに對するいろいろの偏見、そういうようなものを是正して、本當の民主主義社会というものをつくっていくためには、やはりこういうものを少しづつ是正をしていかなければならないと考えております。

○三谷委員 そこで、恩給制度というものが一つの基礎になつておるとおっしゃいますが、恩給局の方では、恩給期間をどうするかというの共済法の中で決めることなのであつて、これは別に恩給そのものが共済法を規定するものでも何でもないということをおっしゃつておりましたが、その点はどうなんですか。

○手塚説明員 私どもの方からお答えするのはあるいはいかかと思ひますが、私ども国家公務員についてでございますら、三十四年三月三十一日前に退職した人だけを扱つておまして、その後は共済制度に変わつておまして、その共済制

度の中で、恩給公務員としての期間だというふうな扱つかどうかは、これはそちらの方の制度の問題だと理解しております。

○三谷委員 ですから、共済法の中でいかにうにでも、その社会的な判断あるいは財政的な判断によつて処置ができるものを、恩給がこうだから、こうだからといつて、そこに藉口してこういふ不合理なことが温存されてきている、これを是正してもらいたい。

それからもう一つは、そういう不合理を直したためには、高額支給制限を強化しなければいけない。ところが今度また高額支給制限を緩和するという処置をおとりになつておる。これは先般高級官僚の天下り先における不当な待遇が問題になりましたけれども、これが依然として年金をもらつておる、二百万円ぐらいの年金をもらつておる。もういま名前を挙げるのはやめますけれども、必要があればいつでも資料を上げますが、もらつておる。ですから、こういう者に対してむしろそういう高額支給の制限を強化すべきであるにもかかわらず、これを緩和する。なぜかと言いますと、恩給法の改正があつたからだ、こうおっしゃる。そういう態度では社会保障という観点に立ち得るものではないでしょうか。これについてどうお考えなんですか。

○石見政府委員 第一番目の問題につきまして、ただいま恩給局の方から御答弁がございましたように、共済制度におきましては、新共済制度が発足する前、恩給期間を有しておりました方々の取り扱いをどうするかということは、これはもちろん共済制度そのものの問題であらうかと思つております。

そこで、国家公務員につきましては三十四年、地方公務員につきましては三十七年にそれぞれ新制度が発足いたしましたときに、従来恩給制度の期間を持ち、現実に恩給制度の適用を受けておられた方が引き続き新しい共済組合の制度になられるときには、従来の制度はそっくりそのまま、いわば期待権と申しますか既得権と申しますか、そ

ういう形で引き継いでいくというたてまえのもとに現行制度ができ上つておるわけでありまして、したがって、そういう意味におきまして、先ほどの御指摘のございました点につきまして、従来、先ほど御答弁を申し上げましたように、もし制度改正がなかりせば、当然その人は恩給制度の適用があたりはずであります。またまた制度改正があり、そしてその制度の中で恩給期間が恩給期間としてそのまゝ生かされていくという、いままでの制度をそのままそっくり生かしていく、いわば期待権、既得権的なものを尊重していくという立場の中で、もし恩給制度の改正なりせば得たであろうその俸給額というものがそのままならば、それが基礎になつたであらうということをお前提にしていまのような制度に相なつておるわけでございます。

ただ、先ほどからいろいろ御指摘がございましたように、問題がないというわけでは私どもも存じておりまして、国家公務員共済について全く同じ問題であらうと存じております。

と同時に、先ほど大蔵省の方からも御答弁がございましたように、国家公務員共済年金制度の審議会の中で、いわゆる今井メモと申しますか、今井試案の中で、これらの問題も含めていろいろと問題提起がなされておることも事実であります。私ども、この辺での審議の状況等も十分うかがいながら、今後これにつきましても検討しなければならぬ問題であらうというふうに理解をいたすわけでございます。

○三谷委員 高額支給制限について……

○石見政府委員 恩給制度におきましては、御案内のとおり、恩給以外に多額の所得があります者につきましては、その恩給額のうちで一定額を超えます部分の額につきましては給付の制限をするということとされておるわけでありまして、

地方公務員共済制度につきましては、恩給制度を初めとした従来のものもその制度を統合して、新しく一本化して出発をいたしましたものであります。その際、従来のいわゆる恩給等を中心とした

しました旧制度の適用を受けておりました期間を組合員期間に算入する、そしてまた年金額の算定につきましては、それぞれ旧制度における算定方法を、いわば既得権、期待権としてそれを十分尊重するという原則のもとに行われたものでございます。したがって、恩給制度の適用を受けておりました者で、その適用を受けていた期間にかかわる分のその額につきましては、恩給制度と同じように、これはやはり高額所得の制限をして、恩給受給者との均衡をとるというたてまえのもとに、ただいま高額所得者のいわば恩給期間中におきます者とのバランス上、このような制度が現在設けられておるといふふうに私ども理解をいたすわけでありまして、

○三谷委員 恩給制度における期待権というものを盛んにおっしゃつておる。それが唯一の根拠らしいけれども、しかし恩給制度そのものにいまの民主社会においては問題があるんでしよう。恩給とは一体何ですか。恩を給するといふのは一体どういうことなんですか。これは民主社会の常識から判断しますと、まことに奇妙な制度であります。これを放置するわけにはいきません。しかしいまのような、たとえばさつき申しました大阪市の高級退職者は、それぞれ九十八万とかあるいは五十五万とか六十万とかいう月給を取つておつて、しかも二十万前後の年金が支給されるという状態になつてきている。この支給期間ですね、その月給をもらつておる期間などにおきましては、いわゆる高額制限というものがきつておる。だから社会的に不合理なことが非常に露骨にあらわれてきておる。これをやはり是正する態度をとるべきだ。期待権、期待権とおっしゃいますが、それじゃ一体憲法の生存権はどうなる。十二万円の生活費が要るのに七十七万円しかないという。どちらが重視されなければならぬか。そういう点からいいますと、いろいろおっしゃつておりますけれども、こ

それは私どもはなかなか合点がでるものじゃありません。これについては社会的な不正の是正の一環として当然検討を加えるべきだと思ふ。これについてお答えいただきたい。

それからもう一つ、恩給局がお越しになっておりますからお尋ねしますけれども、恩給制度そのものが実は不合理なんです。だからといって、これは現在戦争犠牲者などいらつしやるわけですし、軍人遺族などもいらつしやるわけですから、廃止するというわけにいきませんまい。これについての処置は強化しなくちゃいけません。しかしこの恩給制度の中にも高級官僚が非常に優遇されている。

お尋ねしますが、たとえば一般の下士官、兵ですね、これが五、六年程度の勤務ですね。そして一体これはどれくらい恩給をもらつておるのか。それからもう一つは高級官僚ですね、私はこれは名前を挙げて聞きますが、大東重相をなさつていた青木さん、商工大臣をなさつていた岸さん、総理大臣をなさつておる。それから内務大臣をなさつていた木戸さん、それから同じく内務大臣の後藤さんですね、それから企画院総裁をなさつていました鈴木さん、満州国の総務長官をなさつていました星野さん、この方々の恩給は一体どれくらいになっておりますか。私どもの方では一昨年の数字は持つておりますが、現在どういうふうになりましたか。それから大蔵大臣の賀屋さんが死亡されましたが、この遺族年金は一体どれくらいになっておりますか、ちょっと参考までに知らして

ください。

○石見政府委員 先ほど来御指摘をいただいております問題につきましては、私、既得権とか期待権という言葉を申し上げておりますのは、もちろんそういう法律上の権利として確定しておりますものを指しておるわけではございませんで、現実においてそういう制度の中で、現実においてそういう期間に職しておられた方が、それをどうするかという意味で、三十七年ないしは三十四年にそこは十分尊重していかうという意味でとらえた制度である

ということを申しあげたわけでございますので御了解賜りたいと思ふわけでありませう。

なお、この点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、もともと恩給制度と共済制度の両方とに重なつておる方に対するこの恩給期間中の取り扱いをどうするかという点と自身ももちろんその中には、先ほど御指摘のあつた問題も含まれると思ふわけでありませうが、この取り扱いをどうするかという問題提起も、共済制度審議会では提起されておるわけでありませう。また検討も続けられると存するわけでありませう。私も、ここでの検討というものを十分、専門家の御検討の経緯なりあるいは審議の結果というものを見ながら検討してまいりたいと思ふに思つておるわけでございます。

○手塚説明員 ただいま御質問の点、兵につきましては、モデルとして五年ぐらゐりませうと、六十五歳未満の場合には最低保障はかりませうと、今度の改善で十五万五千円になります。六十五歳以上になりますと、あるいはなつておる方につきましては最低保障がかりませうと、二十九万四千五百円ということになります。

それから、上の方の方々を挙げられましたが、これはひとつモデルでお答えさせていただきますと思ひます。

大体、あるいは総理とか各省大臣の方のようでございますが、総理大臣につきましては、二十三年の月額二万五千円、それが増額されて仮定俸給になつておるわけでございますが、今度の改正の結果、かつて総理だった方で、二十年勤めて、それからまあお年寄りだと思ひますので、八十歳以上ということと種々の優遇措置がございますが、そこら辺全部総合しますと、三百三十三万四千八百円というのが今度の新しい年額になるわけでございます。

それから大臣の方でございますと、今度の改善の結果二百五十三万一千二百円ということになります。これは二十年のモデルでございます。

遺族の方ということになりますと、この辺です

と最低保障とは違ひますので、ほぼ半分とお考えただいてよろしいかと思ひます。

○三谷委員 そうしますと、大臣の経験者が二百五十五万とおつしやいましたが、一昨年の調査で、たとえば星野大臣ですと二百六十万、木戸内務大臣ですと三百六十万、後藤内相ですと二百五十万、鈴木企画院総裁で三百三十万、こういう数字が出ておりますが、今度は下がつたのでしやうか。

○手塚説明員 ただいま、個別の数字はちよつと御遠慮させていただきたいと思ひましてモデルで申し上げます。八十歳以上で在職二十年の総理大臣、各省大臣ということでお話ししたわけ

です。先生御存じのように、年数が長くなればそれだけ年額もふえるわけですが、もう一つのモデルで、在職年二十五五年の場合を申し上げてみますと、ほぼ見当がつくかと思ひます。同じく八十歳以上でございますしたら、総理大臣の場合でございますたら、今度の改善の結果三百六十九万四千六百円、各省大臣の場合でございますたら、二百九十八万三千二百円ということになります。

○三谷委員 そこに一つの類型があるかどうか知りませんが、鈴木貞一さんの類していらつしやるケースですね、これはどうなりますか。これは三百十万でありましたが、今度の改正でどうなりました。どこの条件がどう違つておるのでしょうか。

○手塚説明員 鈴木貞一さんは、在職年が、いま申しました二十年、二十五年モデルに比べますともっとはるかに長い在職年を持つておる方でございます。それで多いわけでございます。

○三谷委員 いま何でございます。

○手塚説明員 ちよつとこれは御遠慮を申し上げます。

○三谷委員 いやいや、その部類の分で言つてもらえばよろしい。固有な名詞を言わぬでもよろしい。

○手塚説明員 ただ長いということで計算もして

おりませんし、三十年を超える方ですから……。

○三谷委員 何ぐらゐらゐるのでしょうか。

○手塚説明員 先生お持ちの一昨年のものが正しければ、ほぼそれに一割ぐらゐらゐるアップされたものではないかと思ひます。

○三谷委員 この実態の中にも非常な不合理といひますか、大臣経験者でありまして老後の生活というものについてそれほどの不当な金額が要るものではない。ところが兵隊などになりますと、六十五歳以下ですと十五万、六十五歳を超しまして三十万に足りないというふうな状態、これは年間なんぞしやう。そうしますと、一月にしまして三万足らずですね。そういう状態になつてきておる。一方におきましては、これは一カ月何ぼになりますか。これは三百六十九万ですから、まあ三十万というところですか。そういう状態になつてきておる。このところにもやはり検討する要素がありはしませんか。こういうものが不合理なままで、新しい民主化の時代の中にも依然として遺物として残つてきておる。そして特権官僚が優遇されるという状態がいまだに続いておる。しかも、いま挙げたのは全部戦争犯罪人なんですよ。戦犯の刑を受けた人たちであります。それがこういう状態になつてきておる。これもいつまでもこういう状態でもいいものでしやうか。

○手塚説明員 実は一昨年から増額についていゝわゆる上薄下厚方式、公務員給与の分析結果をなすべく中心に移すという方法をとつておりますが、いろいろな意味で上下の差というものは詰めるようにしております。たとえば大將と兵隊であれば、かつて終戦時には十六・六倍ぐらゐの差があつたわけですが、現在では六・七倍ぐらゐになつております。

それから、ただいま例として挙げました兵、たしか二十九万四千五百円、私も決して多い額とは思つておりません。ただ、その人の職業生活を見ますと、そのうちの五年間を戦地に行ったことについてこれだけの金額を、多いとは思ひませんが出ておるわけでございます。片や二十年、三

十年と勤めた方、これを一律に、同じに比較をするというのはやはり問題ではないかというふうに私も思っております。

なお、年単位で申しますと、恩給公務員だけでやめた方、ほかの局長、次長クラスでやめた方の金額はせいぜい百十万とか二十万とかいったような方が多いと思います。

○三谷委員 いまおっしゃいますように勤続年数が違うでしょう。しかし、これは下手をすると死んでいくのですよ、赤紙一枚で引つ張り出されて、そうして生死の境をさまようという異常な状態なんですから。ですから、これは一般の公務員としての勤務というものは質的に差があるわけであって、そのところはやはり見えていかなくちやならぬわけであって、いずれにしましても、どういう状態であつたとしても、こういう格差が余りにも多過ぎるのですよ。

やはり人間の生活というのは一定の限界があるものですから、どんなに年金を出すと、いつても、ある程度の制限がなくちやなりません。

同時に、下級公務員については最低生活の保障はしなくちやいけない。同時に上の方は、余分な支給は、これは削減をするという処置をとつていかなければ、この年金問題の格差の構造的な要因というものは解消しません。私どもはあれを全部ひくくめて数字を出して、厚生年金何ぼだ、共済年金何ぼだ、だから共済が多い、こんな計算の仕方についてはくみするものではありませんが、しかしこの格差があつて、しかも、格差の原因というものは上下の格差というものが大きな構造的な要因になつてゐる。そのために下の方は生活ができない。上の方は生活費が十分に余る。この状態はやはり改善せねばいけません。社会保障の制度というものを考えますならば、その点を無視するわけにはいきません。最低でも生活保障が必要である。最高は、これも最低の生活を十分に保障するという観点で物を考えていきたいと思います。これはもうけじめがつかえません。そういう点についてどのようにお考えでしょうか。恩給の方は置いて

おきまして、共済の方でお聞きしたいと思う。

それで、さつき今井メモを盛んにおっしゃいましたが、今井メモは何を言うておるんですか、私どもわかりません。何をどうしようと言つておるのですか。それについて一体どうお考えなんですか。

○石見政府委員 私がお答え申し上げ、あるいはまた大蔵省の方からお答えがございました。ゆる今井メモと申しますか、試算と申しますのは、今井委員が一つの私見として提示された問題であります。これが一つの今後の検討素材になつていくだろうというふうに私も思つております。と同時に、非常に示唆に富んだ内容も含んでおるわけでありまして、その中で、恩給期間と年金期間とを有しておる者につきましても、恩給期間中の取り扱いをどう考えていくのかという問題提起になつておるわけでありまして。詳細なメモの中身をきよう持つてまいつておりませんけれども、全体的な形としてそのような単にと申しますか、先生の御指摘のあつた問題のみをとらえておるわけではございませんけれども、少なくとも三十七年制度出発のときには一応そういう形で、恩給制度をそのまゝ移行するということには現行制度上なつておるわけでありまして、諸般のその後の推移等から見て、現行制度の適否を問題提起をされておるというふうに私も理解をしております。そういう中では当然御指摘のありましたような問題点も出てくるのではないかと。これはまた国家公務員共済のみならず、地方公務員共済組合につきましても、当然この問題は共通の問題として今後検討されるべき問題であらうというふうに私も考えておまして、現行制度のいろいろな問題点あるいはいま御指摘のありました点につきましても、そういう中で私ども十分検討していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○三谷委員 いまの高級公務員や高級官僚の特権的な扱いについては検討してください。検討しては正の処置をとつていただきたい。これは公正の原則にも反するものであります。それからもう一つは、刑罰規定という問題があります。共済年金というものを生活保障費と考へた場合に、禁錮以上の刑やあるいは懲戒処分などを受けた場合、年金の一部または全部を停止するといふ処置がありますが、これは一体どういふことなんでしょう。年金制度、これを懲罰的な制度に使うといふふうなことがあつていいものなんでしょうか。

○石見政府委員 地方公務員、国家公務員共済組合制度を通じて、組合員等が禁錮以上の刑に処せられた場合とかあるいは懲戒処分を受けた場合は、このようないわば刑事処分を受けたといふような反社会的な行為という事実、あるいはまた職場の規律違反といふようなこの事実に基づきまして給付の制限をいたしておるわけでありまして。

地方公務員共済制度の長期給付と申しますものが、もともと、申し上げるまでもなく、厚生年金が、保険を代行するといふ性格を持つておりますことは当然でありますけれども、一方におきまして、それはやはり民間の労働者とは違つた特殊な勤務関係と申しますか、勤務関係が要請されます公務員であることには間違いないわけでありまして、そのような公務員の身分の特殊性という点から見まして、やはりいわゆる他の公的年金制度に比較しまして、一般的に年金水準といふものが確保されるようにといふような努力もなされておるところでございます。

ところで、何と申しましてもこのような共済制度といふのは、基本的には恩給制度の流れをくんでおりますことは、これはいいか悪いか別として事実でございます。と同時に、いま申しましたような、厚生年金のような社会保障制度の一環でもあるわけでありまして、したがって、このような公務員の身分の特殊性といふ面から考えますれば、民間の労働者とその辺の扱いを全く同じにしていいかどうかといふのは問題があるところではないかと思つておるわけでございます。現実にはそのよう

な反社会的行為があり、あるいはまた組織内部における規律違反があつたということでもつて、それをいふ民間と全く同じように何ら制約をしなないといふことには、やはり一つの問題があるのではないかと思つておるわけでありまして。現に、いわゆる一般の公務員ではございませんけれども、農林共済あるいは私学共済等におきましても、このような制度は導入されておるところであります。私どももいたしましては、やはりこの制度は制度として一つの妥当性を持つておるのではないかと、いふふうに一応考えておるわけでございます。

○三谷委員 罪を犯しましたときには、それはそれなりの刑の執行があるわけであつて、処罰があるわけなんです。だから、そういう罪を犯した者の生活権まで奪つても構わないという考え方です。さきと、懲罰を受けた者は生活の権利まで全く無視されるのかという問題になつてくる。ですから、刑の処罰といふものと共済制度は別問題だ。犯罪人といへども生活する権利は認められておるし、共済制度によつて掛金をかけてきておる。それまで抹殺するといふふうなことが、理論的に言つたつて認められるものではありません。

さつき恩給制度のことをおっしゃいましたから、恩給制度で、たとえば戦争犯罪の刑を受けた者などが恩給制度の適用を受けるということが逐次行われてきてゐる。たとえば、二十一年には、恩給制度全体を廃止したわけでありまして、二十八年に復活して、この中で、戦争裁判で有罪の判決を受けた者の遺族は恩給権が復活してきておる。二十九年になつて、戦犯拘禁中の死亡者、死刑者の遺族に対する公務扶助料支給が行われる制度が復活してきておる。それから、三十年になつて、拘禁期間も通算して在職年に加算する措置がとられてきてゐる。この三十年の措置は、普通恩給最短期限に達するまでということになつておりましたが、四十六年にはその制限を全部撤廃してしまつた。四十八年には、未決勾留期間の通算まで行つたといふので、恩給制度におきましては、要するにこういう刑罰を全く無視し

た制度がとられてきておる、高級官僚については、ところ、末端の下級公務員がわずかの心得違いをしたというような場合に、罰は罰として受けながら、共済の権利まで剥奪されるというふうなことは、少し筋道が違いやしませんか。

○石見政府委員 共済年金につきましては、たゞいま御答弁申し上げましたように、これは退職後の所得保障という見地から、社会保障制度の一環であることはもちろん間違いのないと思うわけでありますが、同時に、公務員として、その身分と申しますか、住民の負担にこたえて、長年月にわたって忠実にその職務を執行しなければならぬという公務員の勤務の特殊性というものが当然のものとしてあるわけでありまして、このような公務員としての特殊な職域保険というような性格もあわせて持つておるものであるというように私も理解するわけであります。そう見ました場合、一つの特殊な職域保険としての、その根っこになつております公務員の身分あるいは住民の負担にこたえて忠実に勤務しなければならぬという勤務の特殊性という面から見まして、ただいま申し上げましたような、ある反社会的な行為あるいは組織の一員としてふさわしくない行為等を理由としてしかるべく措置をされた者につきましては、一定の給付制限の措置をとっていくということは、いま申しましたような共済制度のあり方、たゞいまから見て一応妥当なものではないかというふうな理解をするわけでございます。

○三谷委員 それを妥当でないと云っているのですよ。職務専念の義務というのは、いかなる場合でも、民間労働者においても存在しておる。公務員だけの特殊な義務じゃない。法律の中にそういう表現を使っているかいないかだけのことなんです。そのことは一般的な常識であつて、同時に公務員の場合においては、そういう過ちを犯しました場合は、量刑の面におきましてそれなりのことが科せられてゐる。ですから、この場合における共済制度というものは、その懲罰とは別なんです。共済制度まで懲罰の道具にするというふう

なことは行き過ぎておる。これは厚生年金の方ではありませんね。これは社会的な責任との関係におきましてどうお考えなんですか。

○高峯説明員 厚生年金の制度は、社会保障制度の一環でございまして、禁錮以上の刑に処せられた場合の支給制限というふうなものは設けてございしません。

○三谷委員 共済の場合にもそういう要素というのは存在しているのでしょうか。共済制度というのは恩給じゃありませんよ。

それで、さつきからいろいろおっしゃつておりますが、時間もありませんから、いままでのあなたの方の考え方をそこで繰返すのではなしに、問題を指摘されて、そこに道理があると考えれば、検討を加えていく、改善を図っていくという立場に立つて措置をしてほしいと思うのです。いままでの、指摘以前の立場というものを依然として固執して、それを絶対なものとして考える、そういうやり方を官僚主義というんだ。問題を指摘されて、そこに道理があれば、それに基づいて検討しますと言ふのがあたりまえのことなんです。政務次官、どうですか。あなたはどうも自信がない答弁で困るんだ。

○中山政府委員 御指摘のとおりでございます。ただ、役所は役所の性格として与えられたルールのもとに任務を遂行するという制約がありまして、そういうものを調整していく機能というものがいまの行政機構の中には欠けているのではないかと私は思います。まあ最終的には総理大臣が責任を持つわけですけれども、総理大臣も物理的にそういう細かいことまで全部処理をするというにはなつておりませんで、昔のことはよくわかりませんが、昔は内閣とかその他のところでそういう調整機能を果たしておつた。いまは予算関連で、大蔵省が多少調整機能を果たしておりますけれども、それ以外に調整するところがない。行政改革等がいまうわさされておりますが、その行政改革の中でも、各省間にまたがる事業の調整機能ということとはやはり大きなテーマになるのではな

いかというふうに考えておりました、そういうことを乗り越えながら、行政改革ができればいいのですけれども、できない現在の機構の中では、各省庁を督促して、それぞれの持つてゐる立場で信念を持って相談をし、またいろいろ問題を突き合わせながら、先ほどから御指摘になつておりますようなものはだいたい官民格差とか制度内の格差とか、そういうものがあると思つれば、これは勇気を持って是正をしていかなければならないと考えております。

○三谷委員 時間のようですから、途中で残念ですが、これで終わつておきます。

○地崎委員長 川合武君。

○川合委員 地方公務員等共済組合法の百十二条を見ますと、「組合は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうことができる。」とありまして、五に「組合員の需要する生活必需物資の供給」というのがありますが、これは実態はどういうことでございましょうか。

○石見政府委員 地方公務員共済組合につきましては、福祉事業としてお示しにございましたように、「組合員の需要する生活必需物資の供給」という一項目が挙げておりますが、こういう事業を行うことができるということになつております。ただ、現在、この条文を使ひましてどのような生活必需物資の供給をやつておるかと云うことについての実態調査をいたしましたものはございせん。ただ、条文としてはちよつと古い感じがいたすわけでありまして、昔は共済組合がいろいろな生活必需物資を安く供給するという時期もございましたので、いまこれは実態としてたくさん例があるとは考えられないところでござい

○川合委員 石油ショックのときに一時的にトイレットペーパーだとか洗剤もなくなったこともありましたけれども、この五は、現在は余り必要もないんじゃないか、こういうふうに思います。私の言わんとすることは、この百十二条全体を一遍再検討してもらいたい、再検討すべきじゃないか、

少し旧態依然としてゐるんじゃないか、こう思うので、いまこの百十二条の生活必需物資の供給ということを言つたわけです。

それから、現在もお盛んに盛んにかどうか知りませんが、職員会館と申しますか、宿泊施設のようなああいう諸施設、これも戦後といひますか、まだ民間の施設が非常に不十分だったところは確かに福祉事業として有意義だったと思ひます。しかし、現在は状況が変わつてゐるんじゃないか。この利用率、数字は、手元があれば具体的に示していただきたいし、なければ別によろしゅうございしますが、たとえば宿泊施設の利用率というふうなものは現在どんな状況にあるか、どんな利用率が上がつてゐるのか、あるいは低下してゐるのか、伺いたいと思ひます。

○桑名説明員 共済組合が経営しております施設が、昨年末で保養施設が百五十九、宿泊施設が百四十九あるわけございまして、先生からいま御指摘がありましたようにほぼ需要を充足してゐると思つております。

その施設の利用の状況でございしますが、いま申し上げましたように三百以上の施設がございまして、施設によりまして利用の実態が非常に違つておりますけれども、平均して五〇ないし七〇%の利用になつてゐるものと考えております。

○川合委員 念のために伺ひますけれども、いまの法律の制度の立て方としては、退職した公務員はこれを使うことはできるのですか。できないのだと思ひますが……

○桑名説明員 たてまえといたしましては、現在勤めております組合員が利用するのがたてまえでございまして、この建設をいたしました施設を経営しております趣旨から言ひまして、組合員であつた方、すなわち年金受給者等についても御利用いただくように、その利用できる道を開いておるのが実態でござい

○川合委員 私は利用できないのかと思つてうかつでしたが、利用できるということだと非常に結構ですが、その場合に現役の公務員と全く同じ

ように利用できるわけですか、料金なんかでも。
○桑名説明員 利用料金等についても、施設によつて多少の差はございますけれども、一般的には現役の人と同じような待遇と申しますか、利用のさせ方をしているのが一般的な取り扱いでございます。

○川合委員 こういう施設は、無論あつて結構な話で、福祉事業として利用もされている。悪いという事はない。しかし、一ころは、この建設に非常に熱心過ぎたというふう聞いておりますけれども、いまもやはりほとんど新規に建設が行われているわけですか。

○石見政府委員 いま御指摘のございましたように、確かにこの種の宿泊施設につきましては戦後非常に勢いで伸び、またそれだけの需要が非常に多かったことは事実でございます。またその需要にこたえるためにかなり建設を進めたことも事実でございますが、現在の状況におきましては、課長が申しましたように、全国で約三百近い施設がもうほぼでき上がっております。したがって、マクロで見た場合には、私どもはもうほぼ充足されたのではないだろうかというふうに考えております。いわんや、最近におきまして人件費の高騰あるいはまた建設資材の高騰、維持管理費の高騰等を考えました場合に、今後の経営を考えました場合においてはなかなか容易ではございません。そういう意味におきまして、私どもは今後はどうしても置かなければならぬところ、非常に過疎的になつておるところには、重点的に申しますか当然今後とも建設を進めてまいらなければならぬと思ひますけれども、一般的には、従来のようなベイスでの建設というものはもう必要ないのではないか。むしろ今後は若干方向を変えて、広い意味での退職者を含めた福祉施設というふうなものへの発展というものをやっていくべきではないかというふうなことで検討をいたしておるような状況でございます。

○川合委員 いまの部長のお話を私は承知いたしました。したが、繰り返しますけれども、無論こういう施設があつて悪いということではない。しかし、現在にあつては大体需要を満たしているのではないかと申す。また、お金をもつと有効に使う道もあり得るのではないかと、もっと知恵をしぼるべきではないか、こう思ひます。これは私の一つの考えにすぎませんけれども、たとえば、いま部長の言われた退職公務員も含めた福祉施設の一つの例として、老人ホームというふうなものを考えるというふうなことはどんなものでしょうか。

○石見政府委員 私は、一つの御提案として結構なお話だと思つております。ただ、老人施設になりますと、どうしてもまた一体どこから重点的につくっていくのかとかいろいろ問題があるわけでございますけれども、いままでのような単なるホテル代行的宿泊施設というものはもう大体充足ができたわけでありまして、やはり職員の健康管理的、アスレチックセンター的な保養施設でございますとか、あるいは退職者、特に高齢者に利用していただけるような施設とか、そういうもののへの発展というものは結構な御提案だと思つております。私ども、いままでそういうことをやつたことはございません。そのうち、今後の情勢を踏まえて、そういう方向への発展のために検討してまいりたいと思つておりますし、あるいはまたそれぞれの共済組合とも御相談をしたい、かように思つておるわけでございます。

○川合委員 そこで、この施設の問題はいまの部長のお答えで承知いたしますが、答弁の中に出てきました、たとえばどこにそういう施設を置くかというふうな問題もあるというその言葉をとらえるわけではございませんけれども、こういう地方公務員の共済年金制度というものは、無論、相互救済の精神から言つてなるべく共済組合が大きい方がよいのじゃないか、余りばらばらでは本来の趣旨に反するのではないかと、こんな感じがいたしておるのですが、現在の状況はたくさん共済組合に分かれておるという実態のように見受けまされども、これはどういふ事情か、どうして一本になつていないのか、いきさつ、事情というものを伺ひたいと思ひます。

○石見政府委員 地方公務員関係の共済組合は御指摘のように非常にたくさん単位組合に分かれておりますことは事実でございます。大きく分けましても、一般職員あるいは学校の先生、警察官というふうにも分けられましようし、あるいはまた一般職員の中でも、市町村と県とか、あるいは指定都市とかあるいは特定の市とか、いろんな組み合わせによつてそれぞれの共済組合が独立をいたしておりますことは事実でありまして、その結果、現在では地方公務員共済関係では九十一組合、二連合ということに相なつております。これはもう御案内のとおり、このように非常にたくさん組織となつておりますのは、現在の地方公務員共済制度が昭和三十七年に発足いたしました際に、従来ございました非常にたくさんな地方公務員にかかわります制度を統合したわけでございます。制度自身としては統合したわけでありま

すが、その組織といたしましては、やはりその以前からございました組織をできるだけその自主的な判断によつて存置をしようというふうなたてまえに立つた結果このようになつたわけでありま。今後これを統合と申しますか、一本化すべきじゃないかという御意見があることも私も承知をいたしております。しかし、何分にもそういう経緯でそれぞれ自主独立の立場で九十一組合に分かれたものでございます。と同時に、この数十年間そういう形で定着して運営をまいつたわけでございます。これが一本化と申しますかある程度統合されていくという事は、なかなか言うべくしてむずかしい問題だらうと思つております。統合いたしますことはいろいろな意味でメリットがあるとは存じますけれども、いままでの経緯等もございましてなかなかむずかしい問題だと思つております。と同時に、そのように単なる技術的な統合以外に、やはり保険集団としての程度の大きさというか、大きければ大きいほどいいのかどうかというふうな疑問も私も根本的に

あるわけでありまして、単なる一本化というだけの問題でもけりがつかない問題じゃないか。今後、これはなかなかむずかしい問題ではございませうが、いろいろな角度からメリット、デメリットを検討しながら、町村合併ではございませうが、検討していかねばならぬ問題であらうというふうな考えをわけでございます。

○川合委員 確かにそうですね。大きければ大きいほどいいというものでもないと言われてみれば、なるほどそうだと思います。ですから、いささつ、これはわかりますけれども、しかし、その後ずいぶんたつておりますから、やっぱり適正な規模といひますか範囲というものを考え直して制度の趣旨に沿つたようなものを持つていくべきときが来ているのじゃないか。そこで、大きければ大きいほどいいものではないということばかり申すけれども、たとえば市なんかでもたくさん分かれておるような状況ですが、市では、独立してというか、それぞれ独自のものを持つておるのとはどこどこでございませうか。幾つぐらいあるのですか。

○石見政府委員 都市につきましては、一つには、都市と申しますかどうにか存じませんが、東京都が独立の職員共済組合になつております。それから指定都市の職員共済組合というのがそれぞれ別個でありますから、結果的には九組合ということになつております。それからそれぞれの今度各県ごとに市町村——これはいま申しましたように東京都とか政令市を除いた市町村のいわゆる市町村共済組合というものは、これは各県ごとにございまして、これが四十七ある。これも市が入つておるわけでありまして、それからもう一つは都市職員共済組合というのが三十一ございまして、これはいま先のお話のございました市が独立をやつておるといふものでありまして、全く政令指定都市と同じように市独立としてやっておりますものがいま申しましたように三十一あるということでございます。

○川合委員 たとえば指定都市なんかのもので掛金率と負担金率はどうなるんですか。これは同じだけれどもそれぞれ独自のものを持っているのか、それとも掛金率も負担金率もそれぞれ違う、それぞれ独自のもの、こういうことですか。数字は一々よろしくご説明いただけますか。

○桑名説明員 指定都市等につきましては、その指定都市共済組合ごとに財源率を計算することになっておりますので、それぞれ九つの指定都市が別々に財源率を計算いたしまして、制度上は掛金率あるいは負担金率が九組合別々になっているのがたまたまでございます。ただし、実際の現状から見ますと、給与の改善傾向とかあるいは職員の脱退傾向等が大体類似しておりますので、財源率はほぼ一定の額になっておりますが、たまたまは先生御指摘のように、各共済組合別々に決めることになっていくわけでございます。

○川合委員 くだいようですが、たまたまは別々だけれども実質上はほとんど同じなのですか。

○石見政府委員 いま御答弁申し上げましたように、たまたまはそれぞれ九つの指定都市共済組合というのが独立のものでありますから、独立にその財源率、掛金率を設定するということになるわけでありまして、結果的にはその率は一一から一三の範囲内で全部おさまっております。上下の差はわずかに千分の二くらいでありまして、大体同じというふうな状況になっております。これは申しましたように、給与が非常に似通っておりますのでございまして、あるいは医療の増高の傾向等が大都市でございまして非常に似ておるといふことで、収入、支出とも非常に似た傾向にございまして、結果的にはこういう形になっておるわけでございます。

○川合委員 政令指定都市がどうこうということとは別に、大体大きいところ、強いところというのには語弊があるが、強いところというように常識的に考えられるわけですが、例として適当かどうかわかりませんが、健康保険でも政府管掌のあれと大企業のものとは、片方は豊かで片方は

は貧乏で、そうすると大企業の組合がエゴではないか、こういう世論的な空気になるように思うのです。地方公務員の共済組合もある程度の適正な規模を、全く全部一本ということとはともかくとして、大体一緒にされるものになるべきではないか、すらつと考えておられるのです。いきさつはわからぬわけでもないですけれども、重ねてもう一度意見を伺いたいと思っております。

○石見政府委員 確かに申し上げますように、私も大きなばかりが能くは存じませんけれども、保険集団としてある程度の規模を持つことが、その運営なりあるいは財政面においていいのではないかと一般的な考え方を持っておるわけでございます。

そこで、私もまたいたしましては、このいま申しました九十一の組合がどの程度の集団になっていくのかがいいのかというの、これはまた一つには理論的な問題もございまして、けれども、基本的には組合自体が合併する気になっていただかなければ、町村合併と同じでありますので、やれやれといつてもなかなかできない。私もはいま申しましたような観点から、ある程度の集団規模になることが一般的には好ましいとは存じておりますけれども、お示しのようなそれがあつておる規模に大きくはなつていく、合併していくという機運はいまのところまだ盛り上がり過ぎておるまい、全然ないというに近い状態でありまして、また同時に、共済組合によりましては短期の給付を実施しておらない、それを健康保険に渡しておる組合もあるわけでありまして、その辺が合併いたしますと、これまで財源の問題等が非常に出てまいりまして、そういう内部的事実等もあつて、同時に、全体的にいまの組合が合併をしようという機運にはいまのところないというふうなことも伺うわけでございます。

○川合委員 何かいまちょっと話が出かかったようだったのですけれども、分かれた方が率直に言うて、理念は別に、具体的にメリットもあることはあるのですか。

○石見政府委員 これはメリット、デメリットと言われますと、確かになかなかむずかしい問題だと思つておられるが、やはりいままでの経緯だろうと私は思つておられます。先ほどから申し上げておられますように、一つは大きくグループとしまして一般職員と警察官、教員といふものは職務が全然違つておるから非常になじみが薄い。一緒になれといつてもちよつと無理であらう。しかし先ほど申しましたように、一般職員の中でさらに分かれておりますことにつきましては、それぞれ長い経緯がございまして、指定都市は指定都市としてのお考えを持っておられます。それから市町村共済は市町村共済、府県は府県として全然また別な立場に立つておられます、そういう意味での親しき度と申しますか、職員相互間の一緒にならうという気持ちがあるかないかというのですか、そういうところではないか。メリット、デメリットを十分せんじ詰めた上でのところまでいっておられるには私も私どもは理解しないのでありまして、むしろ市町村の職員と府県の職員が一緒の組合をつくるか、あるいはまた政令都市の職員と一般の市町村が一緒になるかというの、どうも長い経緯の中でじっくりしないという感情論というの、大きな要素だらう。それとあわせて先ほど申しましたように、短期経理をやつていない組合があるというところも一つだと思つておられます。

なお、これは一つの大きな問題であります。特に短期経理をやつております組合につきましては、先般来ずいぶん御質問もあつたところでございまして、最近非常に短期給付の財政状況が悪くなつてまいつておられます、掛金率をどんどん上げなければならぬ切れないところもあつた。しかし、いまだに千分の七十ぐらいでとどまつておられる非常に健全なところもあるわけでありまして、そこが一緒になれといひまして、健全なところが一緒になると、これは赤字団体と黒字団体の町村合併のようなものでありまして、片方がいやがるということも一つ問題があるわけでありまして、

このようにもろもろの事情が相重なりまして、いま申しましたような合併と申しますか、一体化するという機運がなかなか出てこないというのが実態でございます。

○川合委員 これは町村合併というほどの大げさなものでもないと思つておられます。むしろ共済組合も大事なことで、町村合併のような大げさなものではないと言つたのは言い方が少し適切じゃないかと思つておられます。私は、むしろ地方分権というものには尊重しなければいけない、こういう基本的な立場に立つのですが、立つがゆえに、私の考えでは共同するものはなるべく共同してやつていく考え方というものが必要ではないか。別に政令指定都市を目的にかたきにして言うわけじゃありませんが、こういうところが自分だけでやつていくというのでもやはり考え方を改めるべきじゃないか。それを強制するものもこれもまた別の意味でいけないので、盛り上がりがないと言われればそれまでですけれども、何かそういう雰囲気ができることを期待し、また公務員部も干渉する意味、強制する意味じゃなくて、そういう方向に向かつて適切な努力をされることを期待したいと思つておられます。

次に、地方議会議員の年金制度関係についてお尋ねしたいと思つておられます。地方議会議員の長期在職高齢者である年金受給者について、一般公務員の年金制度と同じように高齢者加算制度ですか、これを導入する考えはなにか、これは要望が強いというふう聞いておられるのですけれども、どんなお考えですか。

○石見政府委員 地方議会議員の長期在職高齢者につきましては年金でございまして、確かに先生ただいま御指摘にございまして、関係方面から、一般公務員の年金制度に設けてございまして、高齢加算制度を導入してほしいという御要望がかなりあることも事実でございまして。私も今回地方議会議員の年金制度についての改正案を盛り込みまして、ただいま御審議を賜つておる

わけでございますが、この法案を確定いたします段階におきましても、いまのようなお話につきましては、いづれと検討いたしましたわけであります。

しかし、結論から申し上げますれば、このように一般公務員の年金制度に設けてございます老齢者加算の制度というものは、実は国会議員互助年金制度にはこのような制度はないわけであります。地方議会議員年金制度は、もともと国会議員互助年金制度をお手本にしてつくられておるものでございますので、一つには、まず国会議員互助年金制度にないこのような制度を、常勤であります一般地方公務員にあるからといって、直ちに地方議会

職員に導入することには問題があるのではないか
 という点に行き当たったわけでございます。

と同時に、現在一般公務員にあるとは申しませんが、一般公務員に無制限にあるわけではないわけでありまして、一般公務員につきまして恩給期間を持っておられる方につきまして、その恩給期間についてのみこのような特例措置を講じようとしておるものでありますから、地方議会議員につきましては、そのような一般公務員のような恩給期間というようなものとはもとないわけであります。と同時に、前段申し上げましたように、国会議員互助年金制度にもこういう制度がないというところから、この制度を直ちにいま地方議会議員に導入することはきわめてむずかしいのではないかということで、実は今回見送ったわけであり

しかし、何分にも御要望の強い問題でございます。私どもといたしましては、国会議員互助年金制度にはないとは申しながら、やはりそこに地方議会議員としての何らかの特殊性というものがあのかないのかというようなことも探りながら、この制度についていろいろと検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○川合委員　地方議会議員の年齢の基礎となる在職期間ですか、それについて都道府県、市、及び町村と別々になっておりますですね。地方議会議員の就任の実態からして、この在職期間の通算、

これは可能なように思うし、またその方が合理的なように思うし、実態に合っているように思うのですが、この通算の問題はどうですか。

○石見政府委員 確かに地方議会議員相互間におきまして通算制度というのは、これは私は一つの大きな問題だろうと思っております。市町村議会議員から県会議員、こうなられた場合に、そこを通算をいたします場合に、一つ問題になりますのは、やはり市町村議会議員と県会議員との報酬額がかなり格差がございますから、この辺の扱いをどうするのかという問題が一点あるかと思ひます。

もう一点は、通常のケースとして、市町村議会議員から県会議員になられるというケースは非常

に多いわけでありまして、県会議員から市町村議会議員になられるというケースはまずないというふうに私は感ずるわけであります。そういたしますと、掛金を払う場所と実際に給付を受ける場所とが、たとえば市町村議会議員から県会議員になられました場合には、掛金は市町村議会議員共済にどんなん払っておりますが、実際に、県会議員になられて、そこで給付を受け出しますと、今度は払う方は、都道府県議会議員の共済年金の方で給付を受けなければならぬ、そうなりますと、お金の入りくりをやらなければ計算が合わないわけでありまして、市町村議会議員共済はもうばかりで都道府県議会議員共済は出すばかりということになりますと、これは財政がもたないわけで

ありますから、その財源調整ということをやらなければならぬ。この二点が問題として引かかっているところであります。

私たちは生の姿でそのままやりまことにつきましては――さらにそうなつてまいりますと、今度は都道府県会議員あるいは市会議員から国会議員へ行かれた場合の年金をどうするのだというふ

うな問題もあわせてやはり考えてまいらなければならぬ問題でありますし、そうなりますと、国會議員互助年金制度との絡みも出てまいるわけであります。私どもは、やはりいまの問題としては

十分あり、私も御要望の筋は万々よくわかるわけでございますが、裸の姿のままでこれを通算するというのは、いま申しましたようないろいろな技術的な観点なり、理論的にむずかしい問題があるろうかと存じておりますけれども、何らか、ほかの方法によつても、実質的な通算がなされたと同じような効果を持つような制度をつくり得ないかどうかということを検討いたしております。これもかなり検討を進めておりますけれども、いま申しましたように、一つには国会議員互助年金制度にまで及ばなければこの問題というのがなかなか解決できないという問題でもございますので、そういう問題も含めながら、今後とも引き続いて検討はしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○川合委員 最後に政務次官にお伺いしたいと思いますが、地方議会議員の年金制度について

は、そのほか最低保障の制度とか、遺族年金についての加算制度とか、一般公務員の年金制度と比べて改善すべき点が多い、こういうふうに思っています。自治省の公務員部の知恵をひとつしほするように政務次官が奮励して、また御指導していただきまして、この地方議会議員の年金制度、これについて抜本的に検討することを期待するのですが、抜本的検討をなさるおつもりがあるかどうか、最後に伺いたいと思います。

○中山政府委員　先ほど地方議会議員の高齢者の処遇等につきまして公務員部長からお答え申し上げましたように、この制度は、御承知のように、昭和三十七年に発足いたしましたしてから数次の改正が行われて現在に至ったわけでございますが、先生御指摘のように、まだまだ制度としては大変不備な制度でございますし、内容もまだ、経過から見ましても非常に乏しいものがあるだろうと思います。

ただ、この問題は、国会議員の年金制度、また一般の公務員の年金制度、また地方議会議員の性格、特に地方議会議員のあるべき姿、性格というものはどういふものかというようものが、まだはつ

きりとした結論が出ていない。そこで、いろいろな先生が御指摘になっておられますような改革につきましてもまだためらいがあるというようなところだらうと思います。国会議員はほとんど通年で半職業的な性格がございしますが、地方議員は一年のうち、通算しても一カ月か四、五十日というような勤務時間であるというようなこともありまして、いま御指摘がございましたように、この問題も非常に大切な問題であると思いますので、自治省におきましても、外国の地方議会というものはどういうふうになっておるか、また、年金制度がどういう形で取り上げられているか、また、地方議会議員のあるべき姿というのが外国の制度の中で——それぞれの経過があるでしょうけれども、どういふふうに考えられているのかというようなことを含めて、自治省としても調査を進め、できるだけ早いうちに長期的展望に立ったこの制度の改革というものを進めてまいりたいと存じております。

○川合委員 質問を終わります。

○地崎委員長 次回は、明十三日午前十時理事
会、午前十時三十分委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

地方行政委員会議録第三号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
五	一	三	いつまでたつたも	いつまでたつて
七	二	末	うよな	ような
八	四	末	限りております	限りであります
一〇	三	一	租税	租税
三	四	三	予算委員会	予算委員会
九	二	三	かわり合いのもの	かわり合いのもの
三	一	二	規則適合車	規制適合車

同 第四号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
七	二	末	考ええ	考えて
八	一	三	答弁はい	答弁はない
八	二	末	利用料全	利用料金
三	三	六	量大	最大
四	三	二	困っている	困っている
七	三	三	増負担	税負担
三	一	八	大字	太字
三	一	末	五万五千四百十二円	五万五千四百十二円
四	一	四	燃けた	焼けた
四	一	四	消防団 常備消防	消防団、常備消防
四	三	元	措置講じて	措置を講じて
六	二	一	私 きんな	私もこんな
六	二	五	その際	その際
三	二	末	納税義務者にな	納税義務者ない
三	一	三	いし	し
三	一	三	租税	租税
三	二	九	起算委員会	起草委員会
三	四	三	大臣の答弁では	大臣の答弁は
六	二	三	このときは	このときは